

磐田北

郡別	智別	大正	粗揉機	葉打機	揉捻機	精揉機	合計
同	同	四年	一三三	二	二四	五	一三四
同	同	五年	一四二	三	二九	一六	一七三
同	同	六年	一六二	八	〇	〇	一九五
同	同	七年	二〇八	〇	一七	二〇	二四八
同	同	八年	二六九	一〇	一七	三二	三三八
同	同	九年	二九九	一六	一七	三三	三六五
同	同	十年	三二七	一八	一九	三八	四〇二
同	同	元次	四一〇	一	一	一	四一三
同	同	二年	五六七	一	一	一	五六八
同	同	三年	六〇三	一	一	一	六〇七
同	同	四年	六六四	一	一	一	六六八
同	同	五年	七八四	一	一	一	七八八
同	同	六年	九五六	一	一	一	九〇六
同	同	七年	九五七	二	一	一	一〇〇八
同	同	八年	一、一七〇	三	一	一	一、一八四
同	同	九年	一、二一五	四	一	一	一、二二〇
同	同	十年	一、二一五	四	一	一	一、二二〇
同	同	元次	二七	一	一	一	三〇
同	同	二年	四〇	一	一	一	四二
同	同	三年	三七	一	一	一	四一
同	同	合計	二七	一	一	一	二七

郡別	濱	大正	粗揉機	葉打機	揉捻機	精揉機	合計
同	同	四年	四七	一	八	七	六二
同	同	五年	四七	二	六	九	六二
同	同	六年	三四	四	五	八	五二
同	同	七年	三六	七	六	七	五二
同	同	八年	四〇	六	〇	八	五七
同	同	九年	四四	八	〇	六	六六
同	同	十年	四四	九	〇	七	七五
同	同	元次	二六六	一	〇	一	二七七
同	同	二年	二五七	四	二	一	三〇四
同	同	三年	二七四	四	四	一	三五九
同	同	四年	二三四	二	四	三	四二八
同	同	五年	一九四	二	六	二	四二八
同	同	六年	二〇四	四	六	二	四二八
同	同	七年	一六五	三	五	一	四二四
同	同	八年	一五六	〇	八	一	三五一
同	同	九年	一七九	〇	六	一	三三〇
同	同	十年	一八二	〇	七	一	三三〇
同	同	元次	一〇、一四三	七	六	九	一、二四〇
同	同	二年	一一、六九五	七	六	九	一、四三二
同	同	三年	一一、五六八	一、〇二八	一、六八六	二、二三五	一、五、六五九
同	同	合計	一〇、一四三	七四六	一、四六二	六九	一、二、四二〇

静岡縣茶業史

計	中川山	松崎	西郷	柴田	榛葉	五戸	村松	末廣	鈴兼	前澤	五條	橋本	加藤	服部	中村	ジャクソン	無名	櫻井	八木	杉山	
一四																					
二六																					
四〇																					
八〇																					
一四																					
二四八																					
八七〇																					
六七																					
二二																					
一九																					
一九																					
五																					
二四																					
三八四																					

計	志田	丸茶	竹田	栗田	寺田	大石	木村	白井	望月	式名	堀江	瀧谷	榛原	今井	B T	篠宮	田村	立石	大塚	石川	大保	
一四																						
二六																						
四〇																						
八〇																						
一四																						
二四八																						
八七〇																						
六七																						
二二																						
一九																						
一九																						
五																						
二四																						
三八四																						

静岡縣茶業史

精揉機

式名	栗田	白井	高林	八木	橋本	竹本	丸茶	服部	合名	志田	望月	柴田	寺島	敷島	太田	是永	鈴浦	松木	芝邊	渡名	無計
式名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栗田	23	23	21	3	5	15	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
白井	3	1	2	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
高林	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
八木	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
橋本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
竹本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
丸茶	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
服部	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合名	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
志田	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
望月	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
柴田	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
寺島	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
敷島	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
太田	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
是永	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
鈴浦	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
松木	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
芝邊	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
渡名	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
無計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

熱風火爐

式名	白井	鈴木	富林	高士	竹林	望月	八原	内木	寺野	日下	松本	橋下	堀川	青島	中村	芝邊	渡名	無計		
式名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
白井	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
鈴木	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
富林	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
高士	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
竹林	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
望月	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
八原	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
内木	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
寺野	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
日下	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
松本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
橋下	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
堀川	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
青島	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
中村	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
芝邊	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
渡名	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
無計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

年次	事	金額
明治二〇	高林式製茶機械傳習ノ爲メ織田喜作ヲ埼玉縣ニ出張セシム	三二、五一七
同	高林機械製所補助	四八、一三六
同	製茶機械研究補助費	一四四、〇〇〇
同	同 試験補助費、中森機械ノミ試験ヲ爲ス	一五、〇〇〇
同	望月發太郎發明製茶機械研究補助費	一四四、〇〇〇
同	製茶機械試驗費	三〇、〇〇〇
同	再製茶機械購入及据付費	一、〇四九、二〇〇
同	改良費トシテ製茶機械購入補助	二一、〇〇〇
同	製茶機械試驗費	一三一、七一五
同	同 購入補助費	四九六、二九六
同	同 購入補助	一六二、一一二
同	同 試験及研究費	六九八、七一七
同	同 購入補助	五〇、〇〇〇
同	製茶再製機械据付補助	七九九、七四二
同	製茶機械購入補助	四、五〇〇、〇〇〇
同	再製機械据付補助	七九九、九三〇
同	機械運轉補助	六、三五〇、〇〇〇
同	再製機械据付補助	一五〇、〇〇〇
同	同	七、二〇〇、〇〇〇
同	同	四、四九九、九二〇

年次	事	金額
明治三九	再製機械据付補助	一、九五〇、〇〇〇
同	同	九六〇、〇〇〇
同	製茶機械試驗費	二、七九七、五七五
同	同 試驗二回 一、四八三、四二三	二、六八三、四二三
同	熱風火爐製茶機械奨勵	六、四六八、四七〇
同	機械試驗	六六六、四三二
同	製茶機械改造補助、熱風爐	五一、六六八、六〇〇
同	熱風火爐新案權買入	五〇〇、〇〇〇
同	精採機試驗費	五五六、〇八五
大正二	機械使用法講習會(六月)	七四八、六一〇
同	同	九三五、五一〇
同	同 (六月)	八六五、三八〇
同	同 (七月)小笠組合	六七三、〇〇〇
同	同 (七月)國立製茶試驗場	八九五、一一〇
同	同 (六月)	五四八、七九〇

各種製茶機械並に是れに關聯せる機器にして特許を得たるもの左の如し。

一一、製茶機械の特許

(1) 茶葉蒸熱機	特許番號	發明名稱	特許年月日	住所	氏名
生茶葉蒸器機	二		明治一八年八月四日	埼玉	高林謙三
蒸茶器	三三六		同 二〇、四、二九	東京	中西清太郎
蒸茶機	一九七〇		同 二六、六、一五	奈良	瀧本甚七

静岡縣茶業史

一、九九六	生茶蒸機械	明治二六、七、四	静岡	吉澤助右衛門
四、〇一八	茶葉蒸熱機	同 三三、三、一四	同	松浦才治
七、九五五	茶葉蒸機械	同 三七、一、二	同	白井喜市郎
八、〇八九	茶葉蒸器	同 三七、二、六	同	大村千代吉
八、三三四	茶蒸器	同 三八、一、二一	同	藤村千代吉
八、四三五	同	同 三八、二、一七	同	古池次郎
八、六五四	同	同 三八、四、七	同	田邊瀧藏
八、六五八	同	同 三八、四、八	同	鈴木由松
二二、六一一	丸松式茶葉蒸器	同 四四、六、一七	同	丸尾文雄

(2) 茶葉打機

三、五七七	葉打機	明治三二、 ^甲 六、二九 ^日	静岡	田中勝次郎
三、七五七	同	同 三二、一〇、一一	同	笠井兵衛
四、三〇五	同	同 三三、一〇、一〇	三重	鈴木枝
四、四三四	同	同 三三、二、四	静岡	中津初次郎
四、四九六	同	同 三四、一、一〇	京都	白井喜市郎
六、五二六	同	同 三六、八、二一	鹿兒島	黒川泉
二三、五七一	同	大正元、二、二九	静岡	後藤柳平

(3) 茶葉揉捻機

特許番號	發明名稱	特許年月日	住所	氏名
------	------	-------	----	----

一五〇	茶葉揉捻機械	明治一九、 ^年 三、二〇 ^日	埼玉	高林謙三
改訂一五〇	同上ノ改良	同 一九、一、一八	同	同
四一九	茶葉揉捻機	同 二一、一、二〇	静岡	稻葉ト
四二〇	茶葉摩擦機	同 二一、一、二〇	同	同
四三九	茶葉揉捻機械	同 二一、三、一六	東京	石橋善三郎
四六六	茶葉揉捻機械	同 二一、四、二七	千葉	篠原誠次郎
六四九	茶揉機	同 二二、四、九	東京	遠藤太郎兵衛
六七一	製茶下揉機	同 二二、五、一六	群馬	上原温重
七六八	茶葉揉捻機	同 二二、一〇、二八	静岡	南山伊織
八五二	茶葉揉捻機	同 二三、三、八	同	同
二、七一八	茶葉揉乾機	同 二九、四、一八	同	望月發太郎
二、七七一	茶葉揉捻機	同 二九、七、三一	同	同
二、九七八	同	同 三〇、一、六	同	同
三、一三五	同	同 三一、六、二	山口	原田傳治
三、三〇一	茶葉粗揉機	同 三一、二、二二	静岡	高林由松
改訂三〇一	同	同 三三、二、四	同	同
三、五七六	茶葉揉捻機	同 三二、六、二九	同	田中勝次郎
三、六五九	同	同 三二、七、一七	徳島	笠井兵衛
三、七五五	同	同 三二、一〇、一一	静岡	影山熊吉
三、八〇〇	茶葉精揉機	同 三二、一〇、二八	同	松尾治太郎
三、八六四	茶葉揉捻機	同 三二、二、八	京都	中森重右衛門

静岡縣茶業史

(二六三)

(二六二)

静岡縣茶業史

四、〇二六	製茶機械	明治三三、三、二七	東京	保坂平三郎
四、四〇九	茶揉機械	同 三三、一、二六	静岡	曾根新三郎
四、七一八	茶葉粗採機	同 三四、六、四	同	高林由松
五、二三〇	製茶機械	同 三五、三、六	同	加茂才吉
五、三九二	茶葉採捻機	同 三五、五、九	三重	本山林三郎
五、三九七	同	同 三五、五、二	兵庫	大串福次郎
五、四二九	同	同 三五、五、二七	静岡	宮脇才吉
五、六一三	製茶機械	同 三五、八、一六	同	加茂才吉
五、六一三	改訂	同 三七、二、二八	同	同
五、八五五	茶葉採捻機	同 三五、一、一九	同	同
六、一七八	製茶機械	同 三六、四、一六	東京	柴田太郎
六、五〇八	茶葉採捻機	同 三六、八、二二	京都	平出伊太郎
六、五三五	同	同 三六、八、三一	静岡	山本辰次郎
六、五九一	同	同 三六、九、一八	同	望月發太郎
六、五九四	同	同 三六、九、一八	同	丸平合資會社
六、六四五	粗採機械	同 三六、一〇、三	同	中村三藏
六、六四六	精採機	同 三六、一〇、三	鹿兒島	黒川家秀
六、六六八	採茶裝置	同 三六、一〇、八	英國	同
六、七一六	製茶機	同 三六、一〇、一六	静岡	ウイリアム、ジャクソン
六、七五八	茶精採機	同 三六、一〇、二八	同	中山悦太郎
六、七六一	製茶機	同 三六、一〇、二八	同	白井喜市郎
六、七六六	茶葉粗採機	同 三六、一〇、二八	同	大藤卷次郎
				伊東勇次郎

(二六四)

六、八六七	茶葉採捻機	明治三六、一、二五	静岡	望月倉吉
六、九二七	製茶機	同 三六、二、一五	同	鈴木造酒藏
七、二九九	製茶機械	同 三七、四、一六	東京	保坂平三郎
七、五四三	茶葉採捻機	同 三七、六、二五	静岡	村松總太郎
七、五九二	茶葉粗採機	同 三七、七、四	同	高林由松
七、七四〇	製茶機	同 三七、九、三	同	鈴木造酒藏
七、七四一	茶葉粗採機	同 三七、九、二三	同	白井喜市郎
七、八七一	茶葉精採機	同 三七、一〇、二〇	富山	長谷川又右衛門
八、一三四	茶葉採捻機	同 三七、一一、八	静岡	石川新八郎
八、一七四	茶葉採捻機	同 三七、一二、二二	同	八木喜多郎
八、七五三	同	同 三七、一二、二七	英國	ウイリアム、ジャクソン
九、一六九	製茶機	同 三八、四、二八	静岡	藤巻啓次郎
九、四五一	茶葉蒸機併設粗採機	同 三八、八、七	同	松本仲吉
九、五八九	製茶機械	同 三八、九、二六	奈良	宮中檜松
一一、一四二	綠茶製造機械	同 三八、一〇、三〇	静岡	荒木竹次郎
一一、九二〇	茶葉粗採機	同 三九、一〇、一九	同	萩原千代藏
一二、一五〇	綠茶製造機械	同 四〇、四、二	京都	藤原代藏
二二、六七四	鈴木式採捻製茶機	同 四〇、五、二二	静岡	石原清正
二二、七八三	茶葉精採機	同 四四、六、一四	同	鈴木喜市郎
二二、八二〇	同	大正 元、一〇、七	同	白井喜市郎
二二、九〇八	製茶採捻機	同 元、一二、三	同	伊藤仙太郎
二三、九四九	同	明治四五、一、二七	同	大石喜八郎
		同 四五、七、二三	同	伊藤仙太郎

静岡縣茶業史

(二六五)

二九、九五〇	茶葉精揉機
二三、九九九	製茶機
二三、九八五	製茶揉捻機
二四、〇〇一	茶葉揉捻機
二四、二二二	製茶揉捻機
二四、三八七	同
二七、三九二	茶葉精揉機
二九、〇三七	同
三〇、〇一二	製茶精揉機
三〇、〇四〇	同
三〇、六一二	同
三〇、八八三	茶葉精揉機
三一、八五九	製茶機
三〇、一五	茶葉揉捻機
三一、六六五	揉捻機
二三、九五〇	茶葉精揉機
二三、七八三	同
二三、三三八	同
三五、六〇四	精揉機
二五、四八六	同
二一、八七七	同
二二、七五三	自動機製茶機
二三、八四八	採切式製茶機

大正 元、二〇、二二	靜岡
同 元、二〇、九	同
明治四五、四、三〇	東京
大正 元、二〇、八	靜岡
明治四四、二〇、一八	同
大正 元、九、九	同
同 三、四、七	同
同 四、八、一六	同
同 四、五、二五	同
同 四、五、二五	同
同 五、六、二	同
同 五、二、六	同
同 五、一〇、五	京都
同 三、一、二三	同
同 三、五、二七	同
同 二、五、一三	同
同 二、四、二五	同
同 二、一、九	同
同 八、二、二七	同
同 三、二、三一	同
明治四五、三、二五	同
同 四、一、二三	東京
大正 元、二、二七	靜岡

(二六六)	松 下 幸 作
秋 元 治 三 郎	同
鈴 木 藤 三 郎	東京
寺 田 信 太 郎	靜岡
井 上 豊 吉	同
白 井 喜 市 郎	同
日本製茶機械株式會社	同
松 下 幸 作	同
白 井 喜 市 郎	同
望 月 發 太 郎	同
木 村 嘉 作	同
林 甚 太 郎	同
望 月 倉 吉	同
白 井 喜 市 郎	同
木 村 留 吉	同
白 井 喜 市 郎	同
川 崎 金 平	同
栗 田 重 作	同
栗 田 庄 作	同
望 月 倉 吉	同
出 口 八 重 治	東京
松 下 太 三 郎	靜岡

(4) 茶葉焙乾機

特許番號	發明名稱	特許年月日	住所
改訂 三	焙茶器械ノ改良	明治一八、八、一四	埼玉
一八四	焙茶器械	同 一九、五、二一	同
四二一	茶葉乾燥器	同 一九、四、二七	同
一〇六九	焙茶器械	同 二一、一、二七	靜岡
一、六〇二	焙茶器械	同 二四、二、一三	埼玉
一、八三五	焙茶箱	同 二五、五、三〇	靜岡
二、一九八	茶焙乾機	同 二六、二、一七	東京
二、一九九	同	同 二七、四、二一	東京
二、六三九	同	同 二七、四、二二	兵庫
三、二四九	製茶機械	同 二八、二、三	同
三、二四九	茶焙乾器	同 三一、一、四	滋賀
三、六〇三	茶葉焙乾機	同 三二、六、三〇	靜岡
四、一七四	同	同 三三、七、一一	同
四、二二九	同	同 三三、九、一三	兵庫
六、二七一	同	同 三六、五、二七	靜岡
九、一四九	製茶用蒸氣焙爐	同 三八、八、一	同
二三、八五七	焙茶用助炭機	大正 元、一、二九	大阪
二三、八一三	茶焙乾機	同 元、九、三〇	靜岡
二六、一三六	茶葉揉乾機	同 三、二、二〇	同
三〇、七一一	製茶攪拌乾燥機	同 五、八、一八	同
二二、九二一	製茶乾燥機	明治四三、四、四	同

高 林 謙 三 人	同	同	同
小 川 與 平	同	同	同
稻 葉 誠 次 郎	同	同	同
篠 原 誠 次 郎	同	同	同
長 谷 川 甚 太 郎	同	同	同
吉 澤 助 右 衛 門	同	同	同
大 川 平 三 郎	同	同	同
佐 々 井 次 郎	同	同	同
鈴 木 恒 三 郎	同	同	同
根 本 德 次 郎	同	同	同
橋 本 宗 吉 郎	同	同	同
望 月 發 太 郎	同	同	同
白 井 喜 市 郎	同	同	同
大 串 福 次 郎	同	同	同
望 月 發 太 郎	同	同	同
鈴 木 發 太 郎	同	同	同
杉 山 發 太 郎	同	同	同
渡 部 清 次 郎	同	同	同
望 月 發 太 郎	同	同	同
松 下 幸 作	同	同	同
望 月 發 太 郎	同	同	同
北 山 發 太 郎	同	同	同

(5) 製茶摩切機

特許番號	發明名稱	特許年月日	住所	氏名
六、一七一	製茶切斷器	明治三六、四、一〇日	静岡	鈴木平次
八、五一五	同	同 三八、三、六	同	同
一〇、三八九	製茶摩折機	同 三九、四、二六	同	高須豊清
一四、五六二	製茶葉摘機	同 四一、六、二三	同	竹下久作
三六、一七一	製茶切斷器	大正 九、四、一五	同	鈴木平次

(6) 製茶篩別機

特許番號	發明名稱	特許年月日	住所	氏名
六八二	製茶摩折篩分器	明治二二、六、三日	静岡	古井榮音
一〇、四六七	製茶篩別機	同 三九、五、一五	神奈川	秋田鶴藏
二四、九〇七	伊藤式分篩機	同 四五、三、一八	三重	大石鶴一郎

(7) 茶精製機

特許番號	發明名稱	特許年月日	住所	氏名
四	製茶摩擦器械	明治一八、八、一四日	埼玉	高林謙三
一八	同	同 一八、九、五	東京	中西清八
六〇	改良扇風器械	同 一八、一、一〇	埼玉	高林謙三
二、七一一	茶精製機	同 二九、三、三〇	兵庫	篠原誠次
二、七一五	製茶爐	同 二九、四、九	静岡	曾根誠次
三、二六九	茶精製機	同 三一、一、二一	同	竹內清米
三、二六九	同	同 三一、一、二一	同	鈴木吉藏
改訂	同	同 三六、一〇、二一	同	原崎源人

特許番號	發明名稱	特許年月日	住所	氏名
三、四五一	茶精製機	明治三二、四、二八	神奈川	大石鶴一郎
改訂	同	同 三二、一〇、三一	同	同
三、六三九	同	同 三二、七、一	兵庫	篠原誠次
四、〇二七	同	同 三三、三、二七	神奈川	招原誠次
四、三〇二	製茶精選機	同 三三、一〇、一〇	京都	陳鳳
五、三六七	茶精製機	同 三五、五、二	神奈川	西野治次
六、五〇四	同	同 三六、八、八	同	西野治次
六、五九三	同	同 三六、九、一八	同	大谷嘉兵衛
八、二〇三	茶再製機	同 三七、二、二三	京都	同

(8) 製茶除莖器

特許番號	發明名稱	特許年月日	住所	氏名
三四、七七七	製茶木莖分析器	大正 八、七、三一	静岡	佐瀬佐太郎
二九、三九三	製茶除莖器	同 四、六、三	同	有澤三郎

(9) 抹茶機

特許番號	發明名稱	特許年月日	住所	氏名
一三、四三八	土橋式抹茶器械	明治四〇、二、一〇日	東京	土橋幾藏

(10) 製茶裝置

特許番號	發明名稱	特許年月日	住所	氏名
一〇、四六六	磯野式製茶裝置	明治三九、五、一五日	東京	磯野彌吉
二五、六三九	竹田式製茶裝置	大正 元、八、一三	同	竹田好次郎

(II) 製茶機用爐

特許番號	發明名稱	特許年月日	住所	氏名
六、二一七	導熱管(製茶機用)	明治三六、五、六日	静岡	白井喜市郎
七、六八一	氣熱器(製茶粗採機用)	同 三七、八、二三	同	同

第二節 熱風火爐

一、熱風火爐の調査獎勵

(I) 熱風火爐調査

製茶機械は從來直接火焰吹込装置なるにより製茶の品質益々粗製に流れ、随つて批難の聲中外に起り年を逐うて甚だしからんとす、若し是れを看過せんか斯業の前途頗る寒心に堪えざるものあるを以つて本所は深く之れを憂ひ、明治四十三年六月二日臨時聯合會を開き粗製茶取締に關する討議をなし、規約を改正して直接火焰を受くる機械製を禁じ、之れに代ゆるに熱風装置を以つてし、直接火焰の機械を所持するものにして本年度内に熱風装置に改造のものへは一臺に付金貳圓づゝを補助することを決議したり、然れども未だ熱風装置の實用に適すべきものなきを以つて同年九月十五日迄改正規約の實行を延期し、直接火焰の機械製茶の賣買は本年度に限り七月三十一日迄其賣買禁止を延期したり、同時に機械改造に付適當の方法を得んが爲め調査委員七名を擧げて調査を囑託し、同年九月十五日迄に其結果を報告すべく決議し、製茶機械改良補助費として、金一萬圓機械改造調査の試験費として金參百圓を臨時費として豫算に追加せり、機械改造調査委員左の如し。

坂三郎、朝比奈基太郎、原崎源作、中村圓一郎、増田源作、笹野徳次郎、山田繁平

(2) 熱風火爐試験

右委員は從來行はれたる茶葉粗採機に應用すべき熱風火爐の供試を廣く縣下に募集せるが、之れに應じて其試験に参加せしもの十七種の多きに達し、六月二十六日より安倍郡豊田村小鹿東部茶業研究所に於て其試験をなし七月六日を以つて終了せり、其提供者及種類左の如し。

火爐ノ名稱	應用シタル粗採機ノ種類	提供者氏名
白井式第二號	伊東、高林片吹込	白井喜市郎
原崎式輕便熱風爐	同上	原崎源作
同上式兩吹込用	高林式兩吹込	同 人
八木式	八木式	川崎 今平
寺田式	寺田式、高林式片吹込	寺田 梅五郎
中村式	中村式	中村 三藏
鈴木式	鈴木式	鈴木 造酒藏
白井式第一號	白井式、高林式兩吹込	白井 喜市郎
柴田式	柴田式、スプリング式	古川 幸正
高林式兩吹込用	高林式兩吹込	松川 幸作
平野式	平野式	平野 熊太郎
伊東式第一號(富國式)	伊東式	服部 馬治
望月式葉打機及揉捻機		橋本 半吉
伊東式第二號(螺旋形)		服部 半治
榛原式	高林式片吹込	榛原 茶業組合
加茂新式	加茂新式	

ヨリキリ式
深澤式葉打機

ヨリキリ式

小林 蔚 夫
深澤 耕 一 郎

是れより先六月二十一日茶業會議所樓上に委員會を開き、尾崎、北川正副會頭出席の上熱風装置製茶機械試験に關し左の協議をなしたりしが、試験火爐の豫定は前記の通り實施に至りて變更せり。

熱風装置製茶機械試験順序

- 一、本試験は臨時聯合會の決議により施行するものにして其目的は現在熱風装置の各種機械に付最優等の機械を認知せんとするにあり、故に各考案者の提供により期日の許す限り何種にても試験するものとす
- 一、試験の場所は安倍郡豊田村小鹿静岡縣東部製茶研究所に於て施行す
- 一、試験は六月二十五日より開始し凡そ十日間の豫定とするも機械種類の多少により期日を伸縮することあるべし
- 一、試験の審査は製品の優劣、行程の多少、構造の難易、耐久力の長短、使用上の便否、燃料の多寡等を調査し優劣を甄別するものとす
- 一、参考の爲め火焰吹込機械をも運轉して比較をなすものとす
- 一、試験中増田源作氏に依頼して常務委員とす
- 一、試験豫定のもの左の如し

原崎式装置、高林式兩吹込

片吹込

伊東式、臼井式、中村式、八木式、寺田式、熱風スプリング、望月式葉打機(魚葉試驗)、深澤式(葉打式)

右の外参考の爲め高林式、伊東式の吹込機械を試験す(本項は試験の結果多) (少の變更ありたり)

一、右等の機械を運轉するは日々四臺以下とす

一、前各項により施行する日々の課程其他に就ては常務委員と本所事務員と協議の上決定す

一、試験開始の日には委員一同現場に集會し以後試験中は毎日委員一名づ、交代に出動し機械の構造等に就き調査するものとす

第一回試験 以上の方法に依りて試験を執行し、尙其製品に付ては本所に於て審査したり、試験成績の

概要左の如し。

第一回審査成績表

月日	器械名稱	熱風爐名稱	運轉回数	時間	中火重量	燃料種類	一回燃量	製茶粉量	製品粉量	水色	摘要
六月二六	伊東式	臼井式	二〇	四九分	七四四	薪	一、三三五	五三、七九〇	二、二四〇	七五	第二號火爐を用ひ器械は伊東式在來の吹込口を以てしたるもの原料は莖太く雨天摘にて水分多きものなりし原崎式輕便熱氣爐を用ひ原料は同
同	高林式	片原崎式	二〇	四三、七	七六九	同	一、五三五	五九、三三〇	二、〇三〇	七二	原崎式輕便熱氣爐を用ひ原料は昨日及當日摘の雨葉にて莖太きものなりし
同	二七伊東式	原崎式	九	四三、八	八〇〇	同	一、三〇五	五〇、二八〇	二、一八〇	七	第二號火爐を用ひ原料は昨日及當日摘の雨葉にして莖太きものなりし
同	高林式	片臼井式	二〇	六、八	七二〇	同	一、四三五	五三、一九〇	二、一九〇	七	原料は昨日及當日摘の雨葉なり
同	二八高林式	兩原崎式	二〇	三、八	七七八	同	四七〇	四八、三四〇	二、七五〇	六	兩吹込
同	二八八木式	同式熱氣	二〇	三、二	七九〇	炭	一、〇〇〇	四八、四五〇	二、七五〇	七	原料は昨日及當日摘の雨葉なり
同	二九寺田式	同式	二〇	三、二	七九〇	炭	二、七二	二七、六五〇	二、九五〇	六	原料は昨日及當日摘の雨葉なり
同	二八中村式	同式	二〇	三、三	七六七	薪	一、一九八	四六、六六〇	二、四九〇	五	原料は昨日及當日摘の雨葉なり
同	二八中村式	同式	二〇	三、三	八一九	炭	五三〇	五三、四三〇	二、七四〇	五	同上
七月	二中村式	同式	八	三、五	八七八	炭	七五五	五八、三〇〇	一、四六〇	二	火爐の一部分を改造したるもの昨日摘の葉にして漸く硬葉なるを認めたり
六月二九	鈴木式	同式	二〇	三、二	七四〇	薪	八二七	三二、六九〇	一、三三八	六	原料は昨日及當日摘の雨葉なり
同	三〇鈴木式	同式	二〇	三、二	七四〇	薪	六八七	三二、六九〇	一、三三八	六	火爐の一部分を改造したるもの原料は昨日摘一日増に硬化せり
七月	四鈴木式	同式	二〇	二、九	七五七	薪	七四〇	二八、七五〇	一、七六七	三	第一號火爐を用ひ原料は昨日及當日摘の雨葉なり
六月二九	高林式	兩臼井式	二〇	三、二	七九〇	薪	一、〇五〇	四三、三三〇	二、〇二〇	六	原料は昨日及當日摘の雨葉なり

六月三〇	白井式白井式	二〇	三、八	六五松	薪	一、二九二	五、六七八〇	二、〇九二	七〇	九	第一號火爐を用ゆ 原料は昨日及當日摘の雨葉なり
七月一〇	高林式片寺田式	二〇	三、三	七七同	炭	一、三五一	五、六八四〇	二、〇八七	六六、五八	八	原料 同上
七月三〇	柴田式同式	二〇	三、二	八四二黒	炭	五、九	五、七、四〇	一、八八	六〇	〇	原料昨日摘の葉にして漸く硬葉なるを認め 吹込口を大きく改造して第二號火爐を用ゆ 原料昨日摘の葉にして漸く硬葉なるを認め
同	一伊東式白井式	二〇	三、一	七九松	薪	一、三三七	五、三、二四〇	一、九三	七〇	〇	原料 同上
同	一スプリン	六	六、二	八八〇黒	炭	六、三	六、一、八六〇	三、四四	六四	八	原料 同上
同	二高林式兩同式	二〇	三、五	七六松	薪	七、六	二、七、四四〇	一、九四	七六、五九	九	原料 同上
同	二平野式同式熱氣	一七	三、四	七七同	薪	八、九	三、三、三〇〇	二、三三	六五	三	同 上
同	三伊東式同式一號	二〇	三、三	七三同	炭	九、〇	三、八、三〇〇	一、七〇	七〇	〇	同 上
同	三望月式同式採捻	一〇	三、〇	八四八黒	炭	二、四〇	二、四、三、七五〇	三、二二	七四	二	葉打時間十五分、採捻十五分 原料昨日摘の葉にして漸く硬葉なるを認め 原料昨日摘の葉にして漸く硬葉なるを認め
同	六同式同上	四	三、五	九五松	薪	四、五〇	一、七、一五〇	一、二四	四九	九	葉打時間十三分、半採捻十分 原料 同上
同	四伊東式同式二號	二〇	三、三	七九同	薪	八、三	三、三、七八〇	一、二四	七五	五	原料は昨日摘のもの一日増に硬化せり
同	四よりきりよりきり	一九	二、七	七四石	炭	二、五二	二、三、三三〇	一、三三	七〇	五	原料は昨日摘のもの一日増に硬化せり
同	五高林式片榛原式	一九	一、九	七七松	薪	一、一五〇	四、七、四二〇	一、八六	七三、五三	三	原料 同上
同	六加茂新式加茂新式	一〇	三、三	八九白	炭	三、〇〇	三、三、八六〇	一、七〇	七三	九	原料 同上
同	同深澤式同葉打	六葉打 採捻	二、〇	八六同	炭	二、四二	三、二、七〇	一、	六〇	〇	採捻器は望月式及白井式を試用す 原料は昨日摘のもの一日増に硬化せり

備考 生葉投入量は各機械共毎同一貫五百匁とす、仕上製造時間は毎同一時間と限定せり、時間單位以下は秒にあらすして分を以つて現はせり

燃料の相場は木炭は黒白とも十貫匁金壹圓、石炭は十貫匁金四拾錢、松薪は十貫匁金參拾九錢、コークスは十貫匁金五拾參錢の見積

各種器械とも日々十回宛運轉し表中に掲げたるは之を平均したる一回分にして事故の爲運轉回数を減じたる機械は運轉回數に平均計上す

以上の成績に依りて之れを通覽するに提供したる熱風爐中發熱部に於ける中釜の要部を薄き鐵板を以つて製作したるものありて實地使用上耐久力乏しきものあるを視る、故に是等薄板製のものには審決に入る、や否やに付て熟議をなしたる結果左の如く決議せり。

一、熱風火爐の要部は鑄鐵又は煉鐵にして厚さ一分以上のものを用ゆべき事

但し火爐中の接續點に於ける煙の漏洩を防止し堅牢にして耐久力を有するものに限る

一、今回試験せし熱風火爐中提供者より改造を申出たるもの又は鑄鐵に改造を命じたるものには七月三十日迄に現品を提出せしめ再審を許す事

以上の方針に依りて現品に就て反覆審査の結果七月七日委員會を開き左記審決書の通り査定せり。

審決書

- 寺田式 提供品の通りにて使用差支なきものと認む
- 柴田式 中釜全部を鑄鐵製に改め再審を要す
- 中村式 提供品は製作の場合火爐上部に於て不完全の點あるに付改造の上再審を要す
- 第二號伊東式 提供品へ火爐を附し烟の漏洩なからしむる装置を要す
- 白井式片吹込 提供品の通りにて使用差支なきものと認む
- 同 式兩吹込 同上
- 同 式同上
- 八木式 火焰排氣装置を完全になし採捻部に加温せざる様改造を要す
- 鈴木式 中釜及煽風機の外側面を鑄鐵に改造し再試験を要す
- 原崎式 提供品の通りにて使用差支へなきものと認む
- 兩吹込 同上
- 第一伊東式 中釜の全部竝に煙道を鑄鐵製に改造して再審を要す
- よりきり式 火爐は鑄製に改造して火煙の漏洩せざる改造になし再審を要す
- 高林式 提供品の通りにて使用差支へなきものと認む
- 加茂式 完全なる熱氣装置と見る能はず、此點の改造をなし再審を要す
- 平野式 採捻室に横架する火焰を通ずる鐵管熱燒する爲め之に觸る、茶葉に焦香を生ずる故に熱風に改造して再審を要す
- 望月式 焦葉を生ずると煙臭の附着する恐れあり、故に審査の結果熱風を應用する方法を講ずるを本機の得策と認む、故に改造の上再審を要す
- 深澤式 焦葉を生ずると煙臭の附着する恐れあり、焦葉の生ぜざる装置に改造をなし再審を要す
- 第二回試験 以上の如くにして第一回の試験を終了して其旨を公にし、更に廣く考案の募集に著手せり、

之によりて出品せし種類を擧ぐれば左の如し。

火爐ノ名稱	應用スル粗採機ノ種類	提供者氏名
八木式(金谷)熱風	八木式	川崎今平
伊東式新式	伊東式	服部半治
白井式丙號	高林式片吹込	白井喜市郎
松河式	同上	河部宗平
伊東式螺旋形	伊東式	服部半治
スプリング式	すぶりんぐ式	古川幸正
白井式乙號	白井式	白井喜市郎
鈴木式	鈴木式	鈴木造酒藏
高林式片吹込用	高林式片吹込	鈴木下幸藏
中村式	中村式	中村三藏
よりきり式三聯熱風	よりきり式	小林三藏
望月式(葉打及採捻器)		橋本蔚夫
八木式(東遠)熱風熱氣	八木式	大井馬吉
伊東式、木村式	伊東式	服部與吉
平野式	平野式	平野熊太郎
榛原式	高林式片吹込	榛原茶業組合
村松式	村松式	村松總太郎

以上各種の熱風爐に付き八月八日より前回の方針によりて是れが試験執行を開始し、同月二十三日終了せり、此間大雨ありて各地に水害多く交通杜絶すること數日なりき、審査員は前回決議の意旨を續行し、試験終了後熱風爐の構造に付て嚴密の審査を行ひたる結果九月六日調査委員は左記審決書の通り査定せ

審決書

八木式(東遠) 第一回の提供品に比して幾分の進境を認むるも更に純然たる熱風装置に改造する方得策なりと査定す
 八木式(金谷) 第一回の提供品に比して幾分の進境を認むるも更に純然たる熱風装置に改造する方得策なりと査定す
 スプリング式 中釜の製作に一層注意を加へ焚口及煙筒を厚さ一分以上の鐵板に改造するを要す
 榛原式 提供品の通りにて使用差支へなきものと認む
 松河式 中釜の外側面に装置しある煙道内に螺旋形をなせる階段板を厚さ一分以上の鐵板に改造するを要す
 高林式 提供品の通りにて使用差支へなきものと認む
 よりきり式二聯熱風火爐 提供品の通りにて使用差支へなきものと認む
 白井式^{乙號} 提供品の通りにて使用差支へなきものと認む
 木村式(伊東) 洒掃上困難を感ず、故に容易に掃除し得べき装置に改造の上再審を要す
 伊東式螺旋形 提供品の通りにて使用差支へなきものと認む
 伊東新式 火爐發熱部と導熱管との接續點を安全に密著すべき装置に改造の上再審を要す
 鈴木式 提供品の通りにて使用差支へなきものと認む
 村松式 構造の全體に亘りて一層の改造を要す
 中村式 提供品の通りにて使用差支へなきものと認む
 平野式 第一回の提供品に比して幾分の進境を認むるも焦香を避けんが爲め純然たる熱風装置に改造し再審を要す
 望月式 熱風爐を應用したる葉打機に限り使用差支へなきものと認む
 尙ほ火爐構造上に付て一部の改善を要すべきものは之れを指摘し、其改善を加へたる箇所にて實地検査を受くべく指定せり。

第二回試験の成績を擧ぐれば左の如し。

第二回審査成績表

月日	天候	機械名稱	熱風爐名稱	運轉時間	中火燃料種類	燃料量	燃費	製茶粉量	歩合	製品歩合	粉末水色	摘要
八月二二	晴天	金谷	熱風爐	同上	黒炭	三三	三三	二五	二五	二〇	三	天氣續きにて生葉は乾き又硬葉とな
二二	同	伊東	熱風爐	同上	松薪	九七	三三	二五	二五	二〇	三	
二二	同	高林	丙井式	三	同	六五	二四	二九	二九	二〇	三	
二二	同	同	松河式	三	同	八三	三三	二九	二九	二〇	三	
二〇	曇天	伊東	螺旋形	三	同	九四	三三	二九	二九	二〇	三	
二〇	晴天	スプリング	同	六	同	一三	四七	二八	二八	二〇	三	
一九	曇天	白井	乙式	二	同	七三	二八	二八	二八	二〇	三	
一九	曇天	鈴木	同	三	同	七三	二七	二八	二八	二〇	三	
一八	曇天	高林	同	三	同	八八	三七	二七	二七	二〇	三	
一七	曇天	中村	同	三	同	八五	三七	二七	二七	二〇	三	
一七	曇天	よりきり	三聯式	二	同	一八	四七	二七	二七	二〇	三	
一五	晴天	同	同	二	同	一八	四七	二七	二七	二〇	三	
一六	同	同	同	二	同	一八	四七	二七	二七	二〇	三	十五日生葉に露を含む十六日露を含み

一三	朝晴後曇	望月式同式葉打	三〇	八八	雜木	四三	三三	空	一〇	前日摘乾葉を製す
一二	朝晴後曇	東木式同式熱風	三〇	八五	黒炭	七七	七〇	空	八	同
一四	朝小雨午前	伊東式木村式熱風	三〇	七七	松薪	二八	四六	七二	六	前日大雨にて露葉を製す
一五	晴天	平野式同式熱風	三〇	七四	同	七七	二七	六	六	雨天続き露葉を製す
九	大雨	高林式榛原式	三〇	七三	同	八九	三七	七	一四	快晴続き生葉乾き又硬葉なる
二〇	曇天	村松式同式	三〇	七二	同	八〇	三七	七	一四	快晴続き生葉乾き又硬葉なる
二一	晴天	村松式同式	三〇	七二	同	八〇	三七	七	一四	快晴続き生葉乾き又硬葉なる
八	大雨	村松式同式	三〇	七二	同	八〇	三七	七	一四	快晴続き生葉乾き又硬葉なる
九	大雨	村松式同式	三〇	七二	同	八〇	三七	七	一四	快晴続き生葉乾き又硬葉なる

備考 松薪一貫匁に付金參錢八厘、黒炭は同上金拾錢、雜木は同上金參錢壹厘

以上第一回及第二回の試験成績に依れば、各種粗採機に應用し得る火爐の種類は既に十餘種に達し、其成績の優秀なるものありては、採燥時間に於て從來の直接火焰吹込式に比して短縮することを得、發熱に要する燃料は木炭を使用する炭火爐に比し、經費二割内外を減少することを得、加ふるに著しく製品の上進を認むるに至れり。

茲に於て該熱風爐の普及を圖ると同時に、之れが監督上其取締を嚴にしたり、前後二回の試験に提供したる熱風爐は其製作費一個拾圓乃至貳拾圓を要せり。

巡廻試験 明治四十三年九月聯合會議所にては熱風式製茶機械の優秀なることを認めたるが故に、實地試験を公衆の前に行ひ生産家の疑惑を解き、其普及を圖らんが爲め、左記の日割によりて縣下各地に於て巡廻實驗を試みたるが何れも好成绩を示せり。

- 濱名郡 九月七日 濱松町 九日 神久呂村 十一日 富塚村 十三日 富塚村和地山 十五日 曳馬村 十七日 三方原村 十九日
- 吉野村
- 引佐郡 二十一日 金指町
- 磐田郡 二日、三日 二俣町 十五日より十九日迄五日間 中泉町(農學校内)
- 周智郡 七日、八日 森町
- 小笠郡 七日、八日 掛川町 九日 笠原村 十日 上内田村 十一日 大須賀村、大坂村 十二日 西郷村 十三日 下内田村、土方村 十四日 原田村 十五日 南山村、朝比奈村 十六日 和田岡村 十七日 川野村、西方村 十八日 東山口村 十九日 河城村、六郷村 二十日 日坂村
- 榛原郡 一日 牧之原 三日 萩間村 五日 相良町 七日、八日 川崎町 十日 勝間田村 十二日 坂部村 十四日 吉田村 十六日
- 日 初倉村 十八日 五和村
- 志太郡 二十一日 藤枝町 二十三日 東益津村 二十五日 稻葉村 二十七日 瀬戸谷村
- 安倍郡 十日 大谷村 十二日 豊田村 十四日 有度村 十六日 不二見村 十八日 麻機村 二十日 南葉科村
- 庵原郡 十九日 高部村 二十日 西奈村 二十一日 庵原村 二十三日 興津町 二十五日 飯田村
- 富士郡 十一日 大宮町 十三日 上井出村 十五日 鷹岡村 十七日 今泉村 十九日 須津村

二、直接吹込禁止と熱風火爐獎勵

同年十月十二日本所に於ては臨時聯合會を開き六月三日臨時聯合會にて決議したる直接火焰吹込式を禁止し、熱風火爐に改造の件につきては、其後生産家より延期の請願等あり旁々同年度内に改造すべきを、常議員會の決議を経て明治四十四年九月十五日迄其使用を認容することに付審議せるも甲論乙駁容易に決せず、傍聽者亦多數にて混雜を見るに至りたれば左の七氏の委員に附託したり。

伊藤市平、杉山彦三郎、伊藤仙太郎、中村圓一郎、橋本馬吉、佐藤喜代藏、原崎源作

翌十三日も引續き開會委員會の報告に付き更に討議し結局左の通り可決確定したり。

臨第四號

本年六月三日臨時聯合會に於て決議したる規約施行延期の件更に左の通り追加改正せんとす。

一、直接火焰吹込装置の製茶機械を所持するものにして不得已事情の爲めに本年度内に改造しがたき者は明治四十五年九月十五日迄其使用を認容す

但し此場合改正前の規約を適用す

二、直接火焰吹込製茶機械を所持するものにして熱風装置に改造のものへは一臺に付金七圓及望月式葉打機を焦葉の生せざる構造に改造のものへは一臺に付金貳圓宛を本年度限り補助す

但し本項の補助は試験の結果使用差支へなしと認定したる者を装置したるものに限る

聯合會は更に製茶機械改造補助費として前決議壹萬圓に對し、壹萬千四百圓を増加し、熱風製茶機械獎勵費として金五千圓を支出すべきことを同年度豫算臨時費中に追加決議せり。

臨第七號

熱風吹込火爐獎勵規程

- 第一條 本規程ハ在來ノ直接火焰吹込製茶機械ニ裝置スベキ熱風吹込火爐獎勵ノタメ本年度ニ於テ公會試験ヲナシタル成績上使用差支ナシト認定シタル火爐ニ適用スルモノトス
- 第二條 本所ハ各火爐ノ考案者ニ對シ其發明權又ハ特許權ノ寄附ヲ交渉シ之ニ應諾シタル者ニハ相當ノ謝意ヲ表彰スルモノトス
- 第三條 本所ハ各火爐ヲ備ヘ置キ當業者ノ縦覽ニ供スルモノトス
- 第四條 前條各火爐ハ本所ノ認可ヲ經タルモノハ何人タリトモ之ヲ製作竝ニ販賣ヲナス事ヲ得ベシ但シ認可事項ニ違背シタル場合ハ直チニ認可ノ取消ヲナスモノトス
- 第五條 本所ハ各火爐中比較的優良ナルモノヲ選擇シテ之ヲ公示シ其使用者ヲシテ方針ヲ誤ラザラシムルモノトス

- 第六條 本所ハ時々検査員ヲ各地ニ派遣シ各火爐ノ製作及販賣行爲ヲ取締ルモノトス
- 第七條 本所ハ特ニ各火爐ノ研究ヲナシ其改善ヲ圖リ使用者ノ利益ヲ計ルモノトス
- 第八條 本規程執行上重要事件ニ參加スル爲メ聯合會議員ノ互選ヲ以ツテ委員七名ヲ設置ス
- 第九條 將來優良ト認ムベキ火爐ノ考案者アリタルトキハ本規程ヲ適用スルモノトス

前記の熱風火爐獎勵規定により、本所は各火爐の考案者に對し其發明權又は特許權の寄付を交渉して之れを收用し、其内優良なるもの二三を選抜して公表すべく手配せるも、特許出願に對し鈴木藤三郎より故障起りて解決に至らず、同年十一月二十九日各郡組合へ對し

試験の結果本所に於て優良火爐と認めたるは榛原式、高林式、白井式の三種につき、若し當業者に於て熱風火爐選擇上差支たるときは前記の次第内示されし

と通知し、更に翌四十四年二月六日に至り各郡組合に對し大要左記の如き通知を發したり。

本所は熱風火爐裝置勵行の目的を以つて委員を設置し各種の火爐につき反覆精査前後二回の公開試験をなしたる結果使用差支なきもの十餘種を査定し各發明權を本所に收受し其内比較的優良なるもの左の三種を選抜せり。

- 高林式 松下幸作考案機
- 榛原式 伊藤仙太郎考案機
- 白井式 白井喜市郎考案機

右三種につき新案特許の申請中なるも未だ公然指定を爲すの運びに至らざるが、已に改造の期も切迫したれば生産家に對し製作販賣者と任意購入の手段を講せられたし。

尙之れに鈴木藤三郎及寺田信太郎より提供の火爐試験成績を附記せり。

茶業部の試験 明治四十四年六月十二日より本縣農事試験場茶業部(牧ノ原)に於て熱風火爐中既に專賣特許又は實用新案登録済のものにて左に該當するを試験したり。

- 一、前年の公開試験に洩れたるもの
- 一、前年の公開試験後改良したるもの
- 一、新たに考案發明したるもの

右試験に参加出願左の如し。

火爐の名稱	應用したる粗採機の種類	提供者氏名
改良寺田式甲號	高林式片吹込	寺田信太郎
同 乙號	同	同
鈴木式B號	同	鈴木發明部
同 B號新型	同	同
青島式	同	青島喜作
富永式	同	富永角藏
	駿遠式兩吹込	

右につき十三日より十八日迄提供品の順序により試験をなし十九日各火爐の構造を分解し嚴密審査を行ひたる結果左の通り審決したり。

審決書

專賣特許第一九二七五號

寺田式熱風火爐 甲乙二種

但し重量甲號二十一貫三百匁 乙號二十六貫六百五十匁

提供者 磐田郡中泉町 寺田信太郎

專賣特許第一八四九五號 同第一九四六五號 同第一九一七九號

鈴木式熱風火爐 B號及B號新型二種

但し重量B號二十二貫匁 B號新型二十六貫三百匁

提供者 東京府南葛飾郡砂村治兵衛新田 鈴木發明部

實用新案登録第一九九二六號

青島式熱風火爐

但し重量三十一貫九百匁

提供者 安倍郡豊田村小鹿 青島喜作

右提供品の通りにて使用差支なきものと認む

專賣特許願第五六〇六一號

富永式熱風火爐

但し重量二十四貫二百五十匁

提供者 榛原郡初倉村湯日 富永角藏

右は前年調査委員の決議に基き構造の要部を鑄鐵又は鍊鐵にして厚さ一分以上に改め且つ簡單に掃除し得る構造となし再審を要す

試験成績左表の如し。

試験成績一覽表

種目	五月十三日	同十四日	同十五日	同十六日	同十七日	同十七日	同十八日	同十七日
熱風爐名稱	乙號 寺田式	青島式	B號 鈴木式	B號新型 鈴木式	同 上	甲號 寺田式	富永式	富永式

實用新案登録第一九九七七號

改良榛原式熱風火爐

重量十八貫二百五十匁

提供者

榛原郡金谷町金谷

伊藤嘉一郎

右提供品の通りにて使用差支なきものと認む

專賣特許第一九九五五號

富永式

重量二十五貫匁

提供者

榛原郡初倉村湯日

富永角藏

右提供品の通りにて使用差支なきものと認む

而して試験成績左の如し。

種目	七月六日	七月七日	七月八日	七月九日	七月十日	七月十一日	七月十二日
熱風爐名稱	伊東式	伊東式	栗田式	栗田式	八木式	八木式	榛原式
裝置粗採機名稱	伊東式 片吹込	伊東式 片吹込	高林式 片吹込	高林式 片吹込	八木式 兩吹込	八木式 兩吹込	高林式 片吹込
試驗回数	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
運轉時間一回平均	二二、五〇秒	二二、五〇秒	二七、二〇秒	二七、二〇秒	二四、四〇秒	二四、四〇秒	一七、〇〇秒
一分時廻轉數	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
投入量一回分	一、五〇〇匁	一、五〇〇匁	一、五〇〇匁	一、五〇〇匁	一、五〇〇匁	一、五〇〇匁	一、五〇〇匁
中火重量一回平均	七四五匁	七四五匁	八一〇匁	八一〇匁	七三七匁	七三七匁	七五〇匁
燃料種類	松薪	松薪	同上	同上	黒炭	黒炭	松薪
一回燃量	八七五匁	八七五匁	一、〇七〇匁	一、〇七〇匁	三七六匁	三七六匁	五七六匁
同價額	二九	二九	三五	三五	二五	二五	一九

製茶量一回平均	三九四匁	三六九匁	三六九匁	四〇八匁	四〇八匁
粉末量一回平均	二五〇匁	二二、七	二二、七	二二、三	二二、七
總量粉末歩合	〇六三四	〇五八七	〇五八七	〇五七二	〇五三一
製品審査點	合點	六五	六五	八一	七六
中火取出乾燥茶	合點	六三	六三	七四	七〇
粉末水色	一	五	五	九	九
右三者合計	一三三	一六〇	一六〇	一六四	一五五

備考

燃料相場松薪壹圓に付三十貫、黒炭壹圓に付十五貫の計算なり
製品審査點及中火取出乾燥茶の審査は滿點百點、粉末水色は滿點十點として附點す

第四回試験

明治四十三年本所に於て茶葉粗採機に直接火焰吹込を禁じたる以來、熱風爐の考案をなし本所の試験に應ずるもの數十種に及べるが、明治四十四年に入りては之れを應用するもの著しく増加したるも、世間往々其耐久力に就き疑を懐くものあり、仍て本所は八月一日より同七日迄一週間本所試験室に於て左記方法により試験をなしたり。

試験方法

- 一、一般業者の多く使用し居る火爐に付強火力を以つて三晝夜間斷なく發熱せしめ其火爐より發する熱氣は粗採機の使用をなさずして其吹込口に排熱用の圓筒を附し之に檢熱計を以つて一時間毎に檢熱し以つて熱風爐の耐久力と併せて其發熱に關する經濟性を調査す
- 二、供試熱風爐は本所に在り合せたる青島式、臼井式、富永式、鈴木式(B號)、榛原式とす
- 三、發熱に供する燃料の量は一火爐に付石炭は一時間一貫匁乃至一貫三百匁とし松薪は一時間一貫五百匁乃至二貫五百匁を所要の豫定量とす
- 四、排熱裝置は各火爐の吹込口に徑三寸七分長さ三尺の圓筒形排熱管を取付け之により火爐中の發熱部を換氣せしむ

五、排熱管の檢熱は一時間毎に之を行ひ其方法は檢熱計を排氣管の側面に差入れ五分時の後之を檢査す
六、調査すべき項目は左の如し

(イ) 耐久力の檢定は所定時間の試験後火爐の構造を分解して故障の有無を檢し其故障ある場合は其個所に付原因を調査し意見を附す
る事

(ロ) 經濟の比較試験は發熱に供用したる燃料の量及其熱度等に就き各種の比較對照を爲す事

右により白井、青島、富永、鈴木、榛原式の五種を試験せり、其成績左の如し。

熱風爐名稱	最高熱度	最低熱度	平均熱度	燃料總量	一時間平均燃料消費量	同上價格
白井式	華 五〇	三六〇	四七強	三三、九八	一、七弱	五、五七
青島式	四四	三三〇	三七八	二四、〇〇一	一、九四強	六、四八
富永式	三〇〇	一六〇	二四七	一三、六七四	一、六七弱	五、五五
鈴木式	四九五	二〇〇	四三弱	一五、一五〇	二、二五強	七、〇八
榛原式	五二五	二四〇	四四弱	一五、二〇〇	二、二六強	七、〇八

備考 燃焼時間各七十三時間檢温時間各五分宛、平均熱度は檢熱七十三回を平均せしもの、燃料は松薪にして價格壹圓に付三十貫替の計算なり

但し各火爐共石炭を以つて燃料に供せし事數時間づゝなりしが何れも石炭にては寸時にして煤煙及焚熱燃料室に滿ち通火路填塞の爲め自然に鎮火の氣味あり、構造を改めざれば到底石炭を燃料となすの不可能なることを知りたるに付遂に石炭の使用を廢せり

右試験終了後各火爐共覆蓋を撤去し、構造を分解して故障の有無を調査せるに、強火力を以つて前記の通り晝夜間斷なく、各七十三時間づゝ、燃焼せしに拘らず甚だしき破損を見ざりしは、何れも相當の耐久力あるを認めたり、但し仔細に品評すれば、耐久力に於ては鈴木式第一位にあり、榛原式、白井式等之れに亞がり、火爐使用中洒掃は其火爐の耐久力に至大の關係を有し、且つ石炭は現在普及しつゝある熱風火爐

には絶對燃料となすは不可能なることを認めたり、以上により強火力を以つて多數時間の試験に供し、使用に堪えざる大破を生ぜざりしを以つて見れば、使用者が其平素の取扱ひ藏置に注意すれば、相當の耐久力あるを認めたり。

第五回試験 明治四十四年九月十三日より同十五日迄前回の例に倣ひ本所試験室に於て熱風火爐の試験を施行したり、之れに参加せるは竹田式、栗田式の二種にして其他試験願出の者ありしも未だ特許未濟なりしにより之れを採用せず、調査委員は同十八日本所に集會の上右火爐の分解審査、試験の成績、製品審査に付左の通り決定せり。

審 決 書

專賣特許第二〇四〇八號

竹田式熱風火爐 火爐重量二十四貫五百三十匁

提供者

東京市小石川區指ヶ谷町

竹 田 好 次 郎

右提供品の通りにて使用差支なきものと認む

實用新案登錄第二〇七七四號

栗田式反射熱風爐 火爐重量二十八貫七十匁

提供者

静岡市三番町十九番地

栗 田 佐 之 吉

右提供品の通りにて使用差支なきものと認む

試 験 成 績

種 目

九月十三日

九月十五日

熱風爐名稱	竹田式	栗田式
試驗回數	一〇回	一〇回
運轉時間一回平均	二二、三〇秒	二二、四〇秒
一分時廻轉數	五〇	五〇
投入量一回平均	一、五〇〇匁	一、五〇〇匁
中火重量一回平均	七三六匁	六八七匁
燃料種類	石炭	松薪
同一回平均	三二四匁	八三七匁
同上價額	一一厘	三三厘
製茶量一回平均	三八七匁	四一〇匁
製品審査點	七〇點	六九點
中火乾燥茶	合點 六一	五三
粉末水色	一四	一二

備考 粗揉機は双方高林式片吹込を用ひ燃料は石炭一貫匁參錢四厘、松薪一貫匁四錢なり
製品の審査等は前回の通り

調査委員左の如し。

玉川源太郎、石垣長右衛門、中村圓一郎、山田繁平
又東部研究所に於ては九月十六、十七兩日間熱風爐の比較試験をなしたり、提供品は白井、竹田、鈴木、榛原、青島式の五點なりき。

明治四十三年度に於て製茶機械の熱風裝置に改造獎勵は遂に施行の運に達せざりしが、翌四十四年に至りては豫想外の好成績にして、改造せるもの五千五百三十八臺、新規購入のもの二千四百六十五臺、望月

式葉打機の改造百九十一臺の多きに達し、會議所臨時費豫算四萬壹千六百圓に對し更らに九千八百七拾參圓の不足を來すに至れり、熱風裝置製茶機械改造補助をなしたるもの、郡組合別左の如し。

製茶機械改造補助組合別調

郡組合別	改造せるもの	新規購入のもの	望月式葉打機を改造せるもの
田方	一	一	一
駿東	一	三四	四
富士	四二	五三	八
庵原	一三四	一一二	一六四
安倍	七一八	六二二	一五
静岡	七	六	一
志太	三七三	三一	一
榛原	一、五三八	四七〇	一
小笠	一、七三八	六二一	一
周智	二一五	七六	一
磐田南部	四三一	一一一	一
磐田北部	六一	一八	一
引佐	一一二	七	一
濱名	二六七	三	一
合計	五、五三八	二、四六五	一九一

三、火爐検査囑託

大正三年三月定時聯合會に於て決議せられたる臨時組合囑託検査費交附規程左の如し。

臨時組合囑託検査費交附規定

- 第一條 本所組合検査囑託規程ニヨリ臨時検査費ヲ各組合ニ交附シテ製茶機械ニ装置シタル熱風火爐ノ取締ヲ爲スモノトス
- 第二條 検査費ハ左ノ通り各組合ニ交附ス
- | | | | |
|------|------------|------|--|
| 田方 | 金拾壹圓六拾錢 | 駿東 | |
| 富士 | 金五拾四圓拾錢 | 庵原 | |
| 安倍 | 金貳圓四拾錢 | 静岡 | |
| 志太 | 金百七拾八圓貳拾錢 | 榛原 | |
| 小笠 | 金九拾圓貳拾錢 | 磐田南部 | |
| 磐田北部 | 金貳拾八圓七拾錢 | 濱名濱松 | |
| 引佐 | 金四拾參圓 | 周智 | |
| 計 | 金八百六拾九圓八拾錢 | | |

第三條 検査ハ本年三月末日迄ニ結了スルモノトス

第四條 第一條ニ該當ノ火爐ハ一々無漏實査シ苟モ煤煙漏洩ノ恐レアルモノハ之ヲ取換ヘ又ハ修繕シタルモノニアラザレバ使用ヲ禁ズルモノトス

第五條 検査著手期日ハ其前本所へ届出又終了ノ上ハ其成績ヲ詳細本所へ報告スルモノトス

第六條 本所ニ於テハ検査中時々各組合ヲ巡視スルモノトス

第七條 第二條ノ検査費ハ検査終了ノ報告後其成績ニヨリ交附スルモノトス

第八條 本規程ハ今回ノ熱風火爐検査ニ限り施行スルモノトス

火爐検査 明治四十五年三月本所は生産家に於て熱風火爐損傷の儘使用するときは製茶に及ぶべき被害の尠なからざるを以つて縣下各組合に對し其検査を囑託し費用を交附して直接生産家に就き嚴重仔細に點檢せしめたり、其結果破損せるは成るべく之れを修理せしめ使用に堪えざるものにつきては之れを禁止せ

しめたるが前記規程により大正三年三月竝に同六年三月同様各組合に囑託して熱風火爐の検査を施行したり、大正六年度検査成績左の如し。

大正六年度火爐検査成績

郡別	検査數	合格	不合格
賀茂	1	1	0
田方	1	1	0
駿東	234	109	125
富士	410	249	161
庵原	680	508	172
安倍	2,385	2,033	352
静岡	16	9	7
志太	1,364	1,247	117
榛原	2,388	1,956	432
小笠	3,937	3,256	681
磐田南部	1,103	974	129
磐田北部	155	128	27
引佐	38	26	12
周智	625	551	74
濱名濱松	273	194	79
計	13,608	11,240	2,368

第六章 製茶販賣の沿革

第一節 茶市場及茶問屋

一、明治以前

(1) 安倍茶と御用茶

静岡市即ち往年の駿府に於て茶問屋業を営み茶を賣買せしことは慶長、元和の頃より始まりしもの、如し。駿府は徳川家康公の隠棲せられし所なりと雖ども、其在世中の威望は遙に江戸の上にあき、従つて駿府城の御用茶なる恩命に接せる安倍茶は、其精良と確實とを裏書せられたる事、宛も今日の宮内省御用に等しかりしや疑ひなし。而も此の安倍茶は本縣中最も早く産出したるものにして、安倍、囊科、大井川畔地方今日の安倍茶並に川根茶は古の安倍茶なる足久保地方に倣うて栽植したるものなり。是等の地方に於て製造したる茶は地理上より觀、交通運輸の順路より觀て何れも駿府に於て集散賣買せられし事明かなり、加ふるに駿府は江戸と京都との間に介在し、東海の要衝として諸侯の來往多かりしが故に、次第に其需要を増加して問屋業を營むものあるに至りしなり。

御用茶

御用茶は其何年に創まりしやは舊記の據るべき無し。慶長年中家康公の駿府在城の時より安倍郡足久保(今の美和村足久保)の産茶三貫五百匁入五箱宛を獻せり、是れを「御上り茶」若くは「御用茶」と稱せり。當

時足久保には數箇所の「御茶小屋」なるものを建て此處にて製造せり、御用茶製造に従ふ人夫一千人に一人五合扶持を賜はり諸役御免なりき。此御茶獻上は家康公在城中は年々行はれたるが公の薨去と忠長公の在城に及んで其例弛み其後駿府が城代の所管に至りて全く廢絶したり。

御茶小屋 安倍郡美和村足久保栗島谷澤にあり、何れも幕府の御用茶を製造せし所なりといふ。(安倍郡誌)

御用茶屋敷 往古足久保より府中へ茶葉を運び製せし遺跡静岡市紺屋町角(勝又病院)にありたりといふ。(駿府古圖)

然れども其後に至りて年々製茶の御買上あり、寶曆二年(紀元二四一一年)九代將軍家重の時迄は駿府馬場町場源七郎氏が御用煎茶師として年々精選せる安倍茶を江戸に上納せり。元祿年間(紀元二三三四年)五代將軍綱吉の江戸御用茶に關する舊記を見るに、

御本丸用御召上り茶 十五箱

一箱五貫匁入 代金五兩二分 永百文

此代金八十四兩也

同上 御次茶 三十箱

此代金二百七十兩也

合金三百五十四兩也

但し御用所並江戸御届道中入用は此外に下さる

とあるを見れば、年々約三百十五貫匁の製茶御買上ありたるものにして、御召上り茶は陸路運送し、御次茶は是れを清水に陸送し清水港より海路江戸に送れり。
寶曆三年以來は駿府安倍町野崎彦左衛門、安西二丁目萩原屋九右衛門、茶町二丁目甲州屋只次郎の三名が的場源七郎に代りて御用煎茶師となれり。

今寶曆三年(紀元二四一三年)の御用茶の舊記を見るに

御前御茶 四十斤入五本 一本に付金壹兩と銀拾貳匁
但し御手本茶より少宜敷仕立

此代金六兩也

御次茶 四十斤入三百本

但し右同斷

内百五十本 御本丸御用

百五十本 西御丸御用

一本金貳分銀拾壹匁貳分五厘

此代金貳百六兩壹分

合金貳百拾貳兩壹分

外壹分銀八匁七分五厘 御前茶五本分清水港迄持届諸掛上入用二重紙袋 但し上作琉球包に仕立

五兩貳分銀七匁五分 三百本分同上

上に蓮包仕立

二兩一分銀六匁 御前茶五本分 陸送り御臺所迄納

拾六兩二分 御次茶三百本分 船便御臺所迄納

合金貳百參拾六兩參分 銀七匁貳分五厘

次いで天明年間(紀元二四四一年)迄は駿府茶町二丁目甲州屋庄三郎が年々御用を勤めたりしが、寛政四年(紀元二四五年)に至りて御用御差止となり、暫らく是れを中絶するに至り、後弘化三年(紀元二五〇六年)に至りて駿府土太夫町萩原四郎兵衛より其再興を願出で再び年々是れを上納せしも久からずして亦廢絶せり。

御用茶再願書

駿州安倍郡御煎茶之儀國産之由第一東照宮様駿府御在城被爲遊候御時者不及申其後御連枝様方御在城之節共御召に相成宇治御靈同様之御用被仰付駿府町人其内にて右御用達相勤 御登城に相成候後も御吉例を以江戸表御兩丸様御用之儀寶曆二申年迄馬場町的場源七郎奉差上同年迄之武鑑御用達之部に駿府住居御煎茶師的場源七と有之同三四年より拙者方別家安西二丁目萩原屋九左衛門、安倍町野崎彦左衛門、茶町二丁目甲州屋只次郎三人に御用被仰付御茶調中賣茶荷物等儀に船積難相成種々御定に而駿府御代官所御取扱を以代金御下げ被下置御茶之儀者御用達より江戸表御春屋に直納致し申候右者天明度に至り候而只次郎事改名庄兵衛一人に而御用相勤候哉其砌之武鑑に同人一人名に有之其後庄兵衛方御用難相勤跡引受之者も無之自然御用達止に相成候哉寛政度山之町方出火大類焼にて朱の丸御幟並御掛札等諸書物相失ひ巨細難譯且御茶袋に相用申候御判木二挺其外書物九左衛門方に有之分を以今般取調置申候右者乍恐御由緒之御儀有之國産第一之品に付再願奉申上假令聊たり共御用に相成駿府町に而御用茶師之名目相立候は、國産規模相成候のみならず町方繁榮之基と存此段年來願居候 以上

弘化三丙午年正月

駿府土太夫町

萩原四郎兵衛 印

(2) 駿府の茶問屋

茶問屋は製茶の需用ありし元和年度より駿府に起りしを察知するに難からざるも、問屋數並其取扱數量、商習慣等は是れを知るに由無し。元祿年間甲府茶問屋より駿府土太夫町萩原四郎兵衛に送れる茶の仕切書の保存しあるを以つて見るも、當時既に駿府の問屋より弘く各國に販賣せし事を知り得べし。其後駿府茶

問屋間に紛擾ありて問屋業を差止められ、寶曆六年駿府馬場町又右衛門外三名より問屋再興を出願せる舊記あるも、許可せられしや否は分明ならず。當時駿府の茶問屋は年に依りて多少の増減あり、少なき時は四、五戸、多きは十數戸に及び、猶他の問屋を兼ねしものありき。今舊記に存するものを擧ぐれば次の如し。

駿府安西二丁目	九左衛門
同馬場町	又右衛門
同宮ヶ崎町	善四郎
同下石町一丁目	久右衛門

(寶曆六年調)

斯くて其後に至りて問屋を許可せられ、更に停止に逢ひ、天保二年に及んで再興營業せしも、同十三年又停止を命せられ、嘉永五年に復再興營業して引續き維新に及び。此間猶種々の消長變遷ありき。

乍恐以書付奉願上候御事

私儀數年茶商賣仕候に付所々より茶商人折々罷越逗留仕候只今迄は其節に御届申上宿仕候前々より町内惣右衛門、平右衛門兩人茶問屋仕罷在候處兩人共身上相仕舞唯今は茶問屋仕候者無御座候依之私茶問屋仕度奉存候乍恐御慈悲を以茶問屋被仰付被下置候様奉願上候右之趣乍恐被爲聞召譯御慈悲御意奉仰候 以上

寶曆六年子九月二十八日

御番所様

右願之通茶問屋被仰付候仍而御番所へ判形仕差上候

此度茶問屋被爲仰付候義に付

願人	又右衛門
丁頭	平右衛門

- 一、江戸其外諸國より茶注文來候共今迄之通御勝手次第商事被成候外茂搦中義御座候
- 一、葦科通造茶送り荷物請申間敷候尤來元々に仕入茶之義は格外之事情間請取可申
- 一、安倍通茶荷物直買送り茶者此上一切致間敷尤來元より仕入茶之義は格外の事に候間請取可申候猶又此末差障申候義有之候は、何時成共得御相談可申候爲後日證文如件

寶曆六年子十月

茶問屋

又右衛門
九左衛門
文右衛門
善右衛門

茶屋仲間御店中

差上申御請證文之事

諸商賣問屋奉願上御吟味之上被爲仰付被下置候上は依怙最屢不仕正路に賣買仕口錢定之外過分取不申他所に勝れ法外之賣買仕間敷候諸國より罷越候諸商人がさつ不法之義無御座候法度之趣相守萬端心を付候様差仕候最初を爲申開始而罷越候者は別而入念吟味仕住居不慥成者宿不仕一夜宿々外丁頭に斷置逗留日數國所名前商賣體帳面に記置御斷申上候には及不申候得共萬一旅人之義に付御尋之義御座候節は詳に申上候様可仕旨且又御帳面不附もの問屋ヶ間敷義仕候者御座候節は承り出次第御訴可申上候問屋相止候敷外之讓渡候は、其段申上候様可仕若障候義敷又は思召被成御座候節は被仰付次第問屋相止め可申旨被仰渡候趣逸々承知仕奉畏候因茲町頭共連判御請證文差上申處仍如件

嘉永五年九月六日

茶問屋

土太夫町
丁頭 萩原四郎兵衛
清左衛門
仁左衛門
伊右衛門
彌七

御番所様

同組	丁頭	同組	上桶屋町	丁頭	安西一丁目	丁頭	安西三丁目	同組
平	野崎彦左衛門	半徳太	嘉右衛門	佐兵衛	源吉藏	伊平兵衛	平儀	庄十兵衛
七	衛門	衛次七	衛門	衛門	七	衛八	七	衛七

掟

- 一、從 御公儀様被爲 仰付候御趣意堅く相守可申事
附り火元大切に致し焙爐破損等之義無之様可致候
- 一、問屋名前を貸荷物取引致間敷事
- 一、出所不慥成荷物賣買は勿論惣而紛敷商ひ致間敷津出し荷物入念可致事
附り不實致し候仲買取引致間敷候

嘉永五年八月

駿府茶問屋 取 締 判

然るに安倍茶の産地各村が駿府の市場に依らず、直接各地に販賣せしものありて紛擾を生じ相互訴訟を提起する事一再ならざりき。

問屋開始より駿府市場に於ける製茶取扱數量等は據るべき記録無くして知るを得ずと雖も、安政三年駿府茶問屋總代より御番所へ書上げたる茶荷物取扱數量あり、即ち次の如し。

- 茶荷物數 四千七百八十箱
- 此目方 五萬二千二百二十六貫
- 此内櫃入 千九百九十八箱
- 此目方 二萬九千九百七十五貫
- 他向賣出高 一櫃十五貫積り
- 蓮包紙袋入 二千五百八十個
- 此目方 二萬二千二百五十貫

靜岡縣茶業史

一個 八貫匁積り

此内 千八百七十五箱 一萬五千貫

但し他向出し

七百七個 七千二百五十六貫

但し市中小賣捌

代金 壹萬六百五拾壹兩貳朱也

内 千貳百拾參兩壹朱

市中賣

九千四百參拾七兩參分壹朱 他向賣

猶又四月二十五日右品物斤數御調に付書上左之通り

一銀三百匁	一斤 二百匁入十斤代	一斤 三十匁ヅ、
一銀四百匁	同 二十斤代	同 二十匁ヅ、
一銀三十貫六百三十五匁六分	同 二千五百八十一斤三分	同 十二匁ヅ、
一銀二十貫八百九十匁四分	同 二千六百十三斤三分	同 八匁ヅ、
一銀四十七貫三匁四分	同 七千八百三十三斤九分	同 六匁ヅ、
一銀三十九貫百六十九匁五分	同 七千八百三十三斤九分	同 五匁ヅ、
一銀百四貫四百五十六匁	同 二萬六千百十三斤	同 四匁ヅ、
一銀百五十六貫六百七十八匁	同 五萬二千二百二十六斤	同 三匁ヅ、
一銀五十八貫七百五十四匁二分五厘	同 二萬三千五百一十七斤七分	同 二匁五分ヅ、
一銀五十七貫四百四十九匁	同 二萬八千七百二十四斤半	同 二匁ヅ、
一銀五十八貫七百五十四匁二分五厘	同 三萬九千六百六十九斤半	同 一匁五分ヅ、
一銀五十二貫二百二十六匁	同 五萬二千二百二十六斤	同 一匁ヅ、
一銀五貫九百八十三匁五分	同 七千八百三十三斤九分	同 七分六厘餘ヅ、
一銀六貫三百七十一匁三分	同 一万四百四十五斤二分	同 六分一厘餘ヅ、
	同	同

此斤數二十六萬千三百三十斤也

壬五月二十日猶又年行事之御沙汰右品上中下三品に譯斤數書上候様則三十匁より八匁迄上まで致此斤數十八萬五千四百二斤五分一匁より六分一厘を下に致し七萬五千五百斤總合二十六萬千三百三十斤也 右書上申事

依是觀之當時駿府茶問屋の取扱數量は一箇年五萬二千餘貫、代金一萬六百餘兩に及べるを知るべし。然れども以上は公に報告せる數量なれば、實際の取扱數量は確かに此上に出でたるは察知するに難からず。猶是れに依りて當時の茶の價格を窺ふに、一貫匁約一朱八百匁に相當す、現時の價格よりすれば頗る廉なる如きも、凡百の物資皆頗る廉なりし當時に在りては決して廉價なりと云ふべからず、以つて製茶の此時代に於て尊重されしを知るに足るべし。

江戸茶問屋仕切の寫

茶仕切小判六十匁割

久印 四本之内

小口余印 一本正味 七貫三百匁入

七貫二百匁かへ

代金壹兩さ八分三厘

會印 一本正味 七貫二百匁入

六貫八百匁かへ

代金壹兩さ三匁五分二厘

會印 二本正味 七貫二百匁入

八貫匁かへ

代金壹兩參分さ三匁七分五厘

静岡縣茶業史

(三〇六)

一 二匁也 目切辨銀船手より請取
ノ金參兩參分と拾匁一分

内

一 五匁也 運賃

一 七匁八分三厘 口錢

二口ノ拾二匁八分三厘

殘金參兩貳分と拾二匁七分二厘

右の處へ金參兩貳分貳朱入金

四匁七分七厘 預り置申候

右之金銀此表無出入相渡し相濟申候 以上

文化二年

丑七月二十五日

尾崎 助兵衛様

同 治兵衛様

鈴木伊助印

茶仕切小判六十匁割

今 五番 七貫

兩

四貫八百匁 金壹兩壹分拾貳分五厘

六番 七貫

四貫八百匁 金壹兩壹分拾貳分五厘

八番 七貫

六貫三百匁 金壹兩と六匁九分八厘

二十三番 七貫

五貫二百匁 金壹兩壹分と五匁七分七厘

二十二番 七貫

四貫八百匁 金壹兩壹分と拾二匁五分

十七番 七貫

五貫二百匁 金壹兩壹分と五匁七分七厘

二十六番 七貫二百匁

七貫八百匁 金參分と十匁三分八厘

七本

ノ金九兩と六分四厘

内

一 十分五厘 運賃

一 七分五厘 藏敷

一 五分六厘 爲替

一 壹分と三匁二分一厘 口錢

一 參分五厘 分引

一 九分參厘 爲登

ノ貳分と十一匁四分

金八兩壹分貳朱と二分五厘

此錢貳百八拾參文

右者今般茶荷物仕切金銀共皆濟此表一切出入無御座候

天保十一庚子年十二月

静岡縣茶業史

山本嘉兵衛

(三〇七)

出雲與左衛門様

出雲氏は安倍郡大川村椽深人

享保五年中茶問屋左の如し。

馬場町 徳右衛門 權右衛門 宗右衛門

安西三丁目 勘右衛門 清助

寶曆六年十月改茶仲間前帳

安西四丁目 庄左衛門 喜右衛門

同 三丁目 久左衛門 與八 與左衛門 藤十郎 彌次兵衛 利兵衛

同 二丁目 庄八 定右衛門

安倍町 彦左衛門 庄左衛門 市郎左衛門

宮ヶ崎町 甚右衛門 柚木町 惣兵衛 源三郎 馬場町 三左衛門

土太夫町 九平次 平兵衛 五郎右衛門 四郎兵衛 彌右衛門 權右衛門

四ツ足町 平助 上桶屋町 市兵衛 小右衛門 新通六丁目 平右衛門 茶町二丁目 庄兵衛

本通二丁目 文四郎

問 屋

安西二丁目 九左衛門 馬場町 又右衛門

宮ヶ崎町 善四郎 下石町一丁目 久右衛門

安永新規加入

片羽町 清六 宮ヶ崎町 市郎兵衛 安西一丁目 文左衛門 上桶屋町 勘右衛門

安西四丁目 甚八 安西五丁目 源兵衛 安西四丁目 甚七 安倍町 忠七

土太夫町 久兵衛 安西三丁目 藤助 源七 安西一丁目 源左衛門 忠左衛門 太右衛門

上桶屋町 次郎右衛門 材木町 佐右衛門 七間町一丁目 金十郎

寛政二戌年新規加入

上桶屋町 權兵衛 市郎右衛門 土太夫町 清次郎 源次郎 次助

柚木町 甚左衛門 安西三丁目 忠五郎 清兵衛 茂兵衛 藤兵衛

安西二丁目 惣兵衛 馬場町 平左衛門 茶町一丁目 市右衛門 茶町二丁目 幸右衛門

馬場町 徳右衛門

文化四卯年改新規加入

宮ヶ崎町 茂七 上桶屋町 太七

文化十四年より天保二卯年改迄新規加入

土太夫町 平吉 安西三丁目 清七 彌七 安西五丁目 甚藏 片羽町 傳兵衛 幸次郎

土太夫町 義八 仁左衛門 彌七 庄八 馬場町 半藏 御器屋町 文四郎

上桶屋町 岩右衛門 吳服町二丁目 平藏 茶町一丁目 善藏

天保二卯以來新規加入

土太夫町 清左衛門 柚木町 源兵衛 安西一丁目 佐兵衛 安西二丁目 源七

安西三丁目 吉藏 平吉 安西五丁目 次兵衛
嘉永五年五月十一日改

土太夫町 萩原四郎兵衛 米屋彌七 伊勢屋仁左衛門 只間屋儀八 萩原屋伊右衛門 貫屋清左衛門
岩本屋平吉

上桶屋町 糠屋太七 柚木町 糠屋源兵衛 安西一丁目 柿屋佐兵衛
安西二丁目 松前屋源七 安西三丁目 山本屋平右衛門 小澤戸屋伊兵衛 鯛屋彌八 松本屋吉藏
安西五丁目 増田屋次兵衛 片羽町 村松屋傳兵衛 伊勢屋啓藏 安倍町 野崎彦左衛門
元問屋 萩原屋九左衛門 馬場町 坪井屋又右衛門 下石町一丁目 茶屋久右衛門

(3) 商 習 慣

駿府茶市場開始當初の商習慣は得て知るべきものなしと雖も、其間種々の變遷ありしもの、如し。安政以後に在りては製茶は産地より馬背若くは人肩によりて駿府の間屋に運搬せられ、問屋に於ては其品質と數量とを考量し、時の相場を以つて仕切り、概ね現金を以つて賣買せしもの、如し。

當時の代金の建方は、大海(紙袋)一袋を單位とし、安倍、志太等の所謂山家より搬出する茶は九貫匁を一袋とするも、市中問屋其他の商人相互の賣買は一袋に付八貫匁を以つて一袋とす、更に是れを各地方に賣捌く際は皆貫代に依り換算したるものなり。こは多少粉引其他の意味もありしなるべきも、問屋が此量目の差に依つて得る利得鮮少ならず、加ふるに受取る錢は百文を百文として計算し、支拂ふ際は九十六文を百文として計算せり。即ち百文に付き四文を利得するものなれば、此差に依る利徳亦少額にあらず。

されば假令製茶を高く買ひて安く賣り、茶に依つて利得無しとするも、其荷を動かす事多ければ、貫匁並に錢の差の利益のみにも相當の額に上れるに似たり。

(一) 仕 合

當時問屋と生産家との間に仕合と稱する法の行はるゝあり、其法問屋は製茶期間生産家の要する米、鹽其他の日用品を仕送り置き、其製茶は他の問屋に賣買するを許さず、悉く是れを自己の手に收め、時價を以つて仕切り手數料を徴し、製茶期中斯くの如くして茶期後仕送りたる日用品の代金を總計し、茶の代金と差引き、殘餘を支拂ふなり。

仕合は概ね問屋が兼業したるも單に仕合のみをなせるものあり、交通不便にして風俗質朴なりし當時、相互の利便多かりしならんも、生産家の漸く富を増すに及んでは自己の製茶は其相場の高低に係らず、悉皆其仕合主に引渡さる可からざるの不利を知りて、茶荷を託するを悦ばざる風を生じ、仕合は漸次減少するに至れり。然れども其遺風猶今に存して現下静岡の茶問屋中稀に此仕合に依つて取引をなせるものあり。

二、明 治 以 後

(1) 静岡の茶市場及茶問屋

横濱、神戸開港後、製茶輸出の増加に伴ひて其需要逐年増加すること共に價格亦昂騰し、明治元年の製茶百斤平均價格は參拾五圓四拾壹錢を示すに至りしより駿河、遠江を始めとして、武藏、美濃、近江、伊勢、大和、筑後、肥後の諸國より競ふて産出するに至り、静岡縣に於ても茶園の開拓年々相踵ぎ、其生産額も

亦逐年増加したるを以つて静岡の茶市場も漸次繁榮を加へ茶問屋も増加するに至れり。然れども當時静岡は未だ静岡縣の製茶市場中に在りて比較的盛大なりと云ふに過ぎずして、其中心たる能はざりき。

本縣より製茶を横濱に輸送するに概ね海路を取り、最初は和船並に帆船を以つてし、次いで百噸乃至三百噸の小汽船を以つてせり。而して縣下に在りては沼津、清水、焼津、相良、福田等の諸港より便宜積み込みたるが故に、製茶を静岡に集散するの要なかりしなり。其後静岡の茶商は次第に増加すること共に其組織に變更を生ぜり、即ち單に地方生産家の送り來るを待つて買入れ、其注文を待つて輸送するが如き舊態に甘んずる能はざるに至りて漸く分業を見るに及び、即ち次の如し。

(一) 賣込商 濱送りと稱し、専ら輸出茶を取扱ひ、仕上茶を買入れて是れを横濱に送り賣捌く者。
(二) 問屋 すり賣屋とも云ひ、自己の店頭に於て地方生産家、商人より運搬し來れる荒茶を買入れ又は静岡の委託問屋より所要の荒茶を買入れて荒仕上を爲し是れを賣込商に販賣し、或は直接に横濱の商館に輸送販賣する者。

(三) 委託問屋 各地の生産家が直接持參し若くは輸送し來れる荒茶を自己の店頭に於て問屋又は仲買等に販賣し、買入の委託は百分の一、販賣は百分の二若くは一貫匁に付貳錢の手數料を受くる者。
(四) 仲買商 自ら生産地に赴き、或は委託問屋にて買入れたる製茶を需用の品質と價格に應じ、甲乙適宜混合して問屋又は賣込商に販賣する者。

前記の營業によりて其市場を形成したるが其問屋が古來市の西隅なる安西、茶町方面に集まれる關係よりして市場は依然此處を中心とし、安西、茶町附近は其商賈軒を並ぶるに至れり。

(2) 静岡茶商組合

明治二十年四月静岡の茶商は静岡茶商組合と云ふ一組合を設け、静岡茶業組合規約の範圍内に於て更に取締規約を設けたり左の如し。

- 第一條 本組合ハ静岡市内全體ヲ以ツテ地區ト定メ市内茶商同業者ヲ以ツテ組合ヲ組織ス
- 第二條 本組合ハ静岡茶商組合ト稱シ其事務所ヲ静岡研屋町何番地ニ設置ス
- 第三條 本組合ハ商業上ノ弊風ヲ矯正シ及其改良ヲ計ルヲ以ツテ目的トス其事項左ノ如シ
 - 第一 内務、農商務兩省及本縣ノ御達ハ勿論茶業組合取締所並ニ茶業組合ノ規約上同業者ニ依ル事項ヲ遵守スルコト
 - 第二 各地生産家トノ取引ヲ誠實ニシ及其便利ヲ計ルコト
 - 第三 商人相互ノ取引ヲ正確ニシ毫モ不正ノ所業ヲ爲ス可カラザル事
 - 第四 製茶ノ販路ヲ擴張シ商業上ノ前進ヲ計ル事
 - 第五 前條ノ目的ヲ實行スル爲ニ左ノ方法ヲ施行ス可シ
 - 第一 會議ヲ開ク事
 - 第二 役員ヲ定ムル事
 - 第三 費用ヲ徵收スル事
 - 第五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置クベシ
 - 一、頭取 一名
 - 一、副頭取 一名
 - 一、幹事 五名
 - 一、書記 一名
 - 第六條 頭取ハ組合一切ノ事務ヲ統轄ス
 - 第七條 副頭取ハ頭取ヲ輔ケ頭取不在ノ時ハ其代理タルベシ
 - 第八條 幹事ハ正副頭取ノ意見ヲ受ケ組合内諸般ノ事務ヲ分掌ス
 - 第九條 書記ハ事務所ニ出勤シ雜務ニ従事ス
 - 第十條 正副頭取及ビ幹事ハ議員ノ投票ヲ以ツテ委員中ヨリ復選シ其任期ハ二箇年トス、但シ滿期ニ至リ再選スルヲ得
 - 第十一條 書記ハ頭取ノ意見ヲ以ツテ之ヲ定ム

- 第十二條 正副頭取及ビ幹事ハ無給トシ書記ハ會議ノ議決ヲ以ツテ相當ノ手當ヲ支給ス
- 第十三條 集會ハ通常、臨時ノ二種トス
- 第十四條 通常會ハ毎年一月中ニ開キ臨時會ハ頭取ノ意見若クハ議員過半ノ申出ニヨリ開會ス可シ
- 第十五條 會議ノ日數通常會ハ二日間、臨時會ハ一日間トス、但シ時宜ニヨリ日數ヲ伸縮スル事アル可シ
- 第十六條 組合員總體ノ投票ヲ以ツテ委員二十名ヲ公選シ之ヲ本組合ノ議員トシ其任期ハ二箇年トス、但シ滿期ニ至リ再選スルヲ得
- 第十七條 會議ノ正副議長ハ議員ノ投票ヲ以ツテ之ヲ定メ任期ハ二箇年トス、但シ滿期ニ至リ再選スルヲ得
- 第十八條 會議ノ書記ハ議長之ヲ選ム
- 第十九條 議員半數ニ滿タザレバ開會スル事ヲ得ズ
- 第二十條 會議ハ左ノ事項ヲ議決ス可シ
 - 一、規約ノ改正、増減ニ關スル事
 - 一、正副頭取及ビ幹事ノ進歩ヲ許スル事
 - 一、會計ノ豫算ヲ定メ其徵收方法ヲ議スル事
 - 一、組合ノ利害ニ關スル事
- 一、前年中組合事務ノ報告ヲ受ケ會計ノ決算ヲ調査スル事
- 第二十一條 本組合地區内ニ於テ新規同業ヲ營マントスル者及ビ廢、轉業者クハ他地區内へ移轉スルモノハ其時々本組合事務所へ届出ヅ
- 第二十二條 本組合地區内ニ於テ仲次ノ業ヲ營マントスルモノハ組合事務所へ届出身元保證金五圓ヲ納メ仲次ノ證票ヲ受ケ携帯スベシ、但シ本文ノ場合ニ於テハ該同業者四名ノ證人ヲ要スベシ
- 第二十三條 仲次ノ業ヲ廢スルトキハ其證票ヲ本組合ニ還納ス可シ、本組合ハ豫テ預リ置キタル身元保證金ヲ還付ス可シ
- 第二十四條 組合員ハ各自ノ手帳ヲ製シ置キ賣買共取引製茶ノ數量及其代價、荷主、仲次、買受人、賣渡人ノ姓名ヲ詳記シ後日ノ證トス可シ、若シ異變アル時雖モ此帳簿ニ記載ナキモノハ總テ證據トナラザルモノトス
- 第二十五條 横濱、神戸兩港ヨリ從來五味茶ト稱シ輸入シタル不良品ハ以後一切賣買ヲナサルモノトス
- 第二十六條 組合員ノ不正、不真茶ヲ發見シタルトキハ速カニ本組合へ届出ヅベシ、本組合ハ検査ノ上其正否ヲ鑑定シ直ニ茶業組合ニ申

出ヅルモノトス

- 第二十七條 本組合ノ會計年度ハ其年四月ニ起リ翌年三月ニ終ルモノトス
- 第二十八條 本組合ノ費用ハ茶櫃ニ課シテ徵收スベシ
- 第二十九條 明治二十年年度費用ハ茶櫃ノ大小及丸茶トテ問ハズ右輸出茶一個ニ付金壹錢ヅ、ヲ徵收ス可シ、但シ徵收方法ハ頭取之ヲ定ム
- 第三十條 明治二十年年度ノ豫算ヲ定ムル左ノ如シ

收入ノ部	收入ノ部
一金四百圓	收入ノ部
但シ茶櫃四萬個 一個金壹錢ヅ、	收入ノ部
支出ノ部	支出ノ部
一金四百圓	支出ノ部
内譯	内譯
金六拾圓(但シ一箇月金五圓)	書記給料
金參拾五圓	會議費
金拾壹圓	諸費
金拾貳圓	借家費
金百五拾圓	創業費
金百參拾壹圓	豫備費

- 第三十一條 本組合ノ費用年度決算ノ上過不足アルトキハ翌年度ニ繰越シ或ハ追徴ス
- 第三十二條 本組合ノ費用年度決算ノ上會議ニ報告スルハ勿論尙新聞紙其他ノ方法ヲ以ツテ組合員ニ報告スベシ
- 第三十三條 組合中左ノ各項ニ違背スルモノハ各項定ムル所ノ處分ニヨル
- 第一項 各地生産家ノ出荷ニ對シ不正ノ利益ヲ計リ或ハ代價ノ仕拂ヲナサズ若シクハ謂レナク以前ノ約束ヲ變スル者總テ不正、不真ノ所業ヲ爲シタル者ハ爾來總テ組合内一切ノ取引ヲ嚴禁シ其姓名ヲ新聞紙上ニ廣告スベシ
- 第二項 商人相互ノ取引上見本ヲ以ツテ賣込ヲ爲シタル製茶ニシテ其現品見本ト相違シ或ハ謂レナク賣買ノ違約ヲ爲ス等總テ不正、不

- 其ナル所業ヲ爲シタル者ハ其被害者ニ對シテ相當ノ辨償ヲ爲サシメ併セテ製茶百分ノ一ノ違約金ヲ差出サシム
- 第三項 不正不買茶ヲ賣買シ及第二十四條ニ違背シタル者ハ百分ノ十ノ違約金ヲ差出サシム
- 第四項 仲次ニシテ若シ不正不買ノ所業ヲ爲シタルモノアル時ハ本人ノ身元保證金ハ勿論證人四名ノ身元保證金ヲ沒收スベシ
但シ身元保證金ヲ沒收セラレタル後尙前業ヲ營マントセバ七日以内ニ新ニ身元保證金ヲ納ムベシ
- 第三十四條 前條ノ處分ハ總テ頭取之ヲ決ス、其重大ナルモノハ會議ニ諮詢スル事アルベシ
- 第三十五條 違約金ノ處置ハ會議ニ於テ之ヲ決ス
- 第三十六條 此規約ハ組合員總代ノ會議ニ於テ議決シタルモノナレバ組合員一同履行スベシ
但シ組合外ノモノ本組合區内ニ入ツテ本業ニ従事スル者ハ總テ此ノ規約ニ從フベシ

静岡茶商組合申合副約

- 第一條 茶業組合取締所規約第四十一條但書ニヨリ荷票料トシテ申受クル金額ヲ定ムル事左ノ如シ
但シ本文ノ金額ハ製茶賣買ノ際必ズ賣主ヨリ買主ヘ差出スモノトス
- 製茶 一貫匁ニ付金參厘 ○粉茶川柳等 金貳厘
- 第二條 規約第二十四條ニ記載シタル手合帳ニ記入セザル製茶ノ取引ハ如何ナル口約アルモ總テ賣買ノ實效ナキモノトス
- 第三條 製茶賣買ノ上荷物受渡ノ際ハ必ズ荷物判取帳ヲ用フ可シ
- 第四條 製茶賣買上荷物賣渡ノ際壓粉アリト認ムルトキハ十六號ノ篩ヲ以ツテ篩ヒ去リ買主ニ還付スベシ
- 第五條 製茶賣買ノ代價ハ双方ノ熟談ニ依ルモノ、外荷物受取ノ時總テ現金ニテ荷主本人ニ拂渡ス可シ決シテ仲次ニ致ス可ラズ、但シ仲次ト雖モ荷主ノ確證ヲ持シタルモノハ代金ヲ受取コトヲ得
- 第六條 仲次ノ證票ヲ所持セザルモノハ如何ナル場合ト雖モ製茶賣買ノ仲次ヲ委託セザルモノトス
- 第七條 製茶賣買、仲次日錢ヲ定ムル事左ノ如シ
 - 製茶 五十貫匁以下一貫匁ニ付 金壹錢五厘
 - 同 五十貫匁以上百貫匁迄 金壹錢貳厘
 - 同 百貫匁以上 金壹錢
 - 粉茶川柳等双方ノ適宜タルベシ

此の茶商組合は明治二十二年静岡市制を施行せし時新に静岡市茶業組合設立につき之れに引継ぎをなせり。

横濱に移出されたる本縣製茶の状況を左に窺ふべし。

(3) 横濱製茶市場

安政六年六月横濱開港の當時輸輸出向の製茶は山城、近江、伊勢、駿河の四箇國なりき、駿河府中より率先して幕府保護の下に同地に出店したる貿易商十戸あり、駿河店と稱し其中駿河屋茂八、岡野屋利兵衛は駿河茶を賣買せしが駿河屋は閉店し岡野屋のみ今日に至るまで營業せり。

其後明治七年に至り遠江國榛原郡金谷町より吉永仁藏氏(明石屋)東遠社(平口唯一郎氏)城東郡池新村より謙光社(丸尾文六氏)の製茶賣込店横濱に開業せり。

横濱賣込問屋

賣込問屋 市中賣と稱し賣込の大なる店へ各口斤數の少なきものを轉賣する仲買同様のもの多く、之れに由つて資本の確乎たる問屋は七、八軒に止まるべきが、就中大谷、岡野、駿庄、吉永、枅本等なるべし。今や八月問屋と稱するもの多くは閉店の不幸に至れり、且つ身元保證金を預け出すの制なれば是等の弊なきに至れり。

賣込問屋の口錢は百分の五にして、尙ほ目割として地元荷主へ報知する電報を以つて利ありとす、此目割は甲、乙、丙若しくは四、五、六品づつを合して凡そ平均貳拾五圓と賣れ、ば其甲、乙、丙等の各口は百斤何圓何錢たるべきかを算し此價を地元へ報道することなく其目割の巧拙は蓋し問屋の繁昌と否とを來

すものなり。而して目割をなすものは多くは茶方と稱し日給取の鑑定人が定むる處のものにて、此者は雇人なれば荷主の心付けを受け高値を拂はしむること往々之あり、故に問屋も舊顔にして能く此人々の性行を知らざれば到底損失たるを免かれざるべし、主人にして鑑定をなすか或は茶方の堅固なる者を入れざれば到底如何の銀行が後援をなすも不可なるものなり。

其茶として貴むものは水佳き物、悪臭なきもの、細揉伸長物を以つて臺となし、其値なきものは互に値價の物を比較して相場付けをなすものとす、而して相場の降りは商館より送りたる見本に依るものならん。賣込問屋は此他に藏敷料一度に付一個五錢を徴收す、日歩は荷爲替を送りたりしは其品の賣行迄にして其他は之れなし、絲の如きことなし。

中には封の儘商館送りの荷ありて上品なれども且つ上品なれば他の粗悪品と調配せられては製造者の心情之れに忍びざるものならん、故に斯く一本木にし送り込むと雖も却つて利益なしと云ふ、是れを以つて之れを見るに賣込問屋の意に任せて適當の配合をなすの利なるに若かざるなり。

此配合が必要なるが故に、夫の陰乾製の美濃物、新潟、上總等のものは割合に品に比して高價に賣るものなり、其他頭物の如きは遂に不利なることを生すべきか。

商館 番頭に百分の一の口錢をもらし倉方、茶方の心付(年二、三回)を取り粉引をなす、金は五歩即金の處あり、亞米三は七歩金を渡し後は二、三日は費す、金融不なる店は寧ろ櫃の明かざるを口實となし以つて跡金の渡を遅延せしむ。

近來茶の商賣に争ひ起らざるは相方熟練したるものならん、商館の茶方も随分抜目あるに違ひあらん、

然れども合をなし再製をなすが爲めに餘り損なし。

因みに横濱にては静岡の親茶がなければ合組が出来ずとて或時は停車場迄荷物を迎ひに行きたる事さへありしといふ。

(4) 横濱及神戸港内外茶商 (明治二十三年五月一日現在)

横濱港内商之部 (賣込商)

屋 號	住 所	商 標	姓 名
岡野屋	横濱市元濱町二丁目	Ⓛ	大谷嘉兵衛
明石屋	同 本町二丁目	Ⓜ	岡野利兵衛
茶屋	同 元濱町三丁目	Ⓝ	吉永仁藏
	同 本町二丁目	Ⓞ	中條瀨兵衛
	同 元濱町二丁目	Ⓟ	勝見源七
	同 南仲通三丁目	Ⓠ	川喜田久太
	同 元濱町二丁目	Ⓡ	東遠
	同 北仲通二丁目	Ⓢ	堀商
	同 本町三丁目	Ⓣ	富士商
(中 屋)	同 元濱町一丁目	Ⓤ	寺田房太郎
	同 元濱町三丁目	Ⓥ	大谷幸兵衛
	同 本町四丁目	Ⓦ	三ッ井物産會社
	同 常磐町四丁目	Ⓧ	枅本保五郎
	同 元濱町一丁目	Ⓨ	廣瀬金七
	同 元濱町三丁目	Ⓩ	渡邊庄次
	同 元濱町四丁目	ⓐ	鈴木長吉

静岡縣茶業史

(萬)	横濱市元濱町四丁目	◎	柏	本	梅	吉
(吉)	海岸通三丁目	◎	安	田	善	兵
(松)	同前	◎	山	内	喜	八
	元濱町四丁目	◎	松	葉	彦	七
	北仲通三丁目	◎	森	本	忠	藏
	同 二丁目	◎	矢	部	文	吉
	元濱町四丁目	◎	仙	波	彌	左
	海岸通一丁目	◎	御	園	彌	一
	同 四丁目	◎	森	園	彌	次
	北仲通二丁目	◎	手	塚	幾	十
	元濱町二丁目	◎	市	田	喜	太
	同 相生町三丁目	◎	高	田	與	兵
	同 眞砂町四丁目	◎	藤	田	常	七
	同 南仲通三丁目	◎	有	泉	又	藏
	同 住吉町一丁目	◎	小	長	谷	源
	同 元濱町一丁目	◎	柳	澤	庄	之
	同 同 町四丁目	◎	大	瀧	常	之
	同 元濱町四丁目	◎	米	國	國	國
	同 同 町四丁目	◎	米	國	國	國
	同 元濱町四丁目	◎	米	國	國	國

(三三〇)

横濱港外商之部

計 三十四名

商館名
 チャーテン、マチソン商會
 ウォールシュ、ホール商會

英國別
 米 國

七	二百二十番	バターフィルト、エンド、スウワイヤ	英	國
二	二十七番	ミッドルトン商會	米	國
三	三十三番	バーナード、エンド、ウード	英	國
三	三十六番	モリルヤン、ハイマン商會	英	國
四	四十八番	アダムソン、ペール商會	英	國
二	二百二十一番	モリソン商會	英	國
二	二百十八番	コーンス商會	米	國
二	二百十一番	エル、ビームール商會	英	國
二	二百十番	ハント商會	英	國
百	七十八番	ヘルリアー商會	米	國
百	九十八番	スミス、ペーカー商會	米	國
百	四十三番	ホル、ハイナマン商會	米	國
二	二百一十番	フレザー、フワレー、エンド、バーナム	米	國
百	九十五番	エスピーア商會	米	國
二	二百六十五番	アール、アイザックエンド、プラザ	米	國
二	二百二十五番	ミー、ヒー、ロー商會	米	國
計	十九商會	チャイナ、エンド、チアバン、トレチグン商會	英	國

神戸港内商之部 (賣込商)

住 所
 神戸市海岸通四丁目
 同 榮町六丁目
 同 榮町五丁目

商標
 余 列 ◎

姓 名
 山本龜太郎
 西口清助
 川口清次

(三三三)

静岡縣茶業史

静岡縣茶業史

神戸市榮町五丁目
同 海岸通三丁目
同 榮町六丁目
同 榮町五丁目
同 同前
同 榮町四丁目
同 海岸通五丁目
同 榮町六丁目
同 海岸通五丁目
同 同前
同 榮町四丁目
同 榮町六丁目
同 海岸通三丁目
同 海岸通五丁目
同 榮町五丁目
同 同前
同 海岸通四丁目
同 海岸通六丁目
同 海岸通五丁目
同 同前
同 同前

計 二十四名

神戸港外商之部

永田平四郎
上村直七
稻垣龜吉
香村文之助
田中正三郎
鈴木岩次郎
高城喜右衛門
池田貫兵衛
大賀甚吉
中西常七
菱屋喜次郎
園部住藏
後藤勝藏
小川敬吉
西田由太郎
石本喜兵衛
北岡長七
鷺尾磯七
嶋田岩吉
藤田久助
鍵本甚次郎

(三三三)

商館號
四十九番
三十四番
九十二番
二十六番
六十番
六十二番
三番
八番
百十八番
百二十一番
計 十商會

商館名
コルゲイト、ペーカ
モリーヤン、ハイマン
ヘリヤ
ブラウン
タマシ
ハント
スミス、ペーカ
ポール、ヘーネマン
フキロンロー
テレカンブ

國別
米 國
英 國
英 國
英 國
英 國
米 國
米 國
獨 國
獨 國

(5) 横濱茶業組合製茶賣込商申合規則

第一條 此規則ハ横濱茶業組合規約第四十三條ニ基キ制定スルモノニシテ其目的タルヤ横濱製茶賣込問屋ノ商事習慣例ヲ明カニシ各地方荷主ト取引ヲ爲スノ關係ヲ審カニシ便益ヲ將來ニ圖リ紛争ヲ未發ニ禦ギ假令葛藤ヲ萬一ニ醸スモ其際互ニ相據ル所アラシメ益々斯業ヲ確實ナラシメントスルニアリ

第二條 本規則ハ神奈川縣廳工届出ノ上明治二十三年五月一日ヨリ實施スベシ

第三條 本規則ハ實施ノ日ヨリ三週日前ニ新聞紙上ニ廣告シ及各地方茶業組合聯合會議所ヘ報知シ且各賣込問屋ハ店頭見易キ處ニ揭示シ置クベシ

但シ本條報告ハ書留郵便ヲ以ツテスベシ

第四條 前條ノ手續ヲ經タル後ハ總テ製茶荷物ニ關シ取引ヲ爲ス者ハ已ニ此規則ヲ領承セシモノト見認ムベシ

第五條 當仲間ハ本組合規約ノ條項ヲ遵守シ正實ヲ以ツテ取引スベキハ勿論凡ソ委託販賣ノ荷物ハ各商館及市場ノ商況ヲ注視シ總テ信義ヲ以ツテ其實捌方ヲ爲スベシ

静岡縣茶業史

(三三三)

- 第六條 製茶賣込ノ際其取引上ニ付萬一外商ト紛議ヲ生ジ一巳ノ示談ヲ辨ジ難キトキハ其事實ヲ明瞭シ組合事務所ニ申出其處置ヲ乞フベシ
- 第七條 地方荷主ニ於テ其組合規約ニ背戻スル荷物ヲ送致スルカ又ハ取引上賣込店ニ對シ不當ノ行為アルカ若クハ契約ノ履行ヲ怠ルコトアルトキハ篤ク注意ヲナシ尙服セザルニ於テハ組合事務所ニ申出相當ノ措置ヲ乞フベシ
- 第八條 製茶荷物ノ取引ハ總テ左ノ條項ニヨリ扱フベシ
 - 一、凡ソ荷物到着迄ニ指直ノ申込ナキ荷物ハ總テ問屋ノ見込ヲ以ツテ時機ヲ計リ賣込テ爲スモノトス
 - 二、凡ソ爲換附荷物ニ對シテハ指直ノ申込ニ應ゼザルヲ通則トス、若シ變例ニヨリ指直ノ申込ヲ受クルモ爲換金受拂ノ後ハ指直ナキ荷物ト同ジク問屋ノ見込ニヨリ適宜賣捌テ爲スベシ
 - 但シ賣上ノ後該荷物ニ係ル立替金ニ不足ヲ生ズルトキハ第三項ニヨリ履行スルモノトス
 - 三、凡ソ荷物取扱中相庭低落ノ爲メ其立替ニ對シ不足ヲ生ジタルトキハ問屋ハ荷主ニ對シ其不足金ヲ請求スルカ又ハ荷物ヲ以ツテ差引計算スルトモ問屋ノ隨意タルベシ
 - 四、製茶賣込方ニ付問屋ニ於テ其賣捌テカムルト雖モ商況ノ變動又ハ其時々賣捌キ能ハザル場合ニ會シ生ジタル損失或ハ非常ノ災害ニシテ抗拒シ能ハザル難ニ罹リ生ジタル損失ハ總テ荷主ノ負擔ニシテ問屋ハ其責ニ任セザルベシ
 - 五、立替金ハ總テ其立替タル當日ヨリ三日ヲ經テ四日ヨリ起算シ賣込代價收受ノ日迄百圓ニ付一日金參錢五厘ノ利子ヲ申受クベシ
 - 六、賣込諸掛並口錢共賣込代價百分ノ五ヲ申受クベシ
 - 七、水揚荷物倉入迄ノ諸掛ハ總テ運賃ニ屬スルモノトス
 - 八、倉敷ハ荷物ノ大小ニ拘ハラズ一個ニ付月毎ニ金五錢ヅ、申受クベシ
 - 九、袋入荷物ハ諸替箱代トシテ和百斤ニ付金貳拾錢ヅ、申受クベシ
 - 但シ粉茶川柳ハ此限ニアラズ
 - 十、電信料及送金共荷主ノ負擔タルベシ
- 第九條 總テ送り附ノ荷物ニシテ荷主ノ都合ニヨリ甲店ヨリ乙店へ振替ルトキハ荷物ノ大小ニ拘ラズ一個ニ付金參拾錢ノ手数料ヲ乙店ヨリ甲店ニ割附スベシ
- 第十條 前條送附ノ荷物ニシテ荷主ノ都合ニヨリ賣込問屋ノ外へ轉輸スルカ又ハ仕出シ地へ積送ルトキハ荷物ノ大小ニ拘ラズ一個ニ付金

參拾錢ヅ、ノ手数料ヲ荷主ヨリ申受クベシ、又該荷物ニ係ル爲換金見積渡金及運賃諸掛等ノ立替アラバ併テ收受ノ上其荷物ヲ引渡スベシ

- 第十一條 總テ運送揚ノ荷物ハ仲次人ヲ以ツテ賣買スルヲ禁ズ
 - 第十二條 仲次人ハ横濱茶業組合附屬ノ仲次組合員ニ限ルベシ
 - 第十三條 仲次口錢ハ製茶一萬斤ニ付商館ハ金六圓、市中賣ハ金拾參圓ノ割ヲ以ツテ拂フベシ
 - 第十四條 仲間取引ハ左ノ各項ニヨリ取引スベシ
 - 一、仲間取引ハ其双方ノ行為共ニ當港同業者ノ名義ニ關スルモノナレバ別テ確實ヲ以ツテ取引ナシ毫モ不信義ノ所爲アルベカラズ
 - 二、既ニ賣買シタル荷物ハ總斤量立會改メ濟ノ上速カニ其代價ノ内金ヲ拂ヒ其當日ヨリ十五日以内ニ精算皆濟スルモノトス、若シ風袋未定ナレバ元風袋又ハ平均ヲ以ツテ決算スベシ
 - 三、袋入茶荷物ハ第八條九項ニ準シ箱代ヲ附廻スモノトス
 - 第十五條 此規則ニ掲ゲザル事項ニシテ從來ノ慣習アルモノハ總テ其舊慣ニヨリテ之ヲ扱フベシ、尤臨時ニ發シタルカ又ハ重要ノ事件ニ係ルモノハ組合役員ノ協議ヲ經テ之ヲ處理スベシ
 - 第十六條 當仲間ニシテ此規則ニ違背スル者アルトキハ組合規約ノ違約者トシテ正當ノ處分ヲ爲スベシ
 - 第十七條 此規則ヲ改正加除スルトキハ本縣廳工届出且第三條ノ手續ヲ爲スモノトス
- 右確定スル證トシテ各自記名調印スルモノナリ
- 明治二十三年四月

(6) 茶 況

交通の不便なりし爲め、明治初年静岡に在りて横濱の茶況を知るは頗る困難なりき、製茶相場の始めて新聞廣告に出でしは明治十年五月十一日にして静岡新聞第三百三十七號に左の如く掲載あり。

横濱製茶電報九日午前十一時五分出

製茶百斤に付シジウマイヨリサンジウハチマイアトヤスイ
 新茶上等一貫匁に付銀百十匁より百七十八匁、荒茶下物一貫匁に付銀七十匁より六十八匁、報知人静岡下魚町山村長七きあり、引續き

六月四日まで隔日に掲載ありたれば一番茶期のみ知らる。

明治十七年四月茶業組合取締所の創立せらるゝや、横濱茶況報告を同所より謙光社及岡野屋へ依頼し、本所よりは毎月月報を刊行し、臨時報告として静岡大務新聞、東海曉鐘新報、函右日報の三新聞社に報告し、其紙上に掲載せられたり。

横濱派出委員坂三郎氏の通信は次の如し。

明治十七年六月六日報 本港相場の起因を聞くに米國需要供給の度に應ず、今彼土の状況を聞くに組育は上等茶を嗜好し、桑港は中以下の品を好むと、殊に飛脚船は貨銀高く臨時船は其中に出でず、故に桑港へ製茶を輸送せんとする必らずや中以下の品夥しく、貨銀安き臨時船に寄らんす、之れ中以下の茶非常に購買力を増すことある所以なり、商業は固より臨機の事なりと雖も此等の事又注意せざるべからざるなり、又昨年古茶の見本を以つて本年製茶の価格を比較すれば左の形状を見せり。

年	品位	上 等	中 等	下 等
十 六 年		三十二枚	二十枚	十五枚
十 七 年		三十三枚半	十九枚	十二枚

右の表を察すれば上等は一枚半を昇り、中等以下は一二枚を下れり、之を考ふるに從來外商が著色する所上等茶は薄く下等茶は濃し、之れ其品位を偽飾せんが爲めなり、然るに昨年七月以降粗製濫造茶輸入禁止條例を發布せしより、其著色甚しきものは斷然擯斥する所となりしより、外商は依つて以つて働を逞する下等濫製の茶の輸入の困難より、或は本年下等品に望み薄く爲めに此低落の結果を生じたるにあらざる歟。

岡野利兵衛氏の横濱茶況通信は左の如し。

拜啓愈々新茶の期節に至り御多忙懽々奉遠察候陳者當濱茶況夫々新物相待居候然る處静岡丸新茶積込一昨二十六日午前一時清水港出帆の電報を得左すれば夕景は必らず入港可致と商館及市中共夫々相待居候處同船殊の外早著同午後二時入津該船積荷下店入二十三個外店共都合五十二個勿論小個多き故斤量は漸く一千二、三百斤程も御座候然るに重立買立候は本町通り五十番館次に亞三番館にて其他は何れも本國への見本十斤、二十斤宛我騰に望取實に同夕の初戦は難踏を極め紙上に難申述然るに下店義は豫て先約定致置候間直ちに其商館へ引込

申候該船長の注意により殊の外早著々々に都合宜敷相應の目割相立申候

取組出來の値段は初芽の事故差したる不同も無之候得共八十二、三枚より九十枚内外に御座候

盛航丸一昨夜入津遠州物積荷十一個至つて小箇にて斤數一百三十斤程に御座候

清川丸清水港より昨曉にも入港該積荷も飛船へ間に合可申見込之處折悪敷一昨日、昨日は烈風雨にて漸く一昨夜一時頃清水港著相成候趣に付該船は無論間に合不申且其他遠州地方よりの入船可有之之處前條の風雨是亦入津無之依て過便の見込は、大いに相違致し陸入荷共惣計一番船へ積入の分凡一千五百斤程に御座候同船昨午後四時限り積切本日午前十時抜錨相成申候

昨日午後著港の陸荷は最早間に合不申四十五枚前後品に寄五十枚位小賣向へ手合出來申候

二番船五月十二日抜錨次船は同二十六日出帆に御座候二番船前は最早諸方共出盛り定て大取組出來可申奉存候該船積込分商館見込値段三十二、三枚より品に寄四十枚内外申居候併し右出帆前後に至り荷物の多少に依り一層面白き變動可有之候哉尙不遠騙引可仕候洋銀昨今保合本日壹圓五拾錢貳厘立安値四錢七厘只今五錢位兎角小往來に御座候尙變義次便御通知可申上候宜敷御良考可然御驅引御精々御出荷之程奉願候先は右景況不取敢申上度如斯御座候也

明治十八年四月二十八日

岡野利兵衛

拜啓時分柄懽々御多忙奉遠察候陳者當濱茶成行過る二日出申上候後差して不相變商館相進居日々不怠手合出來申候且亦最早追々諸國共揃初め既に昨日入津勢州四日市出帆の肥後丸へ同國の走り一箇積來申候程の義にて駿遠豆州杯は追々出盛り將亦過る二日入港大の浦丸遠州福田港出帆積荷九個凡四百斤程に御座候亦其他船々左に

一、一百九十九個

清水港出帆一昨三日夕入港

一、二十七個

清川丸積荷
沼津及豆州浦々積前同斷入港

一、二十三個

通快丸積荷
前同斷浦々積四日午後入港

一、三百七十一個

豆海丸積荷
遠州相良靜波積前同斷入港

盛航丸積荷

静岡縣茶業史

右入津分日々大概に手合出来直印の義は並物三十六、七枚より中頭四十枚位上等四十三、四枚取組に御座候
二番船出帆日取の義は荷物昨年と違餘程減少の見込就いては兩三日間延日可有之と存候に付手配夫々相探り候得共何分未だ判然不仕併し
過半延日の方に御座候此段左に御承引宜敷御良考御驅引可被下候去十二日は素より定日に御座候間無延引同日出帆可有之も難計宜敷御
手配御精々御手早に御出荷之程奉願上候

入荷も前條の模様にて未だ多分の事にも無之故一際入溜りを覗ひ一時に買立可申見込に哉大手口四五館は未だ手出し無之乍併飛船十二日
出帆なれば最早日數も追々相迫り候故そろ／＼買初可申依つては此奥一入花々數取組出来可申哉に愚考仕候静岡丸昨夜十二時清水港出帆
積荷は六百七十個有之趣只今報知有之就ては今年後入津可相成此荷物如何取組可申哉尙後便萬々可申上候
洋銀何角氣配弱く本日壹圓四錢立安値武錢八厘迄有之只今參錢壹貳厘取引御座候右は來る二十五、六日頃兌換紙幣發行相成候趣風説を氣
に構ひ前條の不氣配と奉察候併し此奥如何變動可仕哉尙次便御通知可申上候宜敷御妙考可然御驅引可被下候也

明治十八年五月五日

岡野利兵衛

明治十八年八月一日東海曉鐘新報掲載の横濱茶況報告左の如し。

茶業取締所報告 七月二十九日商況敢て變りなし、本日も賣行きありて若干手合は出来申候。

入荷高	賣込高	市中在荷
十八年七月二十八日 九萬斤	十萬〇七千五百斤	六十六萬斤
十七年同月同日 十四萬斤	九萬九千斤	四十二萬七千斤

本日銀貨壹圓〇〇六厘壹毛より四厘六毛

猶中央茶業組合横濱製茶検査所より横濱茶況を刊行して配布し大谷嘉兵衛氏商店よりも横濱茶況を刊行せり、左の如し。

横濱茶商況 明治四十三年五月十五日

品位	五月上旬賣込相場
最優	最精選
	五拾五圓以上

駿遠三	極選	五拾圓、五拾貳圓
	精選	四拾七圓、四拾八圓
	上選	四拾五圓、四拾六圓
	選	四拾參圓、四拾四圓
	中上	四拾壹圓、四拾貳圓
	最精選	五拾五圓以上
	精選	四拾八圓、五拾圓
	選	四拾四圓、四拾六圓
	中	四拾貳圓
	最精選	四拾八圓以上
東京近傍	精選	四拾五圓、四拾七圓
武州八王子	精選	四拾貳圓、四拾四圓
勢濃本製	精選	

商況

本年の新茶は一般に氣候の遅延せるにも不拘品質は豫期せしよりも好真なりしは是偏に生産家の多くが比較的嫩なるを摘採したる結果なるべし、故に昨年に比して常に高値を維持したりしも數量に於て約一割の減收を來したるが故に其所得に於ては例年と大差なかるべし、而して如斯減收の聲多きは前述の理由の存せるならんも、要するに昨年度の末期に於て茶價の好況なりし爲め、數期に亘りて過度に摘採したりし結果が其因を爲したりとの言をなす者あり、亦以つて他山の石として聞くに足るべし。

左に毎年五月駿遠茶の商況を擧ぐ。

横濱茶商況 (品位平均相場)

年次	最精選	精選	中	並	年次	最精選	精選	中	並
明治十七年	四十五弗	三十三弗	二十三弗	十五弗	明治十八年	四十弗	三十弗	二十五弗	二十六弗
		三十八弗	二十四弗	二十弗			三十五弗	二十五弗	二十六弗

明治十九年	三十八弗	三十弗	二十五弗	二十弗	明治三十年	三十五弗	三十三弗	二十七弗	二十七弗
同二十年	三十六弗	三十一弗	二十九弗	二十四弗	同三十二年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同二十一年	三十三弗	三十弗	二十九弗	二十四弗	同三十三年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同二十二年	三十三弗	三十弗	二十九弗	二十四弗	同三十四年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同二十三年	三十三弗	三十弗	二十九弗	二十四弗	同三十五年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同二十五年	三十六弗	二十八弗	二十六弗	二十二弗	同三十六年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同二十七年	三十弗	三十弗	二十二弗	十九弗	同三十七年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同二十九年	三十五弗	三十弗	二十二弗	十九弗	同三十八年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同三十一年	三十八弗	三十一弗	二十六弗	二十四弗	同三十九年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同三十三年	四十弗	三十三弗	二十九弗	二十六弗	同四十年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同三十五年	四拾五圓	四拾貳圓	參拾參圓	參拾貳圓	同四十一年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同三十七年	五拾四圓	四拾七圓	四拾參圓	參拾七圓	同四十二年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同三十九年	五拾貳圓	四拾五圓	四拾圓	參拾八圓	同四十三年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同四十一年	五拾圓	四拾參圓	四拾圓	參拾參圓	同四十四年	三十五弗	三十一弗	三十弗	二十四弗
同四十三年	五拾五圓	四拾八圓	四拾四圓	四拾貳圓					

右は大谷嘉兵衛氏商店刊行横濱茶況に依る。

(7) 仕切書

左に掲ぐるものは遠州佐倉村の水野信一郎氏の濱出し茶の仕切書なり。

仕切 (明治七年)

一全 櫻 園 二 櫃

正 五貫二百八十匁

内 六十匁 欠切

引五貫二百二十匁

十六貫に付二百五十匁替

代金 貳拾壹圓七拾五錢

内金 壹圓拾九錢六厘貳毛

引金貳拾圓五拾五錢參厘八毛

右之通使相良與七より受取

横濱會社

井上三與太送り

明治七年五月 同上 (明治八年)

六月二十九日

一櫻 園 一ツ

正 七貫七百匁

和斤 四十七斤二分

三十一枚替

代金十四枚六分參厘

六十二匁參分四厘切

此金 拾五圓貳拾錢

内 八拾參錢六厘

貳拾壹錢八厘

貳錢六厘

口 錢

運 賃

シ キ

静岡縣茶業史

静岡縣茶業史

引金拾四圓拾貳錢

內 拾錢五厘

金拾四圓拾六錢五厘

爲登ちん

同上 (明治九年)

五月五日

一水野園

二櫃

上目 十一貫八百匁

十二貫二百匁

正味 九貫四百匁

正 九貫八百六十匁

正 十九貫二百六十匁

一水野園

一櫃

上目 九貫四百匁

風 二貫三百匁

正 七貫百匁

風 七十六斤

和斤 四十三斤一分

爲金七拾圓四拾八錢也

內金參圓五拾貳錢四厘

六錢

壹圓參拾錢

拾錢

貳錢

金五圓〇四厘

差引金六拾五圓四拾七錢貳厘

納 稅 藏 敷
貨 運 元 掛 元 掛 元 掛
納 敷 敷 敷 敷 敷 敷 敷 敷

同上 (明治十年)

五月五日出

一茶水野園

二櫃

岡野屋利兵衛殿行

風袋 二貫八百匁宛

正味 二十二貫匁

百三十七斤六分

四十三枚替

代 五十九枚壹分六厘

六十一匁二分

金六拾圓參拾四錢參厘

內

金參圓參拾壹錢八厘

金貳圓

金五錢六厘

引金五拾四圓九拾六錢九厘

六月五日受取

口 錢
運 貨
藏 敷

同上 (明治十二年)

一茶

一箱

地頭方出

駿河屋幸二郎行

上目 十三貫四百匁

箱 二貫三百匁

繩 貳百匁

静岡縣茶業史

静岡縣茶業史

正 十貫〇九百匁
和斤 六十六斤六分二厘
三十五枚替

代金 貳拾參圓參拾壹錢七厘
內 金九拾錢參厘
金壹圓貳拾八錢貳厘
差引 金貳拾壹圓拾參錢貳厘
運賃、藏敷
賣込口錢

五月十二日仕切

同上 (明治十二年)

四月二十五日

一二 箱 岡野屋行

正 十九貫百匁

百十九斤三分七厘

內 五斤七厘

欠切

引 百十四斤三分

五十枚替 代金五十七枚壹分五厘

洋銀七十一匁 金六拾七圓六拾貳錢七厘

內 金貳圓貳錢八厘

金壹圓七拾五錢八厘

金壹圓七拾錢七厘

金六錢

引 金六拾貳圓七錢四厘

內 拾五錢

爲登貨

口 錢

賣込諸欠

運 賃

藏 敷

七錢 持込貨
又引 金六拾壹圓七拾錢 五月五日 島田より持込受取

同上 (明治十三年)

四月二十六日

一一 櫃 謙光社行

正 四十九斤六分五厘

四月二十七日

一一 櫃 謙光社行

五拾三斤四分

百三斤〇五厘

四十八枚替

此洋 四十九枚四分六厘

壹圓四拾貳錢五厘切

三十六枚替

代 拾五圓五錢壹厘

五十六匁六分切

此金 拾五圓四拾錢六厘

內 八拾四錢七厘

四拾壹錢

貳錢八厘

引 金拾四圓拾貳錢壹厘

七錢五厘

又引 金拾四圓四錢六厘

爲替 賃

受 取

口 錢

運 賃

シ キ

静岡縣茶業史

右十九貫貳百六十匁
爲斤 百二十斤

仕切

内 一斤半

引 百十八斤半

四十三枚替 五十枚九分五厘

六十匁一分

此金 五拾壹圓參錢四厘

内金 貳圓八拾錢四厘

九拾六錢

五錢六厘

引 金四拾七圓貳拾參錢貳厘

内 拾七錢五厘

引 金四拾七圓參錢七厘

内 拾錢

右之通り 五月二十五日

爲替貨
爲登貨下渡
金谷通運會社より受取

同 上 (明治十四年)

五月五日

上目正和 四十四斤五分

内 一斤

引 四十三斤五分

四十七枚五分替

此洋 二十枚六分六厘

壹圓六拾參錢切

謙受社出
欠切

爲金參拾參圓六拾七錢六厘
内 壹圓六拾八錢四厘
八拾五錢
六錢
貳圓五拾九錢四厘
差引金參拾壹圓〇八錢貳厘

口 錢
運貨元欠り
濱欠りしき

同 上 (明治十五年)

四月二十九日

一茶 一 櫃

上目正味 五十五斤五分

四十八枚替

代洋 二十二枚六分四厘

洋金拾六圓五拾五錢切

爲金四拾壹圓貳拾九錢貳厘

内 金貳圓〇六錢五厘

七拾錢

六錢

三錢

五錢

引金參拾八圓參拾八錢七厘

内 金七錢七厘

五月十四日 地頭方より受取

口 錢
運 貨
掛 り
水揚掛り
藏 敷
爲登運貨

同 上 (明治十六年)

五月

一三 櫃

百八十四斤二分五厘

一斤七分五厘 出

百八十六斤

三十八枚五分替

代洋 七十一枚六分一厘

壹圓參拾壹錢五厘切

爲金九拾四圓拾六錢七厘

內 金四圓七拾錢八厘

金七拾參錢

金五錢

金五圓四拾八錢八厘

差引金八拾八圓四拾八錢八厘

同 上 (明治十七年)

五月五日

一水 野園 一 櫃

上目 八十三斤

風 十四斤五分

正和 四十九斤八分七厘

百斤に付三十八枚替

謙受社行

口 錢

運賃欠り

し き

代洋 十八枚九分五厘

洋銀壹圓八錢六厘切

爲金貳拾圓五拾八錢

內 金壹圓貳錢九厘

金六拾四錢貳厘

金五錢

差引金拾八圓八拾五錢九厘

同 上 (明治十八年)

五月四日出

一八 櫃

上目 八十九斤五分

風 十三斤

正和 五十七斤三分七厘

百斤に付四十五枚替

代洋 二拾五枚八分二厘

洋銀壹圓〇壹錢貳厘切

爲金貳拾六圓拾參錢

內 壹圓參拾錢六厘

五拾八錢七厘

五 錢

貳 錢

引金貳拾四圓拾六錢七厘

同 上 (明治二十一年)

口 錢
運 貨
諸 掛
藏 敷

謙受社出

口 錢

運賃諸掛り

し き

本部納

五月三日

一 二 櫃 一 ツ

謙光社行

正和 七十斤八分七厘

三十六枚替

代洋 貳拾五圓五拾壹錢

内 壹圓貳拾七錢五厘

五 錢

四拾七錢七厘

貳 錢

引金貳拾參圓六拾八錢八厘

同 上 (明治二十二年)

同 上 (明治二十二年)

五月二日

一 八 櫃 二 ツ

岡野屋行

正和 百九斤一分二厘

百斤に付三十四枚替

爲金參拾七圓拾錢

内 金壹圓八拾五錢五厘

金拾錢

金五拾五錢四厘

金四錢

差引金參拾四圓貳拾五錢貳厘

差引金參拾四圓貳拾五錢貳厘

口 錢
し き
運賃諸掛り
本部納

口錢賣込掛り
藏 敷
運賃諸掛り
中央會議所納

三、再製業者移住後

(1) 静岡市の茶問屋

再製茶業者が静岡市に移住せるは、本縣が製茶の大産地にして、静岡市は其集散市場たるに因るも、其重なる原因は清水港が製茶直輸出港となりし爲めにして、直輸出港となれる明治三十二年以來静岡市は内外人の經營に係る再製業者、輸出業者の本居を移し、支店を設くるもの相踵ぐに至れり。

斯くして静岡市が製茶貿易の中心市場たるに至れるより、其茶問屋は自然輸輸出茶問屋と内地向の茶問屋とに分れ、或は輸輸出を主として内地向を兼ねるあり、或は内地向を主として輸輸出を兼ねて取扱ふあるも、其大部分は輸輸出の問屋となれり、而して此輸輸出の茶問屋は各再製茶業者と直接取引するに及びて左の如き數種の階級を生ぜり。

(一) 貿易業 再製工場を有せず専ら再製業者の製造したる再製茶を買入れて輸出版賣する者。

(二) 再製貿易業 再製工場を有し買入れたる原茶を再製し、又は再製茶を買入れて海外に輸出版賣する者。

(三) 再製業 再製工場を有し買入れたる原茶を再製して内地に在る輸出版業者に販賣し、若くは他の再製業者に轉賣する者。

(四) 賣込商 すり賣者とも稱し、生産家若くは仲買等より買入れたる製茶に加工し、輸出版業者又は再製業者に販賣し、或は各開港場に移出版賣するを輸輸出賣込商若くは問屋といひ、専ら内地各方面に移出版賣するを内地向問屋とす。

(五) 委託業 商會とも稱し、生産家又は仲買等の委託を受け貿易業者、再製業者又は賣込商に製茶を販賣し

賣主より手数料を徴す、此手数料は概ね一貫匁に付金貳錢とす。
 (六)仲立業 宰取りとも稱し、貿易業者、再製業者の店頭に在りて生産家、委託業者並に各商人の持來れる製茶の賣込を斡旋し手数料を受くる者、此手数料は概ね一貫匁に付壹錢とす。
 (七)仲買 自ら各地の生産家に就きて製茶を買入れ、若くは委託業者より買入れて、更に各種の商人に賣込む者。

猶此外縣下各地の茶商にして毎朝見本を携帶し來りて各貿易業者、再製業者に就き直接取引をなすものあり、更に生産家が見本を携帶して直接賣込を爲す者あり、而も近時漸く其數を加ふるに至り、郡より賣込者の出張所を設け、常に内外の市況に注意し其取引の圓滑にして有利ならんことを期するに至れり。

静岡製茶問屋組合の規約は次の如し。

静岡製茶問屋組合同業者申合規約

- 第一條 静岡市茶業組規則ヲ遵奉確守スル事
- 第二條 入店ノ諸荷物ハ渾テ實意勉強ヲ旨トシ賣捌代金ハ速カニ相渡可申事
- 第三條 賣捌口錢ハ金高百分ノ二可申受事
- 第四條 爲換付荷物ハ店入調査ノ上爲換金支拂可申事
- 第五條 爲換金及内渡金之レアル荷物ニ限り差値段有之ト雖時下相場ヲ以ツテ賣却方取計可申候事
- 第六條 荷主ノ依頼ニヨリ内金相渡ト雖モ三日間ヲ限り尙ホ其荷物賣捌不相成節ハ金壹百圓ニ付金五錢宛日歩申受候事
- 第七條 買受人ニ相渡ス爲メ製茶屑物共荷票料トシテ一貫匁ニ付金壹錢可申受候事
- 第八條 賣込委託ノ荷物ハ一箇月毎ニ保險料及藏敷料トシテ一個金貳錢宛可申受候事
- 第九條 入店ナシタル貨物ヲ荷主ノ都合ニヨリ他店へ振向候節ハ藏敷及手数料トシテ一個金拾錢ヅ、可申受候事
- 第十條 賣渡荷物ハ總テ現金タルベシ萬一代金滞滯シ辨償ノ義務ヲ果サル上ハ各商店ハ其姓名ヲ店前ニ掲記シ一切取引セザルモノトス

第十一條 賣渡荷物ハ出賣方ニ於テ量目相改メ相渡可申候改濟後目切等申出候共其責ヲ負ハザル事
 第十二條 各商店へ來客ヨリ物産買入ノ委託ヲ受ケタル際ハ手合出來ノ上八分金荷物引渡ノ節殘金可申受候且手数料ハ金高百分ノ一可申受候事
 第十三條 貨物仕切代金代理人ヲ以ツテ請求ノ向ハ必ず本人ノ委任狀御携帶ノ事
 右ノ通相定候間御承諾ノ上御委託相成度候也

明治三十四年

静岡製茶問屋組合
 石垣 商店
 合名尾崎國産會社
 海野 商會
 國産合資會社
 前田 商店

(2) 主なる静岡市の茶問屋

分 土太夫町	石垣長右衛門	今 安西四丁目	合名尾崎國産會社
分 茶町二丁目	小山兼吉	全 上桶屋町	水上房吉
今 葵町	海野兼太郎	刃 柚木町	上田榮吉
△ 八千代町	前田熊藏	分 片羽町	伊藤春吉
△ 葵町	石川四方藏	全 安西一丁目	和田長次郎
☆ 安西一丁目	河村勝次郎	刃 茶町二丁目	金子由三郎
舍 安西三丁目	吉川合名會社	⑤ 茶町一丁目	武田長次郎
⑥ 葵町	高田伊之助	⑦ 安西四丁目	宇和商會

費、運賃等を含まざるもの)の取定をなすものこの二種あり、近距離は概ね裸相場にして遠距離は參著値段に依るもの多し。

二引合及賣買代金受渡方法 賣買代金受渡方法は賣買者双方の希望、信用及市況等により一定せず。即金拂、各茶季拂、内金渡し等にして、委託は委託品の賣却後はれを仕切り、手数料等を引去りて支拂ふ。生産地に出張して買入るものは、年々概ね其區域を定め、其信用及市況により内金を渡し、或は即金を支拂ひ又は茶季拂ひとす。

各府縣並縣内遠距離の地より茶荷物を移入するには、概ね一定せる取引問屋に送付す。問屋は市況と品質と數量とによりて直ちに値段を定めて是れを仕切り、若くは相場を荷主に通知し、賣渡の回答を得て賣買し、直ちに代金を送付するか又は内金を送付す。

再製業者への賣込みは概ね現金拂ひなるも内金渡の方法なきにあらず。

三歩引及手数料 賣買代金受渡の際、一貫匁に付貳錢五厘宛を荷票料として代金中より控除するは、規約の定むる所にして一般の慣行なり。其他見本料又は歩引として原茶は一貫匁に付百分の一即ち十匁の代金を控除し、再製茶は百分の二即ち二十匁の代金を控除す、猶粉引として一貫匁に付百分の一を控除する慣習ある地方あるも静岡市には現今行はれず。

(5) 製茶相場

喫茶の我國に行はれたるは年已に久しく、今を距ること千有餘年前の時代に遡つて考ふるに、間々喫茶の事の書中に散見す。然れども當時の製茶たる只天然發生の茶葉を採りて、之れを簡單なる法にて製したるものにして、只其香味を天然に取るものなりしが、年を経る久しきに隨ひ其製法も亦精良を加へ、元文

年度は宇治製の發明あり、續いて天保年度に至り更に亦玉露製の新製法世に顯はれしより、之れを嗜好するもの次第に多く、遂に上は王侯士大夫より下は細民樵漁に至る迄煎茶を飲用せざる家は殆んど稀なるが如き狀勢とはなれり、斯く需用の増加するに従ひ、漸次其問屋並小賣を業とするものを出だし、従つて其品質に依り價格を定むるに至りしが、此時代の相場は今日より見れば極めて區々のものなりしが如し、今文政九年十一月二十二日駿府町奉行所へ書き上げたる煎茶相場を掲げて其價格の昇降を示さん。

年次	駿州煎茶 一兩二付			遠州煎茶 一兩二付		
	上等	中等	下等	上等	中等	下等
明和四亥年	二、八八〇	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	三、三六〇	一六、〇〇〇	二、七〇〇
同 七寅年	四、〇〇〇	一〇、八三三	一、九八三	四、三五〇	一六、二五〇	二、八四六
同 八卯年	三、五〇〇	一四、一六六	二、四二五	三、七六六	一六、四五〇	三、〇六六
天明三卯年	三、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	三、三〇〇	一六、〇〇〇	二、八〇〇
同 四辰年	三、五〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	三、五〇〇	一五、五〇〇	二、七〇〇
同 五巳年	四、〇〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	一四、〇〇〇	二、五〇〇
同 六午年	四、五〇〇	一〇、〇〇〇	一、五〇〇	四、五〇〇	一三、〇〇〇	二、三〇〇
同 七未年	四、〇〇〇	一、五〇〇	一、七〇〇	四、〇〇〇	一七、〇〇〇	二、五〇〇
同 八申年	三、五〇〇	三、五〇〇	二、五〇〇	三、三〇〇	一三、〇〇〇	二、九〇〇
寛政元酉年	三、四〇〇	三、三〇〇	二、〇〇〇	三、四〇〇	一〇、〇〇〇	二、六〇〇
同 二戌年	三、八〇〇	一、〇〇〇	一、八五〇	三、八〇〇	一七、〇〇〇	二、〇〇〇
享和元酉年	三、六〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、八〇〇	一七、〇〇〇	二、四〇〇
文化元酉年	三、五〇〇	一〇、〇〇〇	二、五〇〇	三、八〇〇	一三、〇〇〇	二、七〇〇

静岡縣茶業史

(三四八)

文化二丑年	三、五〇〇	一、〇〇〇	三、六〇〇	三、八〇〇	三、〇〇〇	一七、〇〇〇
同 三寅年	三、八〇〇	一、〇〇〇	三、七〇〇	四、一〇〇	三、〇〇〇	三〇、〇〇〇
同 十一戌年	三、五五〇	八〇八八	一〇、一六六	三、八三三	八、三一一	二〇、五五五
文政七申年	四、〇〇〇	七、〇〇〇	一六、〇〇〇	四、一〇〇	七、〇〇〇	一八、〇〇〇

更に天明四年調査したる遠江風土記書上帳に茶に關する左の記録あり。(小笠郡和田岡村吉岡)

一、茶の儀右者下茶出來仕候得共右茶一斤値段六拾四文より七拾、八拾仕候一本値段今壹分貳朱位仕候他所に賣拂申金高一ヶ年に凡村中にて御合給様分共金貳拾四兩程

該風土記は天明四年甲辰正月とあり、一ヶ年の産出額製茶一千貫に近しといふ。而して其當時の製茶は多く黒茶と稱し釜熬製にして、出來上りたる茶は多く馬によりて相良に出し、相良港より便船を以つて江戸に輸出したるもの、如く、當時の人足一里に付ての運賃は左記の記事により知ることを得たり。

一人馬繼送賃錢の事

道法一里に付

馬駄賃

百 文

人 足

參拾六文

猶寛政元年の製茶調査に依れば煎茶一本(正味八貫五百匁)に付上茶金壹兩參分、中茶參分、下茶壹分貳朱、一本に要する人夫賃錢參貫四百四拾文外に薪炭紙代六百參拾貳文なりとあり。(志太郡徳山村誌)

天保年間川根地方の相場は釜熬茶一本(八貫四百匁入)壹兩貳分なりしも、天保八年改良せる茶は貳兩貳分に昇騰せり、其後川根茶一貫匁の相場を掲ぐれば釜熬茶銀五匁乃至六匁、文久元年銀三十五匁、同二、三年銀四十匁、元治元年銀四十八匁、慶應元年銀六十匁、同二年銀七十匁、同三年銀八十八匁、明治元年

金壹圓五拾錢なりきといふ。

要之明和より文政に至る製茶の相場は平均凡そ前表の如し、其後天保十四年の頃に至りて、宇治煎茶目方一貫匁に付、上物壺入銀四十八匁より五十五匁迄、同中物銀四十一匁より四十六匁迄、同下物銀二十八匁より三十八匁迄、又勢州産の宇治製茶は目方一貫匁に付上物壺入銀二十四匁より三十一匁迄、駿州青製宇治製茶は箱入目方一貫匁に付十七匁より二十三匁迄なり、而して弘化二、三年の頃となりては城州、江州兩地産の製茶平均相場は上等目方一貫匁に付銀三十二匁、中等同銀十七匁五分、下等同銀八匁八分とあり、然るに降りて嘉永年度に至り製茶の需用は愈々増加し價格亦隨つて騰れり、之れを平均すれば其相場左の如し。

(本表は茶問屋行事より博覽會事務取扱所の御下問の答申に係る)

年次	項目	上物(一貫匁) 二付	中物(一貫匁) 二付	下物(一貫匁) 二付
嘉永元年		三八、三三八	二五、八八八	一七、五〇〇
安政元年		三七、二二五	二七、二二五	一六、五〇〇
同 二年		四六、〇〇〇	二七、五〇〇	一六、〇〇〇
同 三年		五二、〇〇〇	三一、五〇〇	一七、〇〇〇
同 四年		五六、二二五	三八、一三三	一七、七五〇
同 五年		五八、〇〇〇	三九、〇〇〇	一九、五〇〇
同 六年		五二、〇〇〇	三三、〇〇〇	一六、五〇〇
萬延元年		四四、〇〇〇	二九、七五〇	一六、〇〇〇
文久元年		五四、〇〇〇	三四、五〇〇	一八、二二五
同 二年		五六、〇〇〇	三二、七五〇	一八、一三三

文久三年	五五、〇〇	三八、〇〇	二一、〇〇
元治元年	五六、二五	三六、七五	一九、五〇
慶應元年	五九、〇〇	四一、二五	一九、二五
同 二年	六四、七五	四三、二五	二六、〇〇
同 三年	六七、〇〇	四二、五〇	二四、〇〇

明治に入りて其需用増加と共に相場は次第に騰貴せるも、年次に由りて尋ねべき文書を缺くを遺憾とす、

明治十二年七月三十日の相場は

稀頭物百四十匁より五十匁○通常頭物百十匁より二十匁○並物八十匁より九十匁○裾物六十匁内外○上柳三十匁内外

にして明治十七年八月二十四日新茶相場は

飛切天下一貫匁貳圓五拾錢より參圓○極頭貳圓内外○頭物壹圓五六拾錢○並頭壹圓拾錢内外○並物八拾錢より九拾錢○下物五、六拾

錢○川柳蜜園物參拾五錢より四拾五錢○並川柳拾四錢より貳拾錢○粉茶六、七錢○仕上粉茶拾八錢より貳拾五錢○洋銀壹圓四錢五厘内

外

とあり、同年以降の平均相場左の如し。

明治十七年以降毎年五月製茶一貫匁の相場表

年次	種別	天下一	大頭	頭物	並物	下物
十七年	年	三、〇〇〇	二、五五〇	二、〇〇〇	一、七五〇	一、〇〇〇
十八年	年	二、四〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、一〇〇	九〇〇
十九年	年	二、五〇〇	一、六五〇	一、三五〇	一、一五〇	八五〇
二十年	年	三、九〇〇	二、三五〇	一、七五〇	一、五〇〇	八〇〇
二十一年	年	二、三四〇	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、〇九〇	七八〇
二十二年	年	二、〇〇〇	一、七八〇	一、五〇〇	一、一九〇	七八〇

二十三年	二、一三〇	一、六九〇	一、三四〇	一、一〇〇	八四〇
二十四年	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、三四〇	一、一三〇	九〇〇
二十五年	二、一三〇	一、九二〇	一、五〇〇	一、二二〇	九五〇
二十六年	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、三八〇	一、八四〇	七九〇
二十七年	二、六〇〇	二、〇九〇	一、五五〇	一、一八〇	九〇〇
二十八年	二、八二〇	二、三三〇	一、六〇〇	一、一九〇	八四〇
二十九年	二、二九〇	一、九四〇	一、五〇〇	一、二六〇	一一二〇
三十年	二、五〇〇	二、一六〇	一、八二〇	一、三三〇	九四〇
三十一年	二、五〇〇	二、二九〇	一、八四〇	一、三〇〇	一、〇九〇
三十二年	二、三〇〇	二、二二〇	一、七〇〇	一、五〇〇	一、二八〇
三十三年	二、二四〇	二、二九〇	二、〇〇〇	一、七〇〇	一、四三〇
三十四年	二、八二〇	二、二〇〇	一、八四〇	一、三〇〇	一、四九〇
三十五年	四、〇〇〇	三、三七〇	二、五〇〇	二、一六〇	一、八〇〇
三十六年	四、〇〇〇	三、四〇〇	二、五〇〇	二、一八〇	一、八〇〇
三十七年	四、〇〇〇	三、三三〇	二、五〇〇	二、一八〇	一、五〇〇
三十八年	三、八〇〇	三、〇〇〇	二、二八〇	一、八七〇	一、五〇〇
三十九年	四、〇〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	一、八七〇	一、五五〇
四十年	四、二〇〇	三、四〇〇	二、八二〇	一、八二〇	一、五五〇
四十一年	四、〇〇〇	三、七五〇	二、八二〇	一、八七〇	一、五五〇
四十二年	四、二〇〇	三、八七〇	二、九四〇	一九四〇	一、七〇〇
四十三年	四、一〇〇	三、八一〇	三、一九〇	二、〇〇〇	一、八五〇
四十四年	四、〇〇〇	三、〇〇〇	二、五五〇	二、〇〇〇	一、六五〇
大正元年	四、〇〇〇	三、〇〇〇	二、六〇〇	二、一五〇	一、七五〇

年次	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
二	三,七五〇	三,七五〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	二,五五〇	二,五五〇	二,一五〇	一,六〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇
三	三,七五〇	三,七五〇	三,三〇〇	三,三〇〇	二,五五〇	二,五五〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇
四	三,六〇〇	三,六〇〇	三,一五〇	三,一五〇	二,四〇〇	二,四〇〇	一,八五〇	一,四〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇
五	三,七五〇	三,七五〇	三,三〇〇	三,三〇〇	二,五五〇	二,五五〇	二,〇〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇
六	三,五〇〇	三,五〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇
七	四,〇〇〇	四,〇〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
八	四,五〇〇	四,五〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	三,〇〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇
九	五,〇〇〇	五,〇〇〇	四,五〇〇	四,五〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	三,五〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
十	四,八〇〇	四,八〇〇	四,三〇〇	四,三〇〇	三,八〇〇	三,八〇〇	三,三〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇

本邦各地製茶相場表 (静岡市場五月調)

(静岡市茶業組合調)

明治四十一年五月静岡市西寺町花見正義氏は茶況夕報を刊行して日々の茶相場を報道し同四十二年静岡茶況と改題して茶期中茶相場を報道せり、其一例を示せば左の如し。

國別	年次	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
武	州	三,一〇〇	三,〇〇〇	三,一〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇
四	國	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇	一,八〇〇
九	州	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇	一,九〇〇	一,八〇〇
近	江	二,七五〇	二,七五〇	二,七五〇	二,七五〇	二,七五〇	二,七五〇	二,九〇〇	二,九〇〇	二,九〇〇	二,九〇〇
山	城	二,七五〇	二,七五〇	二,七五〇	二,七五〇	二,七五〇	二,七五〇	二,九〇〇	二,九〇〇	二,九〇〇	二,九〇〇
三	河	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇
岐	阜	二,五〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇
三	重	二,四〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇

第一六 静岡茶況 (五月三十日(晴) 自二十九日後 至三十日目前)

中品性吉物續いて商談活氣あり、天下一頭重く下物水悪しきは望人なし。

富士合資會社

三,一〇〇錢 二〇〇貫 命 二,五三錢 一,三〇〇貫 内野 二,一五錢 七貫 同 三,一〇〇錢 一〇〇貫 同 二,四〇〇錢 八貫 田中
 二,六五錢 二〇〇貫 佐藤 三,〇三錢 五〇〇貫 内野 二,四五錢 二五〇貫 余 二,三錢 二〇〇貫 尾崎
 二,四〇〇錢 七〇貫 鈴新 一,七七錢 八〇〇貫 計 四千三百三十四貫

ブール商會

五,〇〇〇錢 三,三〇〇斤 余 四,〇〇〇錢 三,〇〇〇斤 今 五,〇〇〇錢 四,五〇〇斤 全 四,〇〇〇錢 二,五〇〇斤 今
 三,六〇〇錢 六,二〇〇斤 今 四,八〇〇錢 一,〇〇〇斤 舍 四,八〇〇錢 一,四〇〇斤 計 三千四百八十八貫

英一番館

二,五〇〇錢 二五〇貫 計 二千四百六十貫 二,八〇錢 三〇〇貫 全 二,五三錢 一,六〇〇貫 全 再五,〇〇錢 一,〇〇〇斤 石垣
 一,九〇〇錢 一五〇貫 安田 計 二千四百六十貫

共同製茶會社

三,〇〇〇錢 一五貫 町田 再四,〇〇〇錢 一,〇〇〇斤 庵原 再四,〇〇〇錢 六,〇〇〇斤 遠州 二,五三錢 二〇〇貫 古川
 再三,八〇〇錢 三,〇〇〇斤 遠州 計 千八百十五貫

ヘリヤ商會

二,二九錢 五〇貫 計 五百貫

伏見合資會社

二,五三錢 四貫 計 千二百六十五貫 二,三三錢 三〇貫 同 二,二二錢 二〇貫 同 二,九五錢 七〇貫 小口物 計 千二百六十五貫

成岡再製所

三、三錢 五貫 安田 二、三錢 五〇貫 海鏡 二、七錢 一七貫 小口物 計 七百二十九貫

合計 一萬四千五百九十一貫

此和斤 換算 九萬千九百九十四斤

累計 五十四萬七千三百十八貫

此和斤 換算 三百四十二萬〇七百三十八斤

入 荷

東駿伊豆 一五六 西駿 六八 川根 九五 遠三 四五五 美濃 一〇九 伊勢伊賀 七八 山城近江 三六
東京 五五 川越 一〇二 計 千五百五十四個

累計 二萬八千三百六十五個

出 荷

再製

橫濱 一五五

計 二、二三三

並茶

橫濱 八四

地方 一〇七

計 百九十一個

計 三百七十九

二十九日 清水出帆シカゴ丸積込及本日出帆サイベリヤ號積込は取調中

静岡茶況舎

第二節 縣下製茶販賣法の變遷

藤枝地方 藤枝地方にては安永年間東海道宿驛の宿屋等の需用に應じたるもの、如く、天明年間よりは少量の製茶を壺に入れ、土地の有力者をして江戸表に輸送せしめ、又は格別に地方の需要に小賣をなしたりと云ふ。天保年間に至りて製茶法を改良し、江戸表の茶買問屋に多量の茶を輸送し、以つて大名屋敷方の需要に供給したるに、製法の改善は其の嗜好を誘ひ、爲めに關東地方に向つて販賣の有望なるを見るに至れり。安政元年伊久美村の西野平四郎氏同地の西田平次郎、西野民藏二氏と協力して江戸白壁町に借家を爲し、製茶の賣込店を開けり。其當時に於ける販賣先は武州八王子より上總、下總に涉り、漸次擴張をなせりといふ。

川根地方 川根茶は昔年、甲信二州へ輸送して今猶其販路絶えず、萬延元年迄は江戸大傳馬町茗荷屋善五郎、西村新次郎により販賣せり。

周智郡 周智茶は嘉永以前にありては東京及甲、信へ向け、仲買商の手を経て販賣するを常とせり。

安倍郡 安倍茶は萬延以前は静岡に出荷し、夫れより甲、信、東京等へ販賣し、時としては直ちに甲、信へ行商せしものありき。

富士郡 富士茶は甲州へ賣込み又江戸へ積送り、市中は勿論諸侯の藩士等へ販賣せり、其駿河茶師とて江戸に定宿を定め、荷物を定宿まで送り届け、之れを大名、旗本屋敷に配付し後集金するなど専ら得意を作りて取引の永續を圖ること、宛然今日の富山の藥屋の状態に似たり。

富士郡根方地方即ち須津村地方に於ける製茶取引の状態は、從來主として地方製茶仲買商にして、其取引の多くは現金制度にあらず、爲めに金銭の收受なく、買収成立するや切符と稱する僅かの紙片に價格及び量目を記し、賣主は之れを收受したるも、其後に至り代金の回収非常に困難を極め、一番茶の代金は二番茶若くは三番茶時季迄遅延するも少なからず、従つて二番茶、三番茶に至りては年内に賣上代金の収入を完了せざるもの多々あるに至れり。

從來農家が製茶を販賣するの法は皆地方に仲買人あり、之れが手先に俗稱「ポテー」といふ者ありて之れに賣るを習慣せせるも、相互に利害を異にするより農家は「ポテー」の目を掠めんとし、「ポテー」は亦奸策を用ひて商館や再製場が安値なりと詐稱し、農家を瞞著せんご何れも自己の利を得るに汲々とし、生産家は濫造物を賣り付けんとし「ポテー」や商人は徒らに安値に引き下げんとし、甚だしきは代價の支拂を怠るものさへあるに至れり。

榛原郡 明治四年頃より同十一年頃迄行はれたる榛原郡製茶販賣法は商人製茶買入荷口の見本を小袋に取り、箱に入れて貯藏し、而して各製造家より出荷したる茶は全部合組して其れを箕にて簸出し、一貫匁の茶が約三十匁位(今日の芽粉様のもの)になる迄行ひ、之れを焙爐に入れて擦りて懸け(表面白色を呈するまで)箱に詰めて横濱送りとす、而して仕切りによりて金員を請取り、其中より商人は幾分の利益を控除し殘部の金を囊きに貯藏し置きたる見本茶の良否によりて、按分割付けして其れを生産家に渡すなり、恰も今日の委託販賣の如き方法にて商人十中の八、九人は殆んど此の方法を行ひしものなりと云ふ。

二俣地方 二俣地方は横濱開港以來製茶貿易の途初めて開け、安政六年より文久、元治と歳を経るに従ひ、

同地方の茶業漸く盛んなりしより、明治十年頃迄は組合部内に於て製茶家と本師輸出商人との間に一種賣買上の約束法あり、之れを仕入れと稱へ製茶家年内の需用、金銭、米穀其他の雜品を本師輸出の商人より是れを製茶家に仕送り、此仕送りを借る製茶家が製する所の製茶は一葉だも他の商人に賣るを許さず。其年製造する製茶は六、七月より八月頃迄に悉皆之れを仕入方本師輸出商人の許に送り込み、九月若くは十月頃に至り本師輸出商人の許に來り、時の相場に従ひ送り込みたる茶荷物の値段を定め仕切を付け、其仕切たる代金を以つて年内仕送りを受けたる金銭、米穀其他の負債を支拂ひ勘定するを以つて例規と爲し居りしが、明治十二、三年の交より此仕入法の相互に不引合となり、仕入方を爲すものなく、又仕送りを借る者もなく、自然に廢止されたり、然れども猶當時は唯仕入法の廢れたる迄にて、賣買上の體面は依然として面目を改めず、頗る緩慢にして次に述ぶる所の習慣を存したり。

明治十四年頃は製茶家概ね新茶摘始めより日々製造するに従ひ、之れを紙袋幾個にも貯へ置き、製造悉皆終了し方言焙爐納めと稱ふる祝式を濟まさざれば、容易に商人に賣却するを欲せず。然れども製茶の相場は他の物品と異り變動激しきものと考へは有するもの、如くなれども、左まで賣急ぐ氣色もなく、一駄或は二駄、三駄と一纏めに賣るを通例に仕來りしが、此の習慣は二俣以北の部落に多くして、南部地方には此の習慣はなかりしが如し、其頃近海汽船の航通益々頻繁に赴き、運搬頗る利便を得るに伴ひて、其影響製茶市場に及ぼし、賣買上一層の活動を促がしたること、當時新茶の相場毎年例の如く新茶市に出初めてより日一日毎に低落賣急ぎたる者は利益を得、賣り後れたる者は損失に歸する傾向多きより、彼の習慣の不利なるを覺り、明治十五年頃より著しく此習慣を脱却するに至れり。

磐田郡 磐田郡地方にては昔時製茶の賣買は枳目を用ゐ、吹茶と稱し、田植終りて後煮て之れを製し、賣却の方法は婦人之れを持って荒物商店に至り之れを鬻げりといふ、今日にては商人自ら製茶家に就きて之れを買取り、或は製茶家自ら市場に搬出して、之れを賣却し又は見本を以つて契約取引を行ふものあり、而して商店は之れを再製家に販賣し、賣買に際し習慣上買方は賣方に對し歩引及見本料を控除し、其の量は各一分とす、又さい取りと稱して賣買兩者の仲間に介在して多少の口錢を受け賣買の進捗を助くるものあり。

第三節 製茶荷造及容器の種類

一、製茶荷造の變遷

往時は製茶を紙袋(大海)に入れ一袋(先に八貫匁より後に九貫匁)を一本といひ、四本を一段と稱し、之れを賣買の單位となし、菴に包みて輸送せしも、明治三、四年頃より多くは箱詰めとなり、八貫匁櫃を用ひ同二十二、三年頃より十二貫匁櫃を用ゆるに至れり(川根地方にては現今八貫匁櫃を用ゆ)而して箱は内外を紙にて貼り、外面に澁を塗り製茶を收めて四方口紙を以つて其上を被ひ、蓋を釘付けとなし其隙間に目張りを施し、苞を掛け太繩にて堅く縛る、明治十五、六年頃より苞包及び其他手数を要する荷造は之れを略し、箱を緊釘し外部のみ目張りを施し、側面に商標を貼付せり、近時は更に櫃の内部に亞鉛又は鐵葉板を貼れり。

今製茶荷造の沿革を各地につきて調査すれば次の如し。

川根 文久元年前は大海入(厚紙にて造りし茶袋の方言なり)にして其上を菴包になしたりしが、文久二年頃より箱入(正味凡そ十三貫入)となし其外面を繩を以つて荷造す、明治十四年頃より亞鉛櫃に入るものあり、又明治初年より箱入(正味八貫匁入)を初め、大海九貫入を用ふるあり、扇簸したるものは八貫四百匁入を通常とす。

周智 嘉永四年前は概ね茶を大海袋に入れ、其上を菴包となしたりしが、最も上等茶に至りては箱入(多く十二貫入)となし、其上を菴にて包みたり。嘉永三年より箱作りの法大に行はれたり。其入量は八貫四百匁にして、箱の外面は澁紙にて糊封し、菴を用ゐず即ち現行はるゝ處のものなり。

安倍 荷造は往古より八貫四百匁を一本とし、大海袋に入れ上包をなさず、横濱に出荷するものは箱に入るゝを例とせり。

静岡 荷造は往古より大海袋を用ひ來たれり、爾後大海袋の上を菴包となす、一個十六貫又は八貫入となす。

荷造は紙袋包、菴包、櫃詰めにして、櫃詰めと稱するも猶單に木箱に容れしに外ならざるが故に、決して絶対に濕氣を帯びざる底の空隙なきものにあらざりき、其紙袋、菴包に至りては長途の運送に於て吸濕の多かりしは已むを得ざりしなり。

茶櫃規定 明治二十一年本縣茶業組合聯合會議所規約改正の第十條に「本縣ヨリ他府縣へ輸送スル茶櫃ノ寸法ハ左ノ三種トス」

大	櫃	長	二尺八寸五分	幅	一尺四寸五分	深	一尺七寸	容	百斤	量
---	---	---	--------	---	--------	---	------	---	----	---

中	櫃	二尺三寸
小	櫃	二尺

一尺四寸四分
一尺七寸
一尺三寸三分
一尺七寸

七十五斤入
五十斤入

と規定し明治四十五年規約改正の第十六條に「本縣下ヨリ他府縣へ輸送スル茶櫃ノ容積ハ六尺立方五分以内トシ其他ノ荷造ハ容量十六貫以内トス」と改正せり。

二、現今の荷造及其費用

一 内地向

本縣より内地各府縣に搬出する製茶は其大部分を茶箱詰めとなすも、品質其他により紙袋詰めとなすものあり、是等の荷造方法竝に費用の概略を記せば左の如し。

(一)茶箱詰 茶箱は杉六分板を用ひ普通外法二尺八寸五分、横一尺五寸、深さ一尺五寸より一尺九寸迄に造り板の合目には内外に日本紙を以つて目貼りし是れに製茶を容れたる上蓋を釘付けとし堅一ヶ所、横二ヶ所に繩を掛く。

一箱の製茶容量は普通百斤にして粉茶は百五十斤内外を容るべし。但し川根地方にては七十斤内外の箱詰とす。

(二)紙袋詰 紙袋は一般に(大海)と稱す、厚き日本紙を二枚貼合せて作り澁を引き濕氣を防ぐ、製茶を容れば圓筒形となる、口元には別に紙片を當て袋の上端を折被せたる後是れに菰を被ひ若くは被はざる儘堅十文字及胴五ヶ所に繩を掛く、袋の大きさは八貫匁入、十貫匁入、十二貫匁入等あり、十二貫匁入のものは、凡そ徑一尺七寸、高さ三尺あり、此種の荷造は荒茶にして縣内近距離の移送に限る。

(三)圓箱詰 杉板茶箱の内部にブリキ又は亞鉛板を張りたるを圍ひ箱と云ひ印籠蓋とせるを普通とす、上等

茶の運送に用ゆるものにして大きさは百斤内外を容るゝもの及び之より稍々小なるもの最も多し、茶を收め菰包みにして運送す。

因に此圓箱の製法は明治十六年静岡上桶屋町岩本佐吉氏の創意に基くといふ(明治十六年四月五日勸業課報告)

製茶荷造費調、(大正十年調査)

一箱詰荷造費 金壹圓八拾貳錢

内 譯

箱 代	金壹圓六拾錢
繩 代	金拾錢
釘 代	金貳錢
目貼用紙代	金五錢
荷造費	金五錢

一紙袋詰荷造費 金七拾參錢

内 譯

紙袋代	金五拾五錢
繩 代	金拾錢
荷造費	金八錢

一圍箱詰荷造費 金參圓六拾五錢

内 譯

亞鉛張箱代	金參圓貳拾錢
繩 代	金拾五錢

目貼用紙代 金五錢
 糞代 金拾錢
 荷造費 金拾五錢

第四節 運輸

一、陸路

(1) 製茶の運輸及運賃

道路未だ完からず、人車、馬車を通せざる時代は交通運輸ともに甚だ不便なりき。明治四、五年以前は荒茶九貫匁、仕上茶八貫四百匁として荷造をなし、人肩にて運搬し、以後は製茶取引頻繁なるに従ひ、製造家より發する荷物は小口もの多く纏りたる荷物少なりき、尤も山間部は運送不便にして、小口運送は運賃の増加を來すにより、紙袋入二十貫より十二、三貫位に造り、人夫又は荷車にて運送せり、爾來道路の便開け、馬力に依つて人力を省き、又大井川沿岸地方は曳船の便を以つてし、沼津地方にては馬車等の便なき時は戸々の製造に係るものは人夫が十貫匁乃至十五、六貫匁を荷ひて、箱根山を越え横濱に到り、二、三泊の日子を費して賣却せり、明治十五年頃沼津取扱所規約を設け、各荷主の持寄りたる荷を一纏とし、沼津より陸路箱根、小田原、藤澤の三ヶ所に聯合接続し、荷物取次を請負はしめ、賃錢は十貫匁金七拾錢を以つてせり。

静岡に於ては明治十三年頃までの運輸の狀況は殆んど全部大海詰とし、問屋に至れば問屋は之れを十六貫入の櫃詰となし、清水より出荷す。静岡より清水に至る間は牛車、人車により何れも一個五錢の運賃たり、但し出帆前火急の場合は人力車便を以つてせる事あり、此場合には一個壹圓に及べり。

因に製茶詰替櫃の一定 是迄各地方より横濱に輸送したる製茶中袋入荷造等ありて外商へ對し荷物受渡上差支あるを以つて茶業者は之を適宜に詰替へ櫃代金として荷主より請求し來りたるに其代金は各店區々なりしを之を一定し茶業仲間合規則第七條に左の一項を加へ明治二十二年五月八日より實施せり。

一袋入にて輸送し來る荷物は(粉又は川柳を除く)和百斤に付金貳拾錢宛の詰替櫃代金を申受くるものとす、但し市中取引は付廻しの事(横濱茶商組合)

(2) 各地の運賃

製茶一貫匁に對する運賃

組 合 名	車通セズ牛馬ヲ以テ運搬スル道路(一里)	荷車ヲ以テ運搬自由ナル道路(一里)	車及牛馬通セズ人夫ヲ以テ運搬スル道路(一里)
掛川	金壹厘九毛五糸	金壹厘	金五厘七糸
宮口	金貳厘	金壹厘五毛	金四厘
江尻	金壹厘五毛	金貳厘	金參厘
二俣	金貳厘五毛	金貳厘五毛	金壹錢
金谷	金五厘	金貳厘五毛	金貳厘
森波	金貳厘壹毛	金壹厘參毛	金貳厘
靜枝	金參厘五毛	金貳厘五毛	金五厘
藤枝	金五厘	金貳厘九毛	金八厘
吉原	金壹厘五毛	金壹厘貳毛	金五厘

(3) 汽車製茶運賃

東京、横濱間

製茶の東京、横濱間運賃は従來四級として取扱ひ來りしも、斯くては高價に過ぐるを以つて、明治十八年八月中央茶業組合本部より工部省、日本鐵道會社へ請願の結果東京、横濱間一回に二千斤以上託送の際は三級品を以つて取扱ふべき許可を得たり、當時京濱間製茶百斤四級にては九錢、三級にては七錢貳厘なるを以つて壹錢八厘の低減を來たせり、即ち左の如し。

製茶荷物汽車積運賃減額の報告

先般各地汽車賃ニ關スル製茶荷物運賃減額ノ儀ヲ農商務省ヲ經テ工部省ヘ又直接日本鐵道會社ヘ請願且ツ協議及ビ置候處今般左ノ通り御指令竝ニ回答有之候ニ付該從來四級運賃竝ニ現今三級運賃對照表相添ヘ此段茶業者一般へ報告候也

明治十八年八月

中央茶業組合本部

工部卿回答寫

茶業保護獎勵ノ爲メ茶業本部ノ製茶汽車運賃減額之儀乾民農第八一號ヲ以ツテ縷々御照會之趣致承知候右ハ東京、横濱間ニ於テハ一途ニ二千斤以上託送之節荷物列車ヲ以ツテ運送スル分ニ限リ第三級賃金ヲ以ツテ運送可致ニ付其旨其筋へ相達置候尤モ旅客列車ニ連結ヲ請フ分ハ從來ノ定賃ヲ取立候間豫テ御承知置有之度將又神戸、大津間及敦賀、大垣間ニ於テハ是迄臨時便法ヲ設ケ一途ニ二千斤以上託送ノモノハ第二級賃金ヲ以ツテ運送致候間御申越ノ額ヨリハ却ツテ餘分ノ減資ニ相成居候様是亦御承知置相成度此段及御答候也

明治十八年七月十三日

工部卿 佐々木高行

東京、横濱間製茶百斤運賃四級、三級對照表

東京ヨリ横濱ニ至ル	四級	九錢	三級	七錢貳厘
農商務卿	西郷從道殿			

(4) 東京、濱松間開通

明治二十二年二月東京、静岡間の汽車開通せしも、静岡、濱松間の開通に達せず、然るに既に早く製茶輸出の時機眼前に切迫し來りしを以つて、其開通の速かならんこと、及び賃金支拂上海運に依るの低價なるを以つて級位引下請願の一日も忽諸に付す可からざるを覺知し、駿遠同業者は當局者に請願し、運輸上に關する保護を與へられべきを期したるが、同年四月十六日を以つて静岡、濱松の聯絡成り、且つ級位引下げの請願は達せざりしも貸切貨車三百輛は島田、中泉間に配置すること、なりしを以つて、巨額の運賃を減殺せり。

(5) 製茶運賃特約等級

明治二十二年駿遠二州の茶業者より鐵道局へ運賃特約の儀を申込みて許可せられ、保證金を納めたり、其特約は從來製茶の運賃は一噸に付き一哩貳拾七錢なりしを、五、六の兩月間は一車四噸積にて一ヶ月三百車以上の荷物を積出者と見做し、一噸の運賃を一哩拾貳錢五厘に引下げ、若し三百車に超えざるときは通常の運賃を徵集する事となれり。

製茶汽車運賃割合

明治二十三年四月二十二日付を以つて鐵道局より左の通知ありたり。

- 一、一時に一車以上の貸切車を請ふものは一哩一噸に付金參錢の割を以つて運送すべし
- 一、一車未滿のものは三級品の割を以つて運送すべし

日本驛遞會社より汽車茶荷物運輸の儀に付別紙の通り運輸請負致すべき旨茶業組合中央會議所へ申出同所より更に聯合會議所へ通牒あり。

一、鐵道積茶荷物は鐵道局並に各鐵道會社規則の賃金（一荷車積は一荷車一噸に付金參錢端數荷物は百斤一哩に付金四厘但し鐵道局並に日本鐵道會社賃金）請求し分増しは決して請求せざる事
 一、鐵道積込積卸の費用手数料にして別に賃金の百分の三（拾圓に付參拾錢）を請求する事
 一、停車場より配達十八町以内一個に付金貳錢以内、一里以内一個に付金參錢以内を請求する事、但し一個凡そ和百斤内外を云ふ
 爾來引續き一噸一哩參錢なりしが、明治三十二年に至り參錢五厘に引上ぐる事となりしを以つて、製茶の發展上支障多しとし、同年四月静岡縣茶商總代より、五月より八月迄の四ヶ月間に限り從來通り一哩參錢に改められん事を請願し、同月十七日鐵道作業局運輸部より鐵運第一〇一九號を以つて許可せられたり左の如し。

茶荷物運賃引下の儀に付請願

先般汽車積荷物運賃一般御改正に付ては茶荷物の如きも御引上相成候處該品の儀前年米國に於て一封度に對する米金十仙の高税を賦課せられ其影響として價格大いに低落して商業者と生産者とに拘はらず茶業者の困難一方ならず且從來當地方より横濱に輸送する茶荷物は一個平均百斤より九十斤迄に有之候處近年米加兩國市場の景況は下等品の需用多くして上等品に至つては追々減少の傾向あるより去る明治三十一年の如きは四月より九月に至る横濱に輸送したる荷物の總數十九萬千九百餘個此容量製茶千五百七十三萬斤餘にして平均一個の容量八十二斤餘に過ぎず従つて代價の如き之に準ずるは勿論の次第にて此際運賃御引上御座候ては到底負擔に堪へざるの結果兎も角國家事要輸出品たる茶業の衰頹を來すべきは申す迄も無之義と想像仕り憂慮の至りに不堪候間何卒右事情御洞察之上特別の譯を以つて従前の額に御据置相成候様御詮議被下度此段奉願候也

明治三十二年四月

静岡縣茶商總代

尻崎角次郎

外十三名

逓信大臣子爵 芳川顯正殿

願

本年二月貴局貨物運賃御改正に伴ひ製茶運賃も亦一噸一哩參錢より同參錢五厘に増賃相成候處遠地方産出に係る輸出製茶の儀は特に其品質を選擇し製造に注意を要するのみならず横濱市場に於て再嚴密なる檢定を經始めて賣買に付するものなるを以つて其製造費用は遙かに多額を要し候然るに今や又其運送費の増額に遇ひ爲に一層價格を騰貴せざるべからずして製茶商の困難不少候固本品は輸出品にも候得ば特別の御詮議を以つて五月より八月迄同品産出期間に限り從來の賃格一噸一哩に付金參錢を以つて運送の義御承諾被下度奉願上候也

明治三十二年四月

静岡縣茶商總代

山村淺次郎

外十三名

逓信大臣子爵 芳川顯正殿

右願に對し同年四月十七日鐵道作業局運輸部より鐵運第一〇一九號を以つて許可せられたり。

然るに明治三十七年四月に至り本縣茶業組合聯合會議所及本縣下茶商協會總代より、製茶を二級品として取扱はれたき旨を請願し、左の如く低減の許可を得たり。

四、第一七三九號ノ一

管下静岡縣茶業組合聯合會議所並に静岡縣茶商協會總代石垣長右衛門外一名より製茶輸送汽車賃引下に關し別紙請願書提出に付及進達候條相當御詮議相成候様致度此段副申候也

明治三十七年三月九日

静岡縣知事 龜井英三郎

逓信大臣 大浦兼武殿

作業局長官 平井晴二郎殿

製茶運賃御引下願

鐵道積貨物運賃の階級は價格、容積、重量等を精査參酌して最も公平に御制定相成候儀に拜承罷在候得共獨り製茶を高級品として運賃御徵收相成候儀は從來私共同業者間に於て聊か失當の感を抱き居候儀に有之候何となれば製茶の儀は他の貨物に比し品位の差等殊に甚だしく最高百斤七、八拾圓より下等百斤拾四、五圓に隔たり更に最下等の屑物に至つては百斤四、五圓に下るもの有之候に付之を同級品中の生絲に比すれば價格平均四十分の一に及ばず(既往三箇年間横濱、神戸賣込價格)又二級品中の椎茸に比するも尙二分の一に上らず且其容積に至つても生絲よりは幾分大なりとするも椎茸に比すれば優に四、五割も小なるものに有之故に製茶を高級品として御取扱相成候儀は何れの點より見るも權衡を得ざる所に有之候得共元來商人は從順の習性あるが爲め敢て官廳に對して請願する等の行動を爲さず以つて今日に經過し來りたる次第に有之候處近來全國各地に直輸業者續々勃興し製品の混淆配劑上汎く他地方の製茶を互に賣買交換するの必要相生じたるに際し之れが輸送を鐵道の便に依らんとするも前叙の如く其運賃不相當の多額を要するが爲め計算上得失相償はず由つて止むを得ず近きは馬車便に導きは船便に託する等迂遠の輸送を爲し其不便筆舌に盡し難きもの有之加之其間空しく日數を費し時に或は相場の変に遭遇し不測の損失を蒙むることあるは其實例乏しからざる處に有之候抑も製茶は國家重要な物産たるを以つて政府は特に大いに保護獎勵を加へられ現に昨三十六年度迄は年々七萬圓の補助費をも與へられたるものなるにも拘はらず一方運輸機關に於て運賃の階級正當を缺き文明の利機たる鐵道の便に依ること能はざる場合有之候儀は唯に營業上遺憾に耐へざるのみならず斯業將來の發達と否とに關し轉た憂慮に耐へざる所に有之候就ては右事情御洞察の上特別の御詮議を以つて自今製茶を二級品御取扱ひに御變更被成下度然る上は從來汽船或は人馬に託したるものも渾て鐵道積と相成其結果御徵收の運賃總金額に至つては決して減少すること無之寧ろ反つて増加すべきは必然の儀と確信する處に有之候依つて私共静岡縣當業者を代表し別紙御參考書類相添へ茲に謹んで及請願候也

明治三十七年四月一日

(參考書略)

静岡縣茶業組合聯合會議所

静岡縣下茶商協會總代

静岡市土太夫町茶業者

遠州榛原郡茶業者

石垣長 右衛門

中村 圓一 郎

静岡縣知事 龜井英三郎 殿

逓信大臣 大浦兼武 殿

鐵道作業局長官 平井晴二郎 殿
逓信省總務長官 田 健次郎 殿

右に對し左の通り運賃低減許可あり

一、期 間 自明治三十七年四月十五日満一箇年
至同 三十八年四月十四日

一、通常斤扱 局線(東海道線)百斤ニ付一哩四厘
(北陸線)

一、貸切扱 局線内五十哩以上一噸一哩參錢

但シ五十哩未滿ト雖モ五十哩分ノ運賃ヲ支拂フトキハ此割合ニ依ル

〔備考〕

是迄ノ製茶運賃ハ高級品扱ニテ貸切一噸一哩四錢大貨物百斤一哩六厘扱ヒノ處製茶時季即チ五月一日ヨリ十二月末日迄發送驛及ビ著驛ヲ限定シ一噸一哩參錢五厘大貨物百斤一哩四厘ノ割合ヲ以ツテ取扱ヒ來リタルヲ今回ノ請願ニ依リ前記ノ如ク認可相成リタリ

前記期間満了後明治三十八年四月二十一日付を以つて左記の通り製茶荷物運賃低減せられたり。

製茶ハ從來高級品ニ有之候處今回第三級品ニ改正來ル五月一日ヨリ實施之筈ニ候段及御通知候也

明治三十八年四月二十一日

鐵道局作業運輸部

猶明治三十九年四月より製茶運賃從來第三級品に取扱はれしが今後二級品に引下ぐる認可を得たり。

(6) 汽車運賃の變遷

今明治二十四年以降運賃の變遷を示せば次の如し。

製茶一櫃の運賃、横濱迄汽車賃 (但し百斤)

組 合 名	二十 四年	二十 九年	三十 三年	四十 三年
賀 茂	一	貳貳拾五錢	參拾錢	拾八錢
		運參拾五錢	四拾錢	參拾八錢

田方	三島マテ 車四錢 貳拾五錢	參錢 貳拾四錢
駿東	貳拾六錢	參錢 四拾六錢
富士	大宮ヨリ鈴川マテ 五錢五厘 參拾錢	拾五錢 五拾五錢 參拾五錢
庵原	貳拾五錢	六拾錢
安倍	貳拾四錢五厘	同上
静岡	貳拾四錢五厘	同上
志太	四拾錢	五錢五厘 參拾參錢
榛原	參拾五錢	參拾五錢
小笠	參拾貳錢	參拾八錢
磐田南	四拾五錢	四拾貳錢
磐田北	四拾五錢	參錢 三拾八錢
周智	參拾六錢	貳拾八錢 五拾五錢
引佐	五拾錢	拾錢 四拾錢
濱名	六拾錢	拾六錢 五拾五錢 驛マテ四錢 五拾五錢

最近静岡より各地向製茶運賃概要次の如し。

静岡驛より各地向製茶運賃 (大正十年六月調)

仕向地	賃切扱(一噸ニ付)	大貨物(百斤ニ付)
横濱	(二割引) 三、八〇	四四〇
東京	(二割引) 四、一〇	四七五
四日市	(二割引) 四、四五	五二〇
長野	六、六〇	七六五
駒館	一六、八〇	一、六九〇
札幌	一九、六〇	二、一〇〇
小樽	一九、〇〇	二、〇七〇
名古屋	四、一〇	四七五
浦和	四、三五	五〇五
秋田	一〇、二〇	一、一八〇
盛岡	九、九五	一、一五〇
千代田	五、四〇	六三〇
仙臺	八、〇〇	九二五
岐阜	四、三五	五〇五
和歌山	六、八〇	七八五
福井	六、三〇	七三〇
熊本	一四、四〇	一、六五〇
甲府	五、三〇	六一五
水戸	五、六〇	六五〇
福島	七、一五	八二五

米	大	京	宇	高	神	弘	高	金	長	下	大	鹿	廣	博	奈	岡	佐	大	新	高	基	大
深	阪	都	宮	崎	戸	前	岡	深	崎	關	津	島	島	多	真	山	賀	分	湯	松	隆	連

七、六五	六、一〇	五、七五	五、四〇	六、一五	六、四五	一、八〇	七、四五	七、一五	一五、〇〇	一、八〇	五、六〇	一六、二〇	九、六〇	一三、四〇	五、六〇	八、〇〇	一三、七〇	一三、七〇	八、六五	九、九〇	七四、四五	五七、四五
八八五	七一〇	六七〇	六三〇	五三〇	七五〇	一、三六〇	八六五	八二五	一、七二〇	一、三六〇	六五〇	一、八五〇	一、一〇〇	一、五四〇	六五〇	九二五	一、五八〇	一、五八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	三、七五〇

釜	京	奉
山	城	天

二、海路

(1) 海路製茶運送の沿革 附汽船茶荷物運賃

本縣下の清水、焼津、相良、川崎、地頭方、福田等の諸港より海路製茶を運送せしことは横濱開港以前より行はれしと雖も、明治初年に至り海運の便に依りて横濱へ輸送すること一年一年に増加せり。始めは和船にて海路順風に依るのみなりしが、清水港より出帆する和船は時として多くの時間を要せしかば、明治七年静岡茶商尾崎伊兵衛氏横濱及清水の有志者に説き静隆社を設立し、百噸三千個内外を積み得る汽船静岡丸を造り横濱に往復し、其成績良好なりしを以つて三保丸、清川丸を造るに至れり、降つて明治十年遠江の丸尾文六氏有志と謀り地頭方港を開き、謙受社を設立し、汽船清祥丸を以つて明治十三年謙受丸、明治十四年鴻益丸を以つて横濱に往復せり。明治二十年頃に至りては藤枝、島田、金谷の茶商は焼津、横濱間に定期航海を開始し五、六、七三ヶ月間は福澤丸第五、第九、第十の三艘を仕切りて製茶を積込み、福田港には環洋社起りて、大の浦丸、盛航丸を以つて西遠地方の製茶を運搬し、明治二十二年東海道線鐵道完成までは製茶の運搬は主として海運に因れり、其運賃を掲ぐれば次の如し。

自清水至横濱間茶荷物汽船運賃 静隆社
 大櫃 金貳拾貳錢五厘 中、小櫃 金拾八錢
 自相良、静波、細江至横濱間茶荷物運賃

大櫃 金參拾七錢五厘乃至參拾八錢 五月十六日以後は拾錢高

自燒津至橫濱間

大櫃 金貳拾八錢

自福田至橫濱間

大櫃 十八貫匁以下十六貫匁以上金四拾貳錢

手數料 金六錢

中櫃 但し八貫匁以上大櫃の分は一貫匁に付金五錢づ、増方可申受事

小櫃 十六貫匁以下

十一貫匁以上

同 金五錢
同 金四錢

但し五月十五日以後は大櫃金八錢、中櫃金六錢、小櫃金五錢の割合に引下ぐ

明治十九年製茶運賃を改正すること次の如し。(各汽船會社協定)

茶	荷	物	自福田、舞阪 至橫濱	自地頭方、細江 至橫濱	自燒津港 至橫濱
十七貫匁以上二十貫匁以下	四拾五錢	四拾五錢	四拾五錢	參拾五錢	參拾五錢
二十貫匁以上一貫匁毎に五錢増	四拾五錢	四拾五錢	參拾五錢	參拾五錢	參拾五錢
十七貫匁以下十二貫匁以上	參拾五錢	參拾五錢	參拾五錢	參拾五錢	參拾五錢
十二貫匁以下十貫匁以上	參拾五錢	參拾五錢	參拾五錢	參拾五錢	參拾五錢
十貫匁以下及丸茶	參拾五錢	參拾五錢	參拾五錢	參拾五錢	參拾五錢

顧みるに本縣海運の便は明治十二年迄は汽船僅かに二、三艘に過ぎず、同十三年より漸次増加し、十餘艘に至りしより其後各船運賃の競争をなし、自然收支相償はず、素より不完全の船體なるに修繕を怠り、且つ海員技術不熟練の結果、同十四年六月より十九年五月に至る滿五ヶ年間に六艘の汽船を失ひ、其搭載貨物元價を推算するに一艘平均壹萬五千圓、船價貳萬五千圓と見積り合計金貳拾四萬圓の巨額の損失とな

り、本縣商業の打撃尠ならず、依りて船主協議の結果上の如く運賃を協定するに至れり、而して當時の船主は環洋社長大之浦丸船主福田港喜多川藤次郎、謙受丸、鴻益丸船主代理山本房次郎、大龜丸第五、六兩號福澤丸船主代理橫田與藏、盛航丸船主代理米富與三郎の諸氏にして、其協定は明治十九年五月二十六日に爲して六月一日より實行せり。

(2) 縣下各港運輸狀況

川崎港 榛原郡勝間田川の河口にあり。明治の初年には和船の航海あるもの三十餘艘、内四百石以上の大船九艘以上ありて、米穀、砂糖、綿、製茶等は積載の主要物産なりき。和船航海の當時にありては、川崎港より横濱に至るに三日乃至十日を要し、一朝風波の激しきに遇へば、二十日乃至四、五十日を費したることあり、志摩の鳥羽港又は紀州地方迄吹流されたること少なからず、運賃は製茶一櫃銀三十匁と、船頭への心付け十匁都合銀四十匁を要したりと云ふ、當時陸路の輸送をなすものは甚だ稀れにして、特に走り茶と稱し少量の製茶は陸送したることあり、川崎地方より横濱迄四、五日を要し、運賃の如きも一駄八兩乃至十兩位なりしと、而して明治五年頃より汽船の航海を開始し、運賃も又頗る低減して一櫃金壹圓となり、遞送日數も亦一晝夜半にて確實に横濱に著するに至り、頗る便利なるを驚歎せり、明治十二、三年以後航海したる汽船は清川丸、静岡丸、静渚丸、燒津丸、和田丸、盛航丸、鴻益丸、謙受丸等にして川根地方より掛川、森、二俣に至るまで遠近の貨物を吸收輸送し一時は盛況を極めたりしも、東海道鐵道開通と同時に海運次第に衰頽に歸したり。

出荷高概算 (明治十八年一月靜波廻漕店組合調)

一、製茶三萬五千五百十櫃

茶	四千五百櫃	金谷宿	茶	五百櫃	金谷宿在見積
茶	八千櫃	兩川根	茶	二千櫃	島田宿最寄
茶	三百五十櫃	日坂宿最寄	茶	四千五百櫃	掛川宿
茶	三千五百櫃	同宿在	茶	五千八百櫃	森町
茶	二千五百櫃	城下	茶	三千五百櫃	森奥一般

相良港 榛原郡萩間川の河口にあり。同港より茶荷物を輸出したるは二百三十四年前より行はれたるが如し、而して西尾太郎兵衛氏の問屋開業は延寶年間にして、同氏の茶荷物取扱ひは天和年間より始めたりと稱す、明治六、七年前は日切と稱し、日を期して同港より江戸、横濱方面へ廻漕する船は、幅八尺長さ五間位の和船にて櫓を漕ぎて航海せり、日切運送は其賃金普通の倍額にして、萬一契約時日に遅れたることは普通賃金に引下げたり。明治五年頃の普通運賃は東京及横濱行大箱一個壹圓五拾錢、中箱一個壹圓貳拾錢、小箱一個壹圓、紙大海蔭包一本八拾錢にして、六月は二割減なりき。相良港より廻漕したる製茶荷物の數量は天保、弘化年度には製茶五千櫃、明治十二、十三年頃には謙受社設立せられ、以つて荷物の運搬を取扱ひ、汽船數隻毎に寄港して帆船と競争したることありき。

近時藤相鐵道の通するに及び、船舶の出入漸次に増加の傾向あり。
地頭方港 榛原郡白羽村御前崎の東北一里半に位す。明治十年同地に資本金壹萬貳千五百圓(一株貳拾五圓)の謙受社興り、頭取丸尾文六氏率先し汽船清祥丸を横濱方面に航海せしめたりしに、製茶其他の貨物あり、同十三年六月謙受丸落成し同十四年二月資本金を五萬六千圓に増加し鴻益丸を造り、廻漕の業を營

み盛況を呈せしも東海道鐵道開通するに至り、海運事業の衰退を來し同二十六年解散せり。

靜波近傍 靜波近傍諸港出荷高

二萬四千七百七十五個	但し明治十九年新茶時期より十二月迄の合計	
此 譯		
三百四十個	相良港	西尾太郎平
内二百六十五櫃	細江	掛川村
七十五櫃	内四百二十個	丸櫃
四十六百二十個	内四百三十七個	茶店
二百四十八個	靜波港	海邊弘藏
四千四十個	靜波近傍	
二千一百一個	掛川市中近傍、森、二俣	
千八百八個	大井川根	
百三十一個	榛原郡	
二千三百五十四個	大、中郡	
内百三十一個	小、東郡	
千五百三十三個	大、中郡	
内千三百二十五個	小、東郡	
二百八個	須々木村	共同運送舍
二千五百七十一個	榛原郡	
千五百三十六個	大、東郡	
内千七百七十五個	小、東郡	
内三百八十一個	大、東郡	
千三十五個	内七百十五個	
三百八十個	内三百八十個	
二千五百八十二個	地頭方港	謙受社

内 二千三百二十個	小 櫃
内 二百六十二個	大 櫃
櫃茶一千七百六十四個	吉田廻漕店
丸茶八百五十一個	吉田村
内 櫃茶三百九十三個	細江村
丸茶三百九十個	神戸村
櫃茶二百五十八個	片岡般木三村
丸茶二百八十個	坂本
櫃茶七百六十一個	坂部村
丸茶五十個	静波、中村、四村
櫃茶百五十個	勝間、勝田
櫃茶七十八個	相良港 加茂屋廻漕店
丸茶十一個	周智、佐野、四郡
櫃茶百二十四個	磐田、山名
丸茶二十個	大、中、小 櫃
七千四百七個	
三千五百二十個	
内 三千二百八十五個	
内 二百三十五個	

福田港 磐田郡太田、仿僧兩川合流點に位し、東は豊濱村、西は福島村の地域に在り、明治十八、九年頃迄は水深三、四尺を保ち、汽船、帆船等の出入自在にして盛んに運送船の出入ありしも、明治三十年頃より太田川の土砂流出し、時に漁船の通行も其自由を缺く等の場合尠ならず、従つて潮流の關係上川口に移動を生じ、間々灣内に淺瀬を生ずる等ありて、昔日の便は夢想だにする能はざるに至れり。明治十五年より二十二年に至る間製茶輸出高の最も多かりしは一箇年貳拾萬貫餘に達せり。汽船三艘にて横濱港に輸出し、西は濱松地方、北は二俣、森町地方、東は掛川、横須賀地方より集合し見付、中泉、袋井地方殊に

多し、今積載の船舶を示さん。

船名	使用年次	船種	噸數
環洋丸	明治十四年	帆船	一〇〇噸
明進丸	同十五年	汽船	一三〇
大ノ浦丸	同十七年	同	一五〇
盛航丸	同	同	一〇〇
備考	明治十七年頃より遠江丸と稱する百噸以上の汽船出入し、環洋社所有の汽船と競争的荷物の輸出入をなせり、明治二十二年頃東海道鐵道開通するに至り、其營業の迂遠なるを覺え、經營を廢止せり。		

焼津港 志太郡瀬戸谷川の河口にあり。明治元年より同十年迄の間焼津町に於ける所有船にして、二百石以上千石積のもの十五隻ありて、東京及び讃岐(鹽を主)間に往還し、同十一年より同二十年頃迄の間は日本形船十隻、西洋形帆船五隻、汽船三隻ありて、専ら東京及讃岐間を往復し東海道、岡部、濱松間の物産悉く此れに集りたりといふ。同二十一年より三十年頃迄の間は帆船、汽船減じ、安倍郡清水港に汽船株式會社静隆社なるものあり、其汽船静岡丸、清川丸、三保丸等寄港することとなりしが、明治二十二年四月東海道鐵道全通の影響を受け、同三十年此航路中絶す、同三十九年より東京灣汽船株式會社再び航路を開始し汽船大の浦丸(二百噸)北海丸を以つて東京、横濱の定期航海をなし、同四十年より四十三年迄同會社所有船伊豆浦丸を以つて西豆各港との定期航海を開始したるも、不幸にして沼津、下田間に駿河灣汽船株式會社と、東京灣汽船株式會社と運輸上につき競争起り、ために焼津港は其影響を受けて中止するに至りしが、大正二年三月に至り妥協成立し、現時は月二回乃至三回寄港するに至れり。

焼津港にて製茶荷物を取扱ひたるは明治六、七年の頃より始まりたるも、數量極めて少なかりき、明治

十二、三年頃は一箇年一千五百個(一個は百斤入)位を取扱ひたり、其當時取扱店は焼津港新屋鷲野廻酒店なりき。明治十七、八年頃は三萬個より三萬二、三千個を扱ひ、漸次増加して東海道鐵道開通前明治二十二年頃は四萬個に達せり。出荷は志太郡一圓、榛原郡金谷以北川根地方及小笠郡日坂、掛川、森町等なり。製品は同地方の製産にして其他の地方の荷は更に取扱ひをなさず。

第五節 通信

(1) 郵便

郵便局設置以前は書狀の遞送は之れを飛脚と稱せしものなり、町飛脚は民間相互の書狀を傳遞するものにして、初め江戸、大阪、京都の商人申合せ廣く公衆の委囑に應じ、相當の賃金を受けて信書送達を營みしもの江戸、大阪間の行程を六日と定めたり、之れを正六便といへり、明治三年政府は飛脚の取扱を廢し東海道十二藩六縣に命じ、各驛に書狀集函及切手賣捌所を設け、初めて書狀遞送の事を取扱はしむ、書狀は概して小形の封筒を用ひ反古紙を用ひたるものありき。

(2) 電信

電信は初め郵便と關係なく特に主要の都市に電信局又電信分局の設置あり、明治二十二年東海道鐵道開通に及び各停車場皆公衆電報の取扱ひを開始す、往年横濱市場に於て製茶相場の下落したる場合にのみ之れを使用せしは一奇なりといふべし、電話架設以來頼に通信の便を開くに至れり、明治十九、二十年に使用したる謙光社の暗號を示すこと左の如し。

電信略語 (明治十九年)

ア	一	イ	二	ウ	三	エ	四	チ	五
カ	六	キ	七	ク	八	ケ	九	ツ	十
サ	二十	シ	三十	ス	四十	セ	五十	ト	百
タ	千	チ	萬	ツ	零	テ	金	ト	洋
ナ	圓	ニ	錢	ヌ	厘	ヘ	枚	ノ	歩
ハ	茶	ヒ	稀頭	フ	大頭	メ	中頭	ホ	並
マ	下物	ミ	中味	ム	川柳	ラ	粉	モ	細口
ヤ	水吉	ユ	水悪	ヨ	相場	ヲ	同	リ	買進
ル	不進	レ	氣配強	ロ	氣配弱	ワ	見當り	イ	見込み
ワ	保合	ワ	入荷多シ	ヲ	入荷薄シ	カ	薄商内	キ	精々
ワ	賣ル	ワ	賣リタ	ワ	賣レヌ	サ	賣リ見合	シ	荷物
ワ	跡荷	ワ	來タ	ワ	來ヌ	タ	送レ	チ	送ル
ワ	送りタ	ワ	至急	ワ	見合セ	ナ	賣ルカ開カセ	ニ	任セヨ
ワ	指直賣リタ	ワ	指直出合ヌ	ワ	取斗ヒ	ハ	電信	ヒ	電見タ
ワ	郵便	ワ	書留郵便	ワ	委細手紙	マ	船便	ミ	返信待ツ
ワ	今日	ワ	明日	ワ	爲換	ヤ	内金	ユ	渡リ
ワ	不渡リ	ワ	貸シ	ワ	借り	ル	號	レ	印シ
ワ	商館	ワ	市中	ワ	銀行	エ	其地	ア	當地
ワ	仕切	ワ	アキ	ワ	銀行爲換	ケ	電爲換	コ	郵便爲換
ワ	通運	ワ	殘金	ワ	銀行爲換	ア	電爲換	コ	郵便爲換
ア	一	イ	二	ウ	三	エ	四	チ	五

ハ	六	マ	七	ヤ	八	ラ	九	ワ	十
イ	百	キ	千	シ	金	圓	圓	ニ	錢
ヒ	上等	ミ	中等	リ	下等	ウ	屑物	ク	細口
ス	水吉	ツ	水悪	ヌ	相場	フ	同事	ム	上進
ユ	不進	ル	コン成行	エ	コンミアタリ	ケ	見込ミ	セ	入荷多シ
テ	入荷薄シ	ネ	精々賣ル	ヘ	賣リタ	メ	見込メ	レ	氣配強
ナ	氣配弱	コ	來タ	ソ	來メ	ト	昨日	ノ	今日
ホ	明日	モ	送レ	ヨ	送ル	ロ	見合セ	アカ	電信
アキ	電見タ	アク	返信待ツ	アケ	郵便	アコ	委細手紙	アサ	爲換
アシ	内金	アス	電爲換	アセ	郵便爲換	アソ	銀行爲換	アタ	通運
アチ	仕切	アツ	荷物						

第六節 製茶金融

一、製茶資金

(1) 再製茶業者移住前

明治以前に在りては、本縣の製茶産額極めて微々たるものなりしを以つて、特に資金融通に關して記すべきものなし。

明治以後輸出茶として横濱に輸送するもの年々多きを加へ、内地向として東京其他に送るもの亦増加するに至りしより、資金融通の必要を生じ來れり、當時は其年の需用の概數と、信用程度とにより製茶期以前に於て横濱乃至東京の間屋より豫め若干の資金を送り來りて其年の取引を約するを例とせり、即ち毎年

舊正月横濱の間屋は年頭廻禮を兼ね、年玉並印鑑を携帯して、店主若しくは店員が親しく静岡市及各生産地に至り、年賀を述べ舊誼を謝すると共に前年の商況等を語り、其年の取引を約し、前金額を定めて是れを託し行く、斯くて製茶期に入れば其需用に應じ静岡の間屋より荷物を送れば、其時々相場を以つて仕切りて送金し來る、送金は飛脚に封金と仕切書を携へしめて其取引間屋に送り届く、當時横濱、静岡間は三日乃至五日を費すを常とせしが、其製茶相場は一面弗相場に關聯するを以つて其仕切勘定は仲々面倒なるものありき。此外横濱に送荷し、其相場の通知を待つて、賣却を依頼する委託の形式のものあり、或は比較的多額の前金を受け、茶期後に於て總勘定をなすものもありき。

其後郵便の開通するや、送金其他は飛脚を郵便に代へ、更に明治十一、二年來銀行の開業するや、其爲替によりて送金せり、次いで荷爲替の便開かれ、荷爲替付きにて送荷するに至り漸次資金融通の方法便利なるに至れり。

當時は一般に信用を重んずること篤く、一旦取引を開始すれば、不都合なき限り容易に他に替ゆる如きこと無く、且つ當時の製茶は今に比して季節短かりしが故に資金の廻收比較的敏速なりき。

明治二十三年東海道鐵道の開通して、横濱送附數量の増加を見るに至れる以來、漸次其取引増大し、銀行等に資金を求めざる可からざるに至れるが、當時年々の融通額の如きは今是れを知るに由なし。

(2) 再製茶業者移住後

(イ) 取引額と價格 再製茶業者の移住後に於ける静岡市は、輸出製茶の中心市場となりたるを以つて其資金も年々多額を要するに至れり、今大正元年より十年迄十箇年に就て是れを觀れば本縣より他府縣に移出し、

海外に輸出すべき製茶即ち本縣製茶生産額と他府縣よりの移入額は左の如し。

年次	本縣生産額		他府縣移入額		合計
	数量	金額	数量	金額	
大正元	三、八八五、八二四	一、〇四三、九七一	四、九三九、七九五		
同 二	三、一八八、二六五	八一三、五一三	四、〇〇一、七七八		
同 三	三、一四六、四一八	八九五、九一二	四、〇四二、三三〇		
同 四	三、五三一、四二四	一、〇六二、〇八三	四、五九三、五〇七		
同 五	三、九九五、一五四	一、一五四、一四七	五、一四九、三〇一		
同 六	四、七一〇、八八〇	一、二八五、五八九	五、九九六、四六九		
同 七	四、二七三、三四四	八五二、七〇二	五、一二六、〇四六		
同 八	四、八九二、〇一八	六三〇、九五五	五、五二二、九七三		
同 九	四、八二三、九五九	五二五、一七〇	五、三四九、一二九		
同 一〇	三、九二四、三七三	二四八、二八六	四、一七二、六五九		

即ち本縣の製茶取引額は生産額と移入額を合計せる一箇年四百萬貫以上に上り、其價額は七、八百萬圓に達す、而して此製茶資金の大部分は貿易中心市場たる關係上、静岡市を中心として供給せらるゝなり、されば静岡市の金融界は製茶期の當初が年末の決算期と相並びて資金の二大需要期を形成するに至れり。

(ロ)資本需要と期節 更に是れを製茶期節の前後に就て見るに本縣製茶は一番茶に於て、全金額の約半額を生産し、二、三番茶及其以後の産出を合計して残れる半額を満たすを以つて常とし、其價額に於ても一番茶最も高く、二、三番茶と期節の遅くるゝに従ひ、低下するを常とせり、今是れを十箇年の統計に觀るに左の如し。

本縣製茶産額價格期節區別統計

年次	一番茶		二番茶		三番茶		計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額		
大正元	一、九八、九九	四、五七、七九三	九九五、二七六	一、七四八、六三二	八九三、三九九	一、六二四、九三三	三、八七五、八四四	七、九六一、三三八
同 二	一、九七、六八〇	四、四二、八八七	七四四、七四七	一、三二二、三三八	四七四、八三六	八二二、三三八	三、一八二、六三三	六、三六五、四三三
同 三	一、六〇、一五三	三、七六、四五二	八八四、四七五	一、六六、五五五	六〇、七九〇	一、〇八、〇七四	三、一四六、四二八	六、三七一、〇四〇
同 四	一、五七、〇八一	三、九八、八八九	九八三、四〇四	一、八六五、六四四	九七四、九三八	一、八八九、一八七	三、五三一、四三四	七、六六三、三四
同 五	二、〇五、三三九	四、三六、五二六	一、〇三、六三〇	一、八〇一、五四八	九二二、一九五	一、六六、二二四	三、九九五、一五四	七、七九二、九八
同 六	二、四二、〇七八	五、五八、一七五	一、二九、四八八	二、一七、七二二	二、二六、三三四	二、二六八、〇二二	四、七二〇、八八〇	一〇、〇〇四、六七〇
同 七	二、六五、三三三	七、三〇、九八六	一、六六、三二四	四、五九、五四三	一、二五、二四九	二、八〇三、九七六	五、四四五、五〇五	一三、一七三、三四五
同 八	二、六三、四九八	九、四三、八六四	一、三三〇、七五五	三、七三〇、二二四	八九七、七六五	二、四三三、三八三	四、八九三、〇一八	一五、九三〇、四七
同 九	二、五四、一六三	一、一八、九〇三〇	一、二四、四九四	三、五二、三〇六	一、〇四三、三〇三	二、四六、四三二	四、八三三、九五九	一七、八〇〇、五三
同 一〇	二、〇八、七七七	六、九三、七三三	八九三、七九	二、七三、五四九	九七、八八七	二、七四、七四八	三、九二四、三七三	一三、〇〇五、〇九〇

(ハ)製茶取引状態 是等の製茶の取引状態は、生産者は其地方の仲買問屋又は販賣組合等に販賣し、若しくは委託販賣す、此委託を受けたる組合、問屋、仲買等は是等の製茶を静岡市の問屋、再製業者に送付し、或は各地の問屋等に送荷す、此茶荷物を受取りたる静岡市の問屋は其内地向のものは他府縣の問屋に送付し輸出向のものは再製業者に賣込む、再製業者は是れを再製し輸出業者は之れを合組して適當の荷口として輸出す、而して近年漸次中間の手を経ること無く、生産者より直接再製業者に販賣するもの漸く増加の傾向を生じたり。

(ニ)代金支拂方法 製茶の代金支拂は地方の問屋、仲買が生産者より買入るゝに際しては概ね現金支拂にし

て、稀れに延取引並に仕合取引あるを見る。地方の間屋が是れを静岡市の問屋に送荷するに際しては、多く地方銀行にて荷爲替を取組みて現金を受取るも、荷爲替を取組まずして買方よりの送金を待つもの、人を派して商談をなし其代金を受取るものあり、静岡市の問屋が是れを他の問屋、再製業者、輸出業者に賣込むには多くは現金支拂なるも稀れに七、八分を支拂ひ二、三分を後勘定となすものあり、輸出業者の輸出後の代金授受状態は是れを後に述べべし。

されば製茶取引は資金の回収比較的迅速にして、各地共に其金融機關略々完成したるを以つて、割合に少なる資本にて多大の取引を爲し得べし、静岡市に於ては特に此資本運轉方法の巧みに行はれ來れることを逸すべからず、是等の製茶資金の供給を見るに地方に在りては

- 一、生産家自己の資力
 - 二、肥料商の融通
 - 三、各種生産組合の貸付
 - 四、地方銀行の貸付
- 等なるが更に静岡市に在りては

- 一、問屋、仲買人、再製業者自己の資力
- 二、静岡市銀行の貸付(親銀行よりの融通を含む)
- 三、外人再製業者、輸出業者の横濱の銀行よりする融通等にして此中の大部分は静岡市各銀行の貸付に依る

(ホ)資金融通の期節及金額 今静岡市の茶問屋並に再製業者、輸出業者等の許に入荷し、更に是れを海外に輸出し若しくは他府縣に移送する製茶數量を察するに縣下の製茶取引額約四百萬貫の大部分は静岡市に集散するものにして、期節に依りて觀れば五月なる一番茶期が資金融通の最盛期たるを知るべし、今同期節に於ける静岡市組合銀行の貸出高に徴すれば左の如し。

	静岡市組合銀行貸出高		五月末ノ四月末ヨリ 貸出高増加額
	四月末貸出高	五月末貸出高	
大正二年	一六、七八五、七六四 ^四	一七、四七二、七一九 ^四	六七六、九五五 ^四
大正三年	一七、三九五、七一	一八、二三二、四〇六	八三六、六九五
大正四年	一八、三九七、三五四	一八、八八三、〇七八	四八五、七二五
大正十年	二九、六七三、九八四	三〇、九六五、八七三	一、二九一、八八九

以上の統計に依り更に静岡市に於ける産業市場の状態を觀察すれば、此期節に於ては少額の蠶絲資金を要する外、資金の需要を見ざるが故に、五月が四月に比較して増加したる額は少なくとも製茶資金に供給せるものとして謬りなかるべし。

即ち静岡市組合銀行が五月の一番茶期に於て、茶業者に貸出すべき製茶資金は、年によりて一ならずと雖も五拾萬圓乃至百萬圓と見るを至當とすべし、而して此貸出は六月中旬の一番茶終了と共に一旦回収して更に貸出し、製茶期中運轉流通するを常とせり、斯く運轉して其融通の總額が幾何なるべきかは正確なる數字に示し難しと雖も、總額參百萬圓内外に及ぶべく、外に爲替勘定尻の百萬圓内外を算すべし。

(ハ)製茶資金と現金 静岡市の各銀行は前記の製茶資金準備の爲め、例年一月を過ぐれば漸次貸出金を回収

するを常とす、而して静岡市は定期預金の極めて多額なる所にして、市内各銀行の預金總額は年八百萬圓に上るべく、此中三分の一、若しくはそれ以上は定期預金なれども、猶其資金を親銀行の供給に待たざる可からず、こは静岡市に於ては未だ小切手の振出稀れにして、一々現金を以つて支拂ひ、稀れに是れを振出すも、受取人は小切手の儘使用することなく、直ちに其銀行に就きて現金を受取る習慣ある爲め需要供給の數字に比して遙かに多額の現金を用意し置かざる可からざるを以つてなり。

(ト)資金貸出方法 製茶資金貸出の方法は茶業者即ち債務者の信用程度によりて同一ならずと雖ども多くは約束手形の割引と、當座貸越に依るものにして約束手形は信用貸出なるも當座貸越は多く擔保付貸出なり、然れども製茶取引は極めて繁劇にして、且つ静岡市に於ては倉庫事業の不振なるが爲め製茶を擔保とする貸出、又は倉庫證券の裏書質入れに依る貸出は殆んど行はるゝこと無し、彼の信州地方の銀行が自己の割引せる手形を再割引し、或は倉庫證券の裏書により、在庫品を見返品として、日本銀行等より製茶資金の融通を受くるが如き方法は静岡市の銀行界には全く是れを見るを得ず、故に静岡市の銀行が東西の親銀行より製茶資金の融通を求むるには最も信用ある有價證券を以つてせざる可からざるが如く、其融通を求むる金額は百萬圓内外なるべし。

二、製茶金融

静岡市及静岡市を中心とせる附近町村に於て要するところの製茶資金の正確なる數字を知り難し、何となれば其供給を受けたる金員が製茶期と雖ども製茶資金にのみ使用せられずして他の資金にも使用せらるゝこと尠なからざるが故なり。然れども静岡市及附近の製茶取引高は七百萬圓以上なり、假に是れを七百

萬圓とすれば少なくも其半額即ち約參百五十萬圓は銀行の供給に待つ資金額たるべし。而して静岡市各銀行の預金總額は七百萬圓に近きも、各行の預替を差引く時は實際は約六百萬圓なるべし、静岡市は全國稀れなる定期預金の多額なる所にして當座預金は參百萬圓を超えざるべきも殘餘の參百萬圓を擧げて製茶資金たらしむるが如きは到底望み得べからざる事に屬す、由來當市の各銀行の製茶資金は四月下旬より放資を開始し、六月中旬に至りて一段落を告げ、一ト先づ回収して更に貸出し、斯くして製茶期中運轉するを常とす、今當市銀行の新茶季節に當りて準備する製茶資金額は七拾五萬圓内外なるべく、假に是れを各五回運轉すると見る時は、其合計は即ち參百七拾五萬圓なるも、事實に於ては到底平均して斯く運轉せしむること能はざるべし、此の外に爲替勘定約貳百萬圓を算すべし、而して當市各銀行が製茶資金として東西各銀行より供給を受くる金額は三十五、静岡、二銀行が年々日本銀行よりする拾七、八萬圓を首として總計百萬乃至百貳拾萬圓に上るべし。

されば當市各銀行は概ね二月に入れば警戒を加へて新茶期前に其貸出を回収し製茶資金の潤澤を圖るも猶製茶取引に比して其金額は併行する能はざるのみならず、其需給の數字以上に製茶期は金融逼迫を告ぐるを常とす、こは其支拂に對して現金を用ひ、小切手の類を使用せず稀れに使用するも是れを受取りし者は直ちに振出銀行に至り現金と引換ゆる爲め、茶商及銀行とも常に其準備を爲し置かざる可からざるに歸因す、其結果として左の如き弊を生ず。

- (一)茶商は其金庫に現金を準備する爲め其日歩を損失す
- (二)現金にて引換へ是を輸送する爲め時間を空費し、危険を冒さざる可からず
- (三)資金運轉の円滑を缺く爲め勢ひ其日歩を騰貴せしむ

静岡市に於て小切手の使用せられざる適例は之れを静岡銀行の當座預金に於て之れを見るべし、元來當座預金は小切手を以つてのみ引出すべきものにして通帳を以つてするは、別に小口若しくは特別當座預金の設けあり、然るに静岡市の銀行には此二當座の區別あるも皆均しく通帳を以つて引出す爲め、利率に區別を存する外何等の區別無きを以つても推知し得べし。而して其小切手類の斯く流通せざるは其商業状態の他の郡市の如く敏活を要せざるか、若しくは習慣的に敏活ならざるに依るべきなり。

三、外國茶商の金融

外國人茶業者の資金融通方法は本國に於ける得意先の信用狀若しくは自己の信用狀を携へ來り、是れを横濱の貿易銀行即ち横濱正金、香港、上海チャータード、インターナショナル銀行等に示して荷爲替の取組を約し、借越の取引を契約し、静岡市に於て買入れたる製茶は準備せる現金若しくは前記取引銀行の小切手を以つて支拂ひ、輸出船に茶荷物を積込むと共に荷爲替を付す。荷爲替はインボイス面の八割乃至全爲替とし、一覽後九十日拂を普通とし時として六箇月拂とする事あり。

荷爲替は船積證書、保險證書、領事の證明を経たるインボイスを添へて發行す。而して此荷爲替は信用上のものを普通とするも信用外のものもあり、爲替は外國に取引ある内外銀行に特に約束して取組むものなるが、信用爲替は取組の外國銀行に於て茶荷物を管理し、代金引換に荷物を渡し、其支拂を受くる代金取立法に依るに反し信用外の爲替は保管せずして荷受人に渡し、賣却するに従つて代金を取立つるなり。

外國人茶業者と静岡市銀行 静岡市なる三十五銀行、安倍銀行、明治銀行支店等は前記横濱の各銀行と取引關係あるを以つて、是等の横濱なる銀行に振出したる小切手は静岡市の上記各銀行に於て小額の手數

料を以つて、現金を支拂ふが故に、是等の小切手は圓滑に流通せらる、又荷爲替も前記静岡の銀行に於て取扱ふも外國人茶業者にして未だ是れを静岡市の銀行に取組むもの稀なり。然れどもこは銀行の信用を顧慮するにあらずして、領事の證明を求むる必要と、曾つて専ら横濱より輸出せる當時の關係より習慣的に横濱の銀行に取組むに過ぎざるなり。

四、各郡製茶と金融

志太郡 製茶は明治初年當時より賣買は總て現金を以つてし、以來引續きて變更せず、現今多少延金賣買を行ふものあるも僅々に過ぎず、大部分は現金取引なれば商人としても茶期に至ればそれ／＼準備をなし毫も差支へを出さず、若しありとせば其商店は忽ち信用を失墜するを以つて競ふて金融の準備を計る、随つて製造家は製茶出來次第賣却するを以つて毎年製茶期に至れば金融潤澤となり、夫れが爲め地方に施行せらるゝ無盡講等は概して製茶期に多く施行するもの多し、故に本郡は年中に於て製茶期程金融の潤滑なるはなし。

榛原郡 製茶取引の開始は横濱開港以前既に江戸へ出荷せるものありたれども、一般に行き渡りたるは開港後なりとす、其當時は銀行爲替等の制度なく、茶問屋は生産地の商人を信用し、製茶期前に數十兩乃至數百兩の現金を先渡し、新茶の買入れを約定したるものにして、後製茶の産額漸次増大するに及び、横濱、東京の間屋よりは現送と云ひ、生産家及地方商人より送付せる製茶に對して代金を正貨にて送達せり、而して金谷、島田等に現金の運搬を業とせるものあり、之れをサンド飛脚と云ふ、横濱或は東京の間屋は出荷主へ送達する現金を一々封緘して飛脚に託し、飛脚は之れを擔ひ箱根の嶮を越えて持ち歸り、各所に配

分して賃金を受取りたるものなり。

明治十一、二年頃に至りて銀行の設立を見、銀行爲替によりて代金を受取り、尙ほ十三、四年頃より荷扱問屋にて荷爲替を扱ふことを始め取引上の利便を得るに至れり、其後産額益々増加し、製茶の取引關係亦漸次複雑となり、茶商人は一時資金の借入を爲さざるべからず、随つて金融の良否は製茶取引の上に影響するに至りたるご同時に、成績の如何も亦金融界の順逆に關係するに至れり。而して静岡市に再製工場の勃興せし以來製茶の取引は一層密接複雑となれり。

茶商の資金融通は多く之れを金谷、川崎、藤枝、島田、静岡等の銀行に求め、生産家は報徳社信用組合等によるもの尠なからず、其總額の如き確然たる調査を遂げ難しと雖も、取引の盛んに行はるゝ五、六月の交に於て、郡内を通じ五拾萬圓以上の巨額に達するもの、如し、尙ほ川根地方にありては仕合と稱し、土地の有力なる商賈に於て製茶に必要な物資を供給し置き、製茶を引取り其融通金を控除し殘金の引渡しをなすの風あり、此事は製茶取引開始頃より行はれ以つて今日に及べり、殊に一般の農家經濟上より製茶の關係を觀察すれば製茶と金融とは密接離るべからざる状態にあるを認むべし。

本郡にありては製茶は普通農家の財源にして、債務其他米麥作の肥料代の如き、或は租税公費の如き多く製茶の収益によりて支拂はる、又製茶季節を農家の計算期となすに至れり、概して其の豊凶は其土地の景氣を支配し、購買力の強弱を生せしむる等金融に及ぼす關係極めて大なりとす。尙ほ銀行其他に於ける預金の預け入れ及び貯蓄金、積立金等五、七、九月の如き製茶期に最も多しとす。

第七章 製茶内地販賣

第一節 内地販賣の沿革

本縣製茶が内國各地に需要を有したるは海外輸出より遙かに古き歴史を有するもの、如し、之れを古文書に徴するに寶曆年間御用茶として駿府茶問屋より御用命を蒙りて江戸に移出し、又元祿年間甲府茶問屋より駿府茶問屋萩原四郎兵衛に送れる仕切書あり、又同年間遠州相良港積出訴訟狀に「茶荷物大分出申候」の文あり、文政年代には江戸山本嘉兵衛店に八貫匁入貳萬本入荷の調書ありといふ、以つて移出茶の數量鮮少なざるを知るべし。

文政年間駿遠兩國生元と駿府及江戸茶問屋との茶公事あり、原告は安倍郡足久保村外數十村、志太郡伊久美村外數十村、遠州榛原郡藤川村外十數村、豊田郡大久保村、周智郡胡桃平村外數村、右百十三箇村總代として羽倉外記御代官所、駿州安倍郡奈良間村名主九郎右衛門、竹垣庄藏御代官所、遠州榛原郡葛籠村名主作之右衛門訴訟人となりて御奉行所へ訴訟せり、被告は駿府茶町一丁目相手組頭萬右衛門外十數名なり、而し其係争するところは駿府及江戸茶問屋が押領し生元の不利益を醸せしにつき訴訟に及びたるものなり。更に嘉永六年安倍郡製茶家と駿府商人との訴訟あり、原告は六十三箇村總代黒俣村名主助兵衛、桂山村名主孫右衛門、富厚里村名主耕作にして、被告は駿府土太夫町丁頭萩原四郎兵衛外數十名茶問屋が生元の利益を害し難澁出入なり。

以上の訴訟に依つて見るも皆製茶取引上の係争に屬すれば其移出の數量も必らずしも少なきには非らざ

るべし。

降りて安政三年駿府茶問屋總代より御番所へ書上げたる茶荷物取扱數量あり、左の如し。

茶荷物數 四千七百八十箱 此目方五萬二千二百二十六貫

此内櫃入 千九百九十八箱 此目方二萬九千九百七十五貫

他向賣出高 一櫃十五貫積り

蔴包紙袋入 二千五百八十個

此目方二萬二千二百五十貫 一個八貫多積り

此内千八百七十五箱 一萬五千貫

但シ他向出シ

代金壹萬六百五拾壹兩貳朱也

内九千四百參拾七兩參分壹朱 他向賣

斯くの如く駿府に茶問屋ありて、内地需要に應じたるが、内地は其文化常に西南が東北に先ち居たる爲め宇治茶の名夙に高く著々其販路を擴張して全國に及べると、製茶の輸出を見るに及ぶや本縣茶は漸次海外に販路を有するに至りしより、自然に内地需要は閑却さるゝに至りしものなるが、而も内地の需要量増加するに對し宇治茶の産額の増加は是に伴はざるを以つて、本縣製茶は本縣茶として獨立せる販路多からざるも、宇治茶若しくは狭山茶の混合茶として需要多く、實質に於ては本縣製茶は内地需要に於ても決して覇を他府縣に委するものに非らざるなり。

(本章は第六章「製茶販賣の沿革」と別ち難きもの鮮からず、されば本章に就ては第六章を参照せられんことを望む)

第二節 取引と決濟

安政以前の内地販路は江戸を最として其他は少額に止まりしを以つて、其の品質等も年々相踏襲して取引されしもの、如く、是れを問屋に送りて其仕切を得て決濟するを常とせり、されば其評價等は送り先の問屋の爲すに任してさしたる苦情無くして過ぎたるに似たり。或は其年の茶期前若しくは年頭等に問屋より人を縣内の問屋、生産家に遣はして、大體其年の取引を契約し、若干の手金を支拂ひ行くものもありき。近時は内地向の茶問屋は各地の得意先よりの註文により送荷し、若しくは買入れの爲め出張せるものに若干の口錢を得て提供する等にして、代金決濟も荷爲替、著拂、期末拂等極めて區々にして一定せず。

第三節 内地輸送

横濱開港以前の製茶の輸送は其額も多からざりしと共に其方法區々にして、静岡市以西は附近便宜の港より和船を以つて是れを江戸に送り、清水、焼津、川崎、相良、地頭方、福田等の諸港は夙に其移出に與りしが、勿論他の貨物と共に積込めるものにして、獨り製茶のみを移出せしが如きこと無し、明治五年頃相良港より東京、横濱に送りたる製茶運賃は大箱一個壹圓五拾錢、中箱同壹圓貳拾錢、小箱同壹圓、紙大海蓆包一本八拾錢なりしと云へるが、其以前の運賃等に至りては徴すべき資料無くして是れを知り難し、静岡以東は是等の港灣の便無きを以つて荷車、馬背によりて運ばれ、港灣附近のものも其産地より其港迄は同じく荷車、馬背によりて運搬されたり。安政以前の茶荷物は概ね大海入若しくは是れを蓆にて包みし

ものにして八、九貫匁を容れたり。されば假りに駿府より江戸へ輸送するにも多大の日子を要し、途中多少濕氣を受けし等の事ありしは疑ひ無き處にして、明治二十二年東海道鐵道開通後は是れに依れり。近時は本所規約により、縣外移出茶は川柳等の外は何れも木箱を用ひ、縣内も近距離の外は大海袋を用ひざるに至れり。

第四節 他府縣移出茶

一、江戸方面

本縣製茶の仕向地は安政六年横濱開港後は主として同地に移出せられしが、そは海外輸出の爲めにして其以前に遡りて内地方面の販路としては先づ江戸を推さざるを得ず、安倍茶が幕府の御用茶として移出せられし以外富士郡岩松村影山市郎兵衛氏の家は享保年代より江戸表に販路を開きし書類あり、又志太郎に於ては天明年間より少量の製茶を壺に入れ江戸表へ輸送せしめたり、降りて百年前志太郎東川根村上岸中村其三郎氏なるもの近郷の茶を買ひ集め江戸に送りたりしも故ありて廢業し、同村田畑善三郎氏此業を繼ぎたり、文政年度より榛原郡中川根村水川中村藤五郎氏江戸送りをなし、天保十一年同郡上川根村殿岡幸次郎氏外三氏合同して江戸送りをなし、萬延元年迄は江戸大傳馬町茗荷屋善五郎、西村善次郎へ送荷せり。

安倍郡中藁科村尾崎助兵衛氏は文化二年江戸茶問屋鈴木伊助へ送荷し、天保十二年同郡椽澤村出雲與左衛門氏は江戸茶問屋山本嘉兵衛へ送荷せり、又同郡清澤村相俣築地光太郎氏は寛政年中より山本嘉兵衛へ送荷せり。

安政年間に至りては富士郡大宮町池谷佐平氏の談に「當時の茶業は番茶の製造にして古葉迄摘採し一旦之れを蒸し日光乾燥をなし後茶籠にて切斷し一本八貫匁となし四本にて一駄となして江戸へ輸送し其販賣法は恰も伊勢曆を配付するが如く大名、旗本屋敷へ手土産を持ち巡回し希望に應じ用量だけ配付し該代金を取纏めたり」といふ、又志太郎にては安政元年伊久美村の西野平四郎氏同地の西野平次郎、西野民藏二氏と協力して江戸神田白壁町に借家を爲し製茶の賣込店を開きし事あり。

斯くの如くして安倍、志太、榛原の北部より専ら江戸茶と稱して盛んに製茶を江戸に輸送して販賣せり。

二、甲信地方

甲州が武田領たりし時代に於て地の相接せる爲め、富士郡大宮町附近より武田領に茶を賣り込み、爾後甲府中納言の頃迄之れを繼續せり。又岩松村岩本山崎農夫藏及影山市郎兵衛氏の藏する舊記に依れば今より二百五十年前より番茶の製造をなし甲信地方へ販賣したりといふ、又元祿年間甲府茶問屋より駿府土太夫町萩原四郎兵衛氏に送れる仕切書あり。

明治十八年茶業取締所は庵原郡実原に製茶検査所を置き、毎年甲信地方への移出茶を検査し、明治二十二年下半年期に一萬五千斤移出せり、川根茶も甲信地方へ移出せりといふ。明治十八年周智郡水窪に製茶検査所を置き信州方面への移出茶を検査せるが、鐵道開通後は陸路を斯くの如くにして移出さるゝもの無く、其検査も次いで必要を見ざるに至れり。

三、關西中國方面

關西には宇治茶を始めとし政所、朝宮などありて本縣茶の移出を要せざるに拘はらず、近年京都方面に移出するもの少なからず、是れ即ち宇治茶の産額少なきより本縣茶が京都方面に移出せられ、宇治茶に混合して宇治茶の名稱の下に再び全國へ賣出さるゝものにして其額少なからず。中國筋に於ては山口、島根方面へ移出せらる。

四、東北及北海道方面

本縣製茶が東北及北海道へ移出せらるゝに至りしは明治三十年以後と覺ゆ、其東北地方の販路を開拓せしは静岡市水上商店が與つて力ありしもの、如し、東北地方は概ね寒冷にして温き飲料を要すること多きに拘はらず、喫茶の習慣は西南地方の如くならざりしより、其需要も亦多からざりし關係よりして、移出も遅れしが如し。

五、自明治三十五年 至同四十四年 静岡市移出茶數量及價額

年次	個數	數量	價額
明治三五	七三、一五三	八八〇、六六四	二、五二七、五〇七
三六	九六、八二五	一、一八〇、〇一三	四、二一二、六四六
三七	八三、五五〇	九八六、一七五	三、四五一、八八九
三八	九五、〇二〇	一、〇四四、一二五	三、〇九〇、六〇一
三九	一一二、八四二	一、一九三、五〇〇	三、五三二、七六〇
四〇	一四四、一一二	一、四六九、一一五	四、三一九、一九八
四一	一八六、〇一六	一、九九九、三四四	五、八九八、〇六五
四二	一六七、一五一	一、六五五、二五四	四、七五〇、六〇九
四三	二二七、八五八	二、二八八、一三八	六、九一〇、一七七

四四

三〇五、四七五

二、九五七、五八九

九、三一六、四〇五

六、縣内静岡以東各驛他府縣移出茶一覽表 (大正十年調)

縣名/驛名	三島	野島	沼津	原	鈴川	大宮	富士	興津	江尻	静岡
神奈川	三貫一	三三三	六、六六六	一、〇七三	二、〇二二	二、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	三、二六〇	二、二六〇
東京	四一	元六	一、一三七	一、〇七三	三三	三三	三三	三三	三、二六〇	二、二六〇
三重	八一	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
長野	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
山梨	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
北海道	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
茨城	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
新潟	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
福島	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
山形	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
大坂	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
京都	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
栃木	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇
群馬	六	二一	八六	六六	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	一、一〇二	三、二六〇	二、二六〇

大分	佐賀	島根	島取	鳥川	香川	宮崎	德島	愛媛	滿洲	長崎	山口	滋賀	鹿島	廣島	福岡	關東	奈良
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

10,557	10,597	10,598	10,600	10,601	10,602	10,603	10,604	10,605	10,606	10,607	10,608	10,609	10,610	10,611	10,612	10,613	10,614
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(401)

兵庫	青森	愛知	埼玉	秋田	岩手	千葉	宮城	岐阜	朝鮮	和歌山	福井	静岡	富山	石川	岡山
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----

11,967	11,968	11,969	11,970	11,971	11,972	11,973	11,974	11,975	11,976	11,977	11,978	11,979	11,980	11,981	11,982	11,983	11,984
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

静岡縣茶業史

(400)

計

縣名	燒津	藤枝	島田	金谷	堀之内	掛川	袋井	中泉	濱松	新	居津
神奈川	四、五〇〇	一〇、九〇〇	二、九六六	二、三三二	一、三三五	一、三三五	一、三〇六	一、九〇三	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
東京	一、七二四	二、七〇四	四、六〇八	二、八九六	一、六九五	二、六五五	二、四三〇	一、九〇三	二、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三重	二、四八八	一、五五五	二、四八八	七、三三五	四、〇一六	四、〇一六	三、六三二	七、九七三	二、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
長野	八、四八八	二、六六一	二、六六一	七、〇三七	四、〇一六	一、〇八九	五、五六二	二、八七〇	四、三六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
山梨	二、三二二	一、二六六	一、二六六	一、四〇九	一、五九六	二、七五五	一、二〇〇	二、八七〇	四、三六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
北海道	一、七二四	一、二六六	一、二六六	二、四八八	一、四〇九	二、四八八	一、二〇〇	二、八七〇	四、三六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
茨城	六、三二二	一、二六六	一、二六六	二、四八八	一、四〇九	二、四八八	一、二〇〇	二、八七〇	四、三六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
新潟	六、三二二	一、二六六	一、二六六	二、四八八	一、四〇九	二、四八八	一、二〇〇	二、八七〇	四、三六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
福島	二、七二九	一、二六六	一、二六六	二、四八八	一、四〇九	二、四八八	一、二〇〇	二、八七〇	四、三六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
山形	三、七二五	一、二六六	一、二六六	二、四八八	一、四〇九	二、四八八	一、二〇〇	二、八七〇	四、三六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大坂	一、〇二二	一、二六六	一、二六六	二、四八八	一、四〇九	二、四八八	一、二〇〇	二、八七〇	四、三六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
京都	一、七四九	一、二六六	一、二六六	二、四八八	一、四〇九	二、四八八	一、二〇〇	二、八七〇	四、三六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
枋木	三、〇八三	一、二六六	一、二六六	二、四八八	一、四〇九	二、四八八	一、二〇〇	二、八七〇	四、三六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(四〇二)

七、縣内静岡以西各驛別他府縣移出茶一覽表 (大正十年調)

縣名	燒津	藤枝	島田	金谷	堀之内	掛川	袋井	中泉	濱松	新	居津
群馬	一、五七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
兵庫	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
青森	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
愛知	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
埼玉	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
秋田	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
岩手	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
千葉	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
宮城	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
岐阜	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
朝歌	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
和歌山	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
福井	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
熊本	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
富山	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
石川	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二
岡山	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二	一、〇二二

(四〇三)

大分	佐賀	樺太	島根	島取	鳥川	香川	宮崎	徳島	滿洲	長崎	山口	滋賀	鹿島	廣島	福岡	關東	奈良
五	七	二	二	二	二	二	三	三	六	六	一	一	一	一	一	一	一
八	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

臺灣

計	三、三〇三	一、八七三	一、五九八	一、〇六六	一、三三三	七、五三三	四、四七〇	一、〇七七	二、五九九	三、六六六
計	三、三〇三	一、八七三	一、五九八	一、〇六六	一、三三三	七、五三三	四、四七〇	一、〇七七	二、五九九	三、六六六

八、他府縣移出茶の趨勢

静岡縣より他府縣へ移出せらるゝ製茶の仕向地の順位を記さんに東京、神奈川、京都、長野、三重、大阪、山梨、新潟、福島、群馬、山形、北海道なり、之れを縣下各驛より見れば静岡、藤枝、堀之内、島田、金谷、掛川の各驛より多く移出せられ、之れを年次より見れば大正五年より著しく其數量を増し、大正十年に至りて最高位を示せり。

第五節 他府縣移入茶

他府縣産の製茶が本縣に移入せらるゝに至れるは明治二十年以後の如し、縣内茶の混合用としては其數量の市場より稍々注目せらるゝに至れば、明治三十三年後にして、清水港が直輸出港となり、内外人經營の再製業並輸出業者が静岡市に其本店を移し若しくは支店、出張所等を設け静岡市が製茶貿易の中心地となれる結果なりといふ可し、而して移入茶の主なるものは三重、岐阜、兵庫なれども、大正十年度に至り著しく減少せり。

一、自明治三十五年至同四十四年静岡市移入茶數量及價額

年次	個數	數量	價額
明治三五	六一、三五三	九二〇・二九四	二、一二三、八七九

明治	三・六	八二、二〇八
	三七	六二、〇三七
	三八	七二、七四一
	三九	八三、一四七
	四〇	一〇二、三四八
	四一	一三九、二八八
	四二	一一五、四一六
	四三	一五九、四〇六
	四四	二〇六、〇四五
		一、二三三、一一九
		一、〇三〇、五五三
		一、〇九一、一一七
		一、二四七、二〇八
		一、五三五、二二五
		二、〇八九、三一四
		一、七二九、七三九
		二、三九一、一〇四
		三、〇九〇、六八一
		三、三九一、〇七八
		二、七六六、〇〇四
		二、三五二、五七〇
		二、七一六、四一九
		三、四六一、六九三
		四、七三四、三八六
		三、九〇〇、五六二
		五、五四九、七五二
		七、四九〇、四四九

二、府縣別移出茶統計
更に此移出入を府縣別とすれば左の如し。

東 京	移出	大正元年	大正一年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年
神 奈 川	移入	三三、七七八	四八、九五五	四四、六七	四四、三八〇	五八、二八七	五九、九五八
長 野		四、九九	三、七五六	三、一九一	七、七八一	一八、一八七	六、二〇
京 都		一、二七、六五	七五、八六七	九二、八三	八三、四二五	一、二四、二三	九六、四九三
大 阪		二四、八五六	一八、八〇九	二二、三六六	二、五三四	二二、七三四	一〇、三二八
三 重 野		三六	一、二六〇	一、七、四四三	一、五、二七四	一、七八、九一五	一五三、二八二
山 梨		一、七九五	三三、一三三	一四、四九六	七、二五一	三六、三三〇	六四、八三
		六八、三五	五、一八二	四八、八六七	三八、七三	五九、八六三	四九、六九七
		一、二、六九一	一七五、五六五	一九二、三三一	一六八、〇六三	二二六、六三〇	二二八、二五九
		五三七、九六二	四四、三九二	三六四、三二五	五〇三、五九二	四六九、八三	四〇〇、三三〇
		一八、九一八	八三、七七	六、三三〇	一五、二五二	四一、九九八	三六、〇三三
		二八、八四八	六、三三〇	五、六五六	一五、二五二	二六、六九八	一〇三、八二六
		五三、四四二	五六、四六九	八二、九九九	七四、三〇〇	一〇〇、〇八八	一〇八、四八二
			二八五	一三七	九五	七七六	三四五七

新 潟	二四、六四	五八、七二	四四、七三四	三二、二五	五九、四八三	四九、六三
千 葉	一一、五〇二	七、三四三	九、五七三	七、二〇	一七、七八六	一五、三四三
福 島	三、五〇七	一、四四	三、二四三	四、三八七	一七、七六	一〇、一七〇
山 形	三、四八〇	五、八七四	四、二二	三、二八	五七、九三五	四四、四五
茨 城	四、六二〇	三〇、六七	三八、九六	五〇、九〇五	六〇、〇四三	六〇、八四三
北 海 道	三、二六二	二、七〇二	七、三八	一四、三四一	二二、七六五	五四、八〇
群 馬 縣	一八、九九五	二五、三九	三三、五八	三九、四九四	五八、六五四	六七、〇一一
宮 城 縣	八、八〇三	三三、〇八三	一四、〇八	一五、七九八	三九、七八八	五〇、〇八〇
福 岡 縣	四、九六九	二、七五	三、三四七	三、七六	一八、一八七	一、四七
埼 玉 縣	二〇、六三九	一九、七三六	三、一九一	七、七八	一八、一八七	一、四七
兵 庫 縣	一五、二五三	七四、六三八	七五、五八九	三八、九五五	六二、七八六	六三、三三三
栃 木 縣	二、一三三	一一、三九四	六、〇三三	八四、三二	六二、七九九	一九、一一九
秋 田 縣	一一、三三四	一四、一七五	二、一八三	二、四九〇	二四、一一〇	二九、一四四
青 森 縣	三、九九九	一七、三九八	二八、八三	二〇、五三〇	二六、六七	三三、五九〇
朝 鮮	一、三三	一、〇一〇	一、六三三	一、三三五	四、四三七	九、九九〇
奈 良 縣	四、〇四三	七、八〇〇	一、三六五	二、〇六九	二八、二五	一、四八〇
岩 手 縣	一〇、五九五	一三、六九五	一五、六四八	一五、二四〇	一八、三六三	三、九六九

和歌山	佐賀	鳥取	福岡	廣島	石川	山本	熊崎	長崎	鹿島	富山	大分	岐阜	島根	滋賀	愛知
七五五	一八八	三三	九、五五五	二、六九〇	二、九二二	二、九二二	三、八二五	八、五五五	六〇一	一、二二五	一〇、五二二	一、一八四	二、五八二	二、四八八	三、〇六三
三六九	一八八	一八	五、五三六	一、〇六七	二、〇七四	二、〇七四	五、〇七〇	三、六三〇	三、〇七〇	二、九六一	一、二五四	一、一七四	九、八九七	二、四三九	八、九九三
三、二八八	一六二	一〇〇	二、四〇〇	九、九二〇	二、九六九	二、九六九	三、四八八	四、六六九	三、〇六九	一、四七〇	一、〇五一	一、一五〇	九、八六九	七、〇六六	九、七五四
七、四四六	一、八八二	九	九、四七〇	三、四七〇	六、〇〇五	五、四五六	七、五二二	六、一六二	三、四〇〇	三、四〇〇	三、九八九	三、九八九	六、二九五	二、三七八	一、九〇五
三、七七七	九七五	一三	二、四〇〇	四、二九九	七、八八九	一、三三〇	一、〇一〇	二、三三〇	三、四二二	三、四二二	三、六七九	三、六七九	三、一八三	九、〇〇六	二、九〇二
八八	六五八	二	四、〇三九	三、七四六	一、五〇九	三、三三〇	二、七四六	二、七四六	四、〇〇八	二、二二七	五、〇三九	五、〇三九	七、五五九	二、五五七	一、五〇七

(四〇八)

高知	宮崎	琉球	徳島	臺灣	樺太	關東	滿洲	其他	計
二九九	三〇七	四、五四四	三	三	六二〇	一、一五二	二、〇九九	一、五四一	二、〇九九
九三五	三〇七	四、五四四	三	三	一七九	一、六〇八	二、二六八	七九九	二、二六八
三	三	三、二四四	六〇八	六〇八	一、八九〇	二、二六八	二、二六八	八九五	二、二六八
一三六	二七	二七	一、九八四	一、九八四	一、九八四	二、一九一	二、一九一	一、〇六二	二、一九一
四五七	四五七	二、三三〇	二、三三〇	二、三三〇	二、三三〇	二、九三三	二、九三三	一、〇四三	二、九三三
一五	四六一	三、二六八	二、三三〇	二、三三〇	三、二六八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八

大正五年までは曆年により大正六年度以降は其年五月より翌年四月に至るを一箇年總計とす

府縣別	東	神	長	京	三
移出	六、四三七	七、九四三	六、〇三三	一八〇、二四	二八、四五六
移入	二、四二二	七、九四三	六、〇三三	一八〇、二四	二八、四五六
大正七年	八〇、四二六	一〇、九二六	四三、六七三	二〇三、〇六五	一六七、八七五
大正八年	八〇、四二六	一〇、九二六	四三、六七三	二〇三、〇六五	一六七、八七五
大正九年	七六七、三五五	一九、六五七	七、一〇七	二四、〇五五	二二、七二六
大正十年	一、〇〇八、九五五	二、三六五	五、八一	二、〇四六	二八、三五五

(四〇九)

静岡縣茶業史

大 山 新 千 福 山 茨 北 群 宮 福 兵 崎 兵 秋 青 朝
阪 梨 湯 葉 島 形 城 道 馬 城 岡 玉 庫 木 田 森 鮮

七八、七九	二八、二四	六七、七五	八一、六一	六八、一七	三七、四三	一、六八	五五、八五	六七、七五	四九、五八	一八、八七	七一、二六	六四、二七	四七、五四	九、三五	一七、二七	四、〇六	四、〇八	二四、〇八	一八、〇九	三、三四	二、七九	一八、七七	一四、七九
二七、一八	二二、〇七	二八、九六	一五〇、四七	二九、四七	八〇、八三	六三、九六	一一八、七九	七、六七	七、九二	九四、三〇	六〇、一八	一五、七四	五、七八	四、〇九	七、五八	二、八七	一一、九三	四、三〇	三、八八	二五、七二	一、四三	一九、四二	二六、〇八
一九、九二	九、一〇	二六、一八	一一、一四	一六、五九	九、一八	八二、一八	七三、五三	一四、九二	七三、九八	六九、一三	六五、七七	五二、三三	六、八七	四、〇九	六、四八	四、二八	五〇、八六	四、四七	二、六六	二、三〇	二九、二七	二八、八〇	二六、〇八
四九、九〇	六、七九	一四、六二	三、九三	四、五三	七、七四	一〇、六六	九三、三七	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六	一〇、六六

静岡縣茶業史

奈 岩 愛 滋 島 岐 大 富 鹿 長 熊 山 石 廣 岡 關 其
良 手 知 賀 根 阜 分 山 島 崎 本 口 川 島 山 州 他

一、七九	五、九三	一六、四九	一五、六九	三七、七五	四、三八	三六、二九	一五、〇三	九三、二六	一、五二	一、五二	四、九三	七、八一	一六、二四	三、〇九	五、三〇	一、九六	五、〇五	一三、九一	四、三六				
九、七五	一七、九二	一〇、四五	三九、四五	一〇、三五	七、五二	七、五二	七、五二	五、七六	五、〇五	七、八六	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七	一〇、八七
一九、四二	一七、八二	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九	一〇、三九
一八、三二	二九、七四	一九、六二	一三、七六	八、六九	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇	二〇、六〇

静岡縣茶業史 (四二) 計 三,七六二,五〇〇 八三,一七〇〇 三,〇〇八,九三二 四,〇七二,五四七
二,七三九,九〇〇 三,〇〇八,九三二 五五,一七〇〇 二,四八二,二八六

三、縣内各驛別他府縣移入茶一覽表 (大正十年調)

縣名	驛名	原			沼			三			野					
		津	島	野	三	沼	原	野	島	津	野	三				
神奈川	原															
東京	津島野															
三重	江興															
長野	富															
山梨	鈴															
北海道	土川															
茨城	靜岡															
新潟	燒津															
秋田	藤枝															
岩手	島田															
千葉	金谷															
宮城	堀之内															
岐阜	中袋															
	泉井															
	濱															
	新															
	居															
	津松															
	計															

朝	和	福	靜	富	福	山	大	京	栃	群	兵	青	愛	崎	石	岡
鮮	歌	山	縣	山	山	形	阪	都	木	馬	庫	森	知	玉	川	山
八一	三二	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
八一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

愛媛	關東州	福岡	廣島	鹿兒島	滋賀	山口	長崎	滿洲	徳島	宮崎	香川	鳥取	島根	樺太	大分	佐賀	計
		三、五九二	三、五九〇	三、五九〇	一、五〇九	三、六一八			一、六六三			三、〇〇八	二、八〇〇		三、〇〇〇		二、七六七
		二、五二二															
					一、五三三												
		三、七〇〇	三、九〇〇	三、七〇〇	一、六五五	三、六一八			一、六六三			三、〇〇八	二、八〇〇		三、〇〇〇		二、九八八

四、他府縣移入茶の趨勢

他府縣より本縣へ移入する製茶は明治三十六年より漸次其數量を増加し、大正二、三年に至り其數を減少し、大正六年其數を増加し、同七年より次第に減少し大正十年に至り著しく減少せり。今之れを各驛より見れば静岡を第一とし次は島田、藤枝、金谷にして他は數量極めて少なし。

五、製茶區別名稱

内地商取引上製茶の品質により區別せる名稱は左の如し。

- 稀天下一、最上、稀大頭、大頭、中頭、並頭、極上中茶、中茶、並中茶、極上中味、中味、並中味、最上骨層、並骨層、上川柳、並川柳、青粉、爐粉

又内地小賣品の名稱即ち綠茶の茶銘は各商店に因つて其命名を異にするものにして一商舖の名稱のみにしても實に六十の多きに達するものありといふ。

第八章 製茶海外輸出及再製

第一節 本邦製茶輸出の沿革

一、輸出茶の變遷

日本茶の海外輸出は安政六年横濱開港より始まり、此以前に於て長崎港より支那人が輸出せるものありしが如きも數ふるに足らず、次いで萬延、文久、元治、慶應を経て明治に入りて、同元年輸出は横濱、長崎、神戸の三港よりする事に定められ茶價逐年騰貴し輸出額増加せるが、其大部分は横濱港の輸出に屬せり、爾來時に不正茶を輸出して不評を買ひ、輸出額の減退を見し事あるも、輸出は増加の傾向に在りき、明治三十二年清水の開港ありしも、依然として横濱の輸出額最も多く、隨つて外國商人の横濱に在留するもの最も多數なりしが、明治四十年に至りては清水港の輸出額約七百四十八萬封度に達せり、乃ち此前後よりして静岡市及其附近に再製所の設立せらるゝもの續出し、横濱、神戸の外國茶商も續々静岡市に支店、出張所を置き、本店を移して輸出を開始したるを以て、静岡市安西附近は石造數層の大層櫛比して、純然たる茶街を形成するに至り、大正六年ヘリヤ商會が神戸より静岡に本店を移した爲め、神戸には大なる外國茶商無く、横濱亦僅かにブランドン、ステイン商會の一を遺すのみにして外國茶商は悉く静岡市に聚り、其輸出は是れを清水港に於てし、静岡市は名實共に貿易製茶の中心市場たるに到れり、明治二十一年以降の輸出港別は左の如し。

(本章は第六章「製茶販賣の沿革」と別ち難きものあり、第六章を参照を望む)

自明治二十一年至大正二十一年三十六箇年間横濱、神戸其他各港製茶海外輸出港別對照表 (大藏省主税局調査)

(本表中三十七年迄ハ會計年度ヲ以テ調ベ以下曆年ノ調ベニ依ル)

年次	横濱		神戸		大阪		長崎	
	斤	價額	斤	價額	斤	價額	斤	價額
明治二十一年	一八、〇六、四八三	三、六九、六一一	三、三六、八九九	二、二〇、八八九	—	—	一、七二、五八〇	七、八、三〇六
同 二十二年	一六、五八、四七四	三、五七、四四八	三、五五、〇〇七	二、五九、五五四	—	—	四、二七	三、六八四
同 二十三年	二〇、七五、四五二	三、六三、四三九	一五、三三七、五四〇	二、六〇、一五七	四、七七	四、三六	一、三三、一五六	六、八六六
同 二十四年	二二、四四、四二五	四、一五、四二五	一六、〇〇、一三四	二、六七、一五八	一七、〇四五	一、四六三	三、三八、七三二	四、五、五六
同 二十五年	二二、九〇、一九二	四、五五、一九三	一五、一六、四二六	三、〇三、六八〇	六、三〇四	一、五二一	六、八七、八九八	三、六、〇三一
同 二十六年	二二、八四、七七八	四、八九、八七六	一三、四七一、二〇五	二、七四、三三三	四、三三五	一、二七九	一、三六、三六六	九、四、八九九
同 二十七年	三三、〇七、七三四	四、八九、三六九	一三、六二五、一〇九	二、八七、七三三	七、五五七	八、六五	一、二六、七〇八	七、一、六九九
同 二十八年	三三、七五、五二一	五、二九、〇〇八	一五、五四八、六三三	三、五九、五四八	八、六二五	一、八六三	一、〇一、九三三	六、三、三〇八
同 二十九年	二〇、七四、四三七	四、二七、七九九	二、九七三、三三八	二、五八、八九五	四、二四七	一、四四五	一、〇七、八一〇	九、二、三五
同 三十年	一九、九八、七二〇	五、一〇、九四四	二、八八三、一六三	二、七九、〇七七	七、四四四	二、四二八	四、九、五〇八	二、八、八四七
同 三十一年	一九、九一、四〇七	五、四五、四七〇	二、八五六、七三三	二、八九、二〇一	一六、一八五	五、五五	三、七三、七〇九	三、〇、〇三五
同 三十二年	三二、一四、七四六	四、九四、四七三	二、五五六、〇〇九	二、九九、三四三	三七、三七七	八、三五	七、六〇、七〇九	六、五、七九九
同 三十三年	一九、四七、八八三	五、四〇、七三二	三、〇〇〇、九〇三	三、六〇〇、〇〇〇	五、八八三	二、二七	五、三二、八三二	六、五、五八
同 三十四年	一八、三三、四五三	五、七四、四五	三、一八八、一八七	三、四三、三四〇	一、〇八、三三七	二、二七	一、二八、四四一	一、五八、八七七
同 三十五年	一八、五〇、二七九	六、八三、九四四	二、八四〇、一五三	三、七〇、一七八二	一六、一七五	三、五〇、三五	一、七八、八七四	二、六九、三五〇
同 三十六年	三三、〇九、六二八	九、三二、九三九	一四、〇〇七、九八八	四、七六、七九九	二六、六三〇	三、三八七	二、六四、〇九七	二、二、七五
同 三十七年	三二、一三、八四三	八、八八、九三三	一三、四八、八七	四、二四、七六	二七、八四三	五、九、六三	七、八四、四〇四	六、四、〇九

静岡縣茶業史

年次	事項	清水		四日市		其他各港		合計
		斤	價額	斤	價額	斤	價額	
明治三十八年		一六七〇、二七五	六、六九二、九四一	一〇、五〇八、七四五	三、三三四、六六〇	四三、八六三、九	二二五、一六九	七六一、二五
同三十九年		一四、三八六、八二〇	五、五八一、三四五	八、四三七、五七三	二、六九八、二二一	六、六六一、二七	二六三、七〇三	一、九五五、五二四
同四十年		一三、四九四、四四五	五、八六六、六九九	九、二五六、九三三	三、四四四、〇五二	五、八九、五七〇	二五、〇七六	九、九九、七五三
同四十一年		九、九三三、八二四	四、一五七、七六	七、〇一九、六六九	二、四八六、一六六	二、八三、九九四	一〇、四、八六〇	二、七、二九五
同四十二年		一、〇六五、七一九	四、四八七、七二二	六、七五、五九九	二、八八八、八四〇	三、〇、七三九	九四、一六二	二、八九、五〇三
同四十三年		九、二八一、九三五	三、九七七、九九四	六、八二七、六三七	二、六四五、六三三	二、〇、三六七	六、六、九二六	二、三八、四四二
同四十四年		七、二八八、六四五	三、二七一、九九八	五、〇〇〇、〇九七	一、九九八、二八四	一、七四、九九八	五、三、三三四	一、六三、一六
同四十五年		七、〇五八、〇二二	三、三三三、一七五	四、六三四、五四五	一、九二七、七〇〇	二、七、一五	五、二、四四五	三、二、四九六
大正元年		五、三九二、〇六四	二、三五一、七七	三、四二八、七七三	一、二八八、〇六六	五、三五、三五六	九、五、八三六	五、一九、四九九
同二年		四、九六六、〇〇六	二、三六〇、九五九	四、二四二、三〇七	一、六〇、四七〇	四、七八、二四〇	八、六、一五九	五、二、八二六
同三年		五、〇一、五八一	二、五三三、六七四	五、八四六、八九六	二、八三、〇八三	二、三六、三五二	六、六、〇〇五	二、〇、九七八
同四年		五、八〇、七四三	二、六六六、九五九	八、四〇八、一八二	三、九三三、七八四	二、八七、九七三	八、八、三七八	三、五、六〇七八
同五年		四、六四、三三八	二、三三八、五九九	八、二〇八、〇〇八	七、七四〇、三七	三、三九、〇一〇	一、〇三、一三二	五、一九、八〇〇
同六年		五、二七二、〇〇〇	二、九六五、七一四	三、五五八、四〇〇	一、七八、四四八	二、五五、二〇〇	一、〇七、三九八	九、九、五〇〇
同七年		二、二八、六〇〇	二、〇七七、〇六	四、三五、九〇〇	一、七、四三	三、八、〇〇〇	一、六〇、八三	一、九、一、〇〇
同八年		一、四九、五〇〇	一、六〇七、九三四	六、八八、六〇〇	四、九、五三二	三、七、〇〇〇	一、七五、二六	二、四三、四〇〇
同九年		一、四〇八、四〇〇	一、〇四九、三九六	二、四、五〇〇	一、六四、五三四	二、二、〇〇〇	一、四八、六六三	九、九、〇〇〇
同十年								
明治二十一年		未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
同二十二年								
同二十三年								
同二十四年								

静岡縣茶業史

年次	事項	清水		四日市		其他各港		合計
		斤	價額	斤	價額	斤	價額	
明治二十五年								
同二十六年								
同二十七年								
同二十八年								
同二十九年								
同三十年								
同三十一年								
同三十二年								
同三十三年								
同三十四年								
同三十五年								
同三十六年								
同三十七年								
同三十八年								
同三十九年								
同四十年								
同四十一年								
同四十二年								
同四十三年								
同四十四年								
同四十五年								
大正元年								
二年								
三年								

大正四年	二〇,七九八,三五	九,五〇一,四一八	一,八三二,〇九〇	四九,九三三	五三,四二二	二五,五九四	三三,九八七,六三三	一五,四〇二,〇三三
同五年	二,三三三,三三八	八,七二五,四四四	一,八七三,二二一	四〇,六六四	四六,九六三	二五,一九八	三八,三四三,二四七	一六,〇八一,九七七
同六年	二四,〇四,五五五	一〇,四九一,三二六	一九四三,八六四	八八八,三五六	四六,四四八	二五,五三〇	五〇,二七〇,二二〇	三,七五六,二四六
同七年	二五,六九九,〇〇〇	一六,三二七,九八〇	三,二二一,〇〇〇	一,八九七,九七七	五七五,六〇〇	二〇,八〇四二	三八,五七〇,八〇〇	三三,〇五六,三九七
同八年	一七,三九九,〇〇〇	一四,一〇〇,四四九	一,七六六,〇〇〇	一,四〇六,五二七	八七一,〇〇〇	四四,五四二	三三,二〇〇,七〇〇	一八,四〇二,〇五四
同九年	一五,八四〇,〇〇〇	一三,八七一,五二四	一,二二二,〇〇〇	九五五,一八四	九四,四〇〇	四四,七二二	一九,八八二,〇〇〇	一七,一二五,五四八
同十年	九,四三三,三〇〇	五,九七五,八七三	三,九三三,七〇〇	三七〇,七三三	六〇,四〇〇	三五,二七一	二,一九七,〇〇〇	七,七八五,五三六

二、輸出製茶價格の變遷

(1) 安政以後の輸出茶價格

製茶の價格は明治以前統計の明確なるものなく、且つ地方により又製法の精粗に依り一定せず、又時期により相場の變動あり、非常なる差異あるを免かれずと雖ども、今開港以來横濱港輸出平均相場に依れば左の如し。

因みに安政六年中の茶の輸出せし斤量僅かに三十餘萬斤にして價は上等二十弗、下等七弗なりしと、當時一弗は我銀貨一分銀三個に換算せるを以つて即ち四十五匁なり、故に二十弗は我十五兩に、七弗は五兩一分程なり。

年次	製茶百斤(十六貫)價格	年次	製茶百斤(十六貫)價格
安政六年	二〇,〇〇〇	萬延元年	一八,〇〇〇
文久元年	二二,〇〇〇	文久二年	二七,〇〇〇
同三年	三〇,〇〇〇	元治元年	三八,〇〇〇
慶應元年	四〇,〇〇〇	慶應二年	四二,〇〇〇

慶應三年	四二,〇〇〇	明治元年	三五,四〇〇
明治二年	二四,四五九	同三年	三六,六三七
同四年	三三,二一二	同五年	二八,六八二
同六年	三四,九二八	同七年	三七,九一八
同八年	三二,二五二	同九年	二六,九六四
同十年	二一,一一八	同十一年	一九,六八八
同十二年	二六,〇三一	同十三年	二四,七二三
同十四年	二二,三二七	同十五年	二四,八三九
同十六年	二一,九〇四	同十七年	二一,八二〇
同十八年	二二,一二四	同十九年	二一,九一〇
同二十年	二一,四三五	同二十一年	一八,四五三
同二十二年	一九,一一六	同二十三年	一六,九八四
同二十四年	一七,六一六	同二十五年	二〇,〇五八
同二十六年	二一,一四三	同二十七年	二一,一二三
同二十八年	二二,八六九	同二十九年	一九,一七三
同三十年	二四,〇九〇	同三十一年	二六,六五七
同三十二年	二四,四六八	同三十三年	二八,〇三〇
同三十四年	二六,六三〇	同三十五年	三二,〇〇〇
同三十六年	三八,五二〇	同三十七年	三六,〇四〇
同三十八年	三六,三〇〇	同三十九年	三五,八六〇
同四十年	四一,一二〇	同四十一年	四一,八三〇
同四十二年	四二,八〇〇	同四十三年	四四,一四〇
同四十四年	四四,六七〇	大正元年	四五,〇七〇

大正二年	三九、四八〇	大正三年	四二、九三〇
同四年	四五、三二〇	同五年	四一、九四〇
同六年	四三、三六〇	同七年	五九、七七六
同八年	七九、三一六	同九年	八六、三二〇
同十年	六四、八七六		

明治以前は茶業通鑑に依り、明治以後大正十年迄は大日本外國貿易年表に依る

(2) 取引と貨幣

因みに横濱開港の始めより明治二年頃迄は輸出製茶取引は總て我が貨幣を以て定めたり、例之は十兩の品なれば一分銀四十と云ふ如く、彼れは洋銀を以て我が貨幣に交換するを以て、其の手数料は我が國益となり、其後彼れより此法を改め、彼れの貨幣にて賣買することとなり、洋銀百枚に付一分銀の數何程の相場を立つるに至れり、此の稱呼は明治七年迄洋銀相場上に存し、我が商權は彼れに一步を譲れり。

明治十一年の横濱製茶商況を左に掲ぐ。

本年茶早摘殊に蒸汽船都合よく五月一日横濱一番船荷物多分有之に付低價す
 百斤に付代洋銀四十枚前後
 昨年横濱一番船百斤に付五十枚前後
 本年横濱二番船蒸汽船の釜損じ十七、八日間も出帆遲延茶荷多分嵩み其爲めに低價す
 百斤に付代洋銀二十五枚前後商人大損毛
 昨年横濱二番船五月十二日頃出帆荷物拂底百斤に付三十六、七枚位
 本年六月中旬より追々茶値段横濱低價遠州上等百斤洋銀二十二枚位、中等十八枚位、下等物は買入無之所極下等川柳鳴候物百斤に付洋銀は八、九枚にて多く異人買進み上、中、下ともに格安といへども本年は蒸汽船都合よく山方茶荷物あらまじ輸出仕候に付低價損毛も雖も横濱著の物は追々賣拂當邊茶商人全く損毛に御座候尤横濱も茶荷物あらまじ賣込品據底此後異人の望次第上値にも可相成と思仕候

明治十一年九月

森町村平民茶商業 福川 泉 吉

第二節 本縣製茶輸出の狀勢

本邦製茶は當初横濱、神戸、長崎の三開港場を経て海外の需用地に輸出せられたり、然れども本縣製茶は地理運輸上の關係よりして殆んど其大部分は横濱に輸送して同港より輸出せられ、其若干が神戸に向ひしも、長崎に至つては全く是れ無かりき。本縣製茶を横濱、神戸の二港に搬出する運輸交通機關は、明治二十二年以前即ち東海道鐵道の開通以前に在りては、悉く陸路の便を採る能はずして海路の便を採れり、詳言すれば縣下各産地の製茶は一旦縣内の各市場に集合して、此の市場より清水、沼津、焼津、相良、福田等各其の最寄の各港より船便を以て横濱に輸送せられたり、此の間人肩、馬背に依り東海道を横濱に茶貨を運搬せしもの無きにあらざるもそは全體より見れば殆んど言ふに足らざる數なりき、然るに明治二十三年鐵道東海道線全通するや、海運事業に一大打撃を與へ、物貨運輸の上に急激なる變化を來たせるが、特に茶貨に於て甚だしとす、即ち從來縣下各港を経て輸送せられたる製茶の多くは其開通と共に縣内各市場より、汽車の便を借りて直接に東西輸出港へ搬出せらるゝに至れり。海運業者は是に於て乎種々の方法を設けて汽車便と競争を試みたるも、大勢の趨くところ又如何ともすべからず、逐年其輸送數を減じて遂に汽車便に降服せり。

明治二十三年度には縣下各地より海運の便に依りて輸出港に輸送せしもの、實に一千〇四萬七千二百四十八斤の巨額を占めしに、翌二十四年には一變して百八萬五百二十斤に減少したるを以て從來海運事業を

以て縣下に名ありし清水、焼津、福田の諸港の如き茶貨跡を絶ちて又昔日の状態を存せざるに至れり。之れに反し茶貨の汽車に依りて輸出せらるゝもの、二十三年度に於ては三百十三萬千五百六十三斤に過ぎざりしに、翌二十四年には一躍して一千二百六十五萬六百三十五斤となり、爾來逐年増加し本縣輸出茶の殆んど全體は汽車便を借りて東西に搬出せらるゝに至れり。今單に製茶輸送賃銀上より云へば汽車便より汽船便の方低廉にして利あるも汽船は安全を缺くの嫌ひあるのみならず、輸送に日時を要するが故に、時間の差に依りて價格に高低を生ずる製茶の如きに在りては、假令賃銀は多少高しとするも、安全にして而も、迅速を期し得べき汽車に依るを利便とす。加ふるに各停車場に運送店ありて敏速に親切に茶貨の輸送を取扱ふを以て是れに頼るもの多く従つて大頓挫を來たせるは誠に已むを得ざるなり。然れども縣民多年の宿望たる清水港の開港は明治三十二年より實施せられ、本縣製茶輸出上大いに其面目を改め、從來汽車便にて東西に輸送し、横濱若しくは神戸を経て外國に輸出せられたる本縣製茶は縣内各市場より悉く清水港に集中し、同港より直ちに海外に輸出せられ、次いで全國の製茶も皆一旦静岡市場に集り、更に清水港に輸送せらるゝに及び製茶貿易上に於て、清水港は往時の横濱、神戸以上の製茶輸出港たるに至れるなり。

第三節 製茶輸出と清水港

一、清水港の位置と海運起源

清水港は安倍郡の東南駿河灣の一部にあり、有度山の東南麓より東北に向つて凡そ一里餘、斗出する突

端を眞崎となす、夫れより西北に劃せる一線の内部は即ち清水港なり。港口東北に向ひ、港内廣さ東西二十二町四十間、南北三十五町十九間あり、水深十尺以上九十五尺以下にして、東海屈指の港灣なり、東、横濱を距る百十五海里、西、神戸を隔つる二百七十六海里なり。

清水港は今を距る一千餘年前既に其名ありと雖ども、海運の事を記せるは徳川氏の時を初めとす、蓋し元和元年大阪の役起るに方り、徳川氏は艦船を清水港より大阪に廻航し、兵器糧食を送れり、之が爲に清水町の人民を役すること少なからず、豊臣氏亡び政權徳川氏に歸するに及び、之が報酬として本港を開き、廻送の地を定め、土地の重立ちたる者四十二戸に命じて諸問屋の業を開かしめ、之に檢印を與へ當時上下清水其他に所在せる各問屋の業を停止して、清水に海運の特權を附與せり。爾來徳川氏の保護に依り清水港は逐年海運業の隆盛を致せり。

二、清水港製茶移輸出沿革

(1) 明治以前 府中の茶商人が當時の安倍茶を清水港より諸國に積出したる最初は其年代明かならずと雖ども、既に天和年中今より二百三十年前清水町の商人が、茶荷物運送上の事に付訴し、駿府町奉行の裁許を受けて、勝訴となりたる文書あり、左の如し。

江尻町、清水町府中茶商人出入之事

一、清水之者訴候者相州、豆州、甲州、富士郡惣て所々に府中より出候茶荷物諸國茶商人並に府中茶商賣人勝手次第清水港にも江尻にも從先規出來候然る處江尻之者共去夏清水道に新規に人足付置沼津へ廻り申候茶荷物江尻へ引下し其外清水港に出申候諸荷物駒の口せん押取候に付荷物出不申港衰微罷成致迷惑候由申上候事

一、江尻宿之者申候は相州、豆州、甲州、富士郡に遺候茶荷物先規より江尻支配に而荷物積渡し候口錢一駄に付貳拾八文宛取來申候處清

水に隠取候付而去夏清水道に人足付置相改江尻支配之荷物は江尻え引取其外商人荷物江戸茶者一駄に付而拾貳文づ、口せん取清水に通候旨申候事

一、府中茶商賣人共訴候は惣而茶荷物諸國之商人竝に府中茶商賣人勝手次第江尻、清水、石部港にも従先規出し來り候然る處江尻之者去夏清水道に人足付置相州、豆州、甲州、富士郡に遣候茶荷物江尻に引取其外清水に付出候茶荷物駒口せん取候に付而馬方牛方致迷惑清水に付送り不自由に罷成茶荷物滯及難儀之由申候事

右之通訴候に付三個所之者共竝に馬方牛方召出對決之上遂穿鑿候處相州、豆州、甲州、富士郡に附出候茶荷物自先規一切江尻支配之由訴之候へ共清水港よりも毎年積送り候古來之控帳相見え且又清水に付送り候荷物駒口錢江尻え取候儀當傳馬宿馬方は不出之由申候へ共在々寄馬方、牛方は口付により江尻之者見合候時は五錢、參錢取候儀も有之又は不出時も有之候由双方申之惣而從府中清水港に通候諸荷物駒之口せん江尻え可取道理に而無之候然る處江尻之者去夏清水道に番人足付置諸荷物駒の口せん改取候儀不届候自今以後者茶荷物諸國茶商人並府中茶買商人勝手次第江尻にも清水港にも付出し可申候尤も清水に從府中付送り候諸荷物駒の口せん向後江尻え取申問敷候爲其

右三箇所に如斯一通宛相渡し置者也

天和四年子二月二十二日

古 文 右 衛 門 印
土 市 之 丞 印
大 甚 兵 衛 印

以上裁許に依りて、此訴訟は全然清水町の勝訴となり、茶荷物は江尻、清水何れにも積出すことゝなれり。(清水町沿革誌)

依之觀是、尠くも此以前より安倍茶を諸國に積出したるものにして、文中相州、豆州云々あるを以てしても、清水港が自然の地勢上、茶荷物の多くを集めたるものと見て謬り無きに似たり。是より以後の狀況に就ては據るべき文書多からざるも、左の古文書は寶曆三年江戸幕府御用茶として、安倍茶が清水港より江戸へ船便を以て廻送せられたるものにして、當時此廻送船に「御茶御用」なる船印を樹てたるを知るべし、但し此御用茶なるものが何年迄繼續せるやを詳にせず。

乍恐以書付奉願上候御事

一、拙者共儀此度御茶御用被仰付御荷物船廻し仕江戸表之差上候節の場源七御用相動候先格之通當地より清水港迄付送り事之儀拙者共方より申遣候度々傳馬町問屋場より御定之貨錢を以馬無滯差出候様奉願上候尤右御茶荷物御用差札之儀是又先格之通奉願上候
一、右御茶船積之儀源七御茶差上候節米ノ丸船印相立來候由に付猶又清水船問屋承札候所相違無御座候間先格之通米ノ丸船印之儀奉願上候此儀者萬一海上難風等之節右船印御座候は、浦々より助船差出御茶荷物相廻し候様勿論浦々に而船込合之節も龜末之儀無之廻船差滯候儀無御座候に付先格之通奉願上候

一、御前御茶若陸付被仰候節者御賄方様より當所町御奉行所に被仰遣候由當所より品川迄馬場町御奉行所分被下置候此儀も先格之通り願右者の場源七相動候節先格之通りに御座候及承罷在候に付此度拙者儀も右同様奉願上候間願之通被仰付被下候は、候以上

寶曆三年酉五月

安西二丁目

九 左 衛 門 印

茶町二丁目

只 次 郎 印

安 倍 町

彦 左 衛 門 印

大屋 奎之助 様
御 役 所

右之通御代官大屋奎之助様御役所に奉願上候寫乍恐御願申候 以上

酉 五 月

九 左 衛 門 印
只 次 郎 印
彦 左 衛 門 印

御 番 所 様

静岡縣茶業史

差上申請證文之事

一、御前御茶五本 但し一本四十斤入
 此金六兩貳分銀十匁二分五厘
 但し一本に付金壹兩壹分銀五匁八分五厘
 是者先達而差上候手本茶之通隨分入念仕立内之袋厚紙を以二重に仕立上を琉球包細引を以荷造仕候積り
 外
 金壹分銀八匁七分五厘
 是は右御茶五本駿府より清水港迄持届ちん諸掛御入用
 金壹分銀一匁二分五厘
 是は右同所清水港より船廻仕江戸表差出之上御差圖之方に付上げ相納候諸買入御入用小以金七兩壹分銀九匁二分五厘
 一、御次茶 三百本 但し一本四十斤入
 此代金貳百拾四兩壹分銀七匁五分
 但し一本に付金貳分銀十二匁八分七厘五毛
 是者先達而差上候手本茶之通隨分入念仕立内袋厚紙を以仕立上は蓮包太繩に而荷造り仕候積り
 外
 金五匁二分銀六匁五分
 是者右御次茶三百本駿府より清水港迄持届貨諸掛り御入用
 金拾六兩壹分
 是は右同所清水港より船廻御江戸表差上御差圖之方迄付上げ相納候諸買御入用
 右金二百四十三兩二分 銀九匁二分五厘
 右者江戸表
 御本丸西御丸御用御茶先達而直積り差上候所段々船積仕江戸表差次第相納可申候若相廻候御茶之内鹿末成も有之先達差上候手本と相違仕候は、御差圖次第取替上茶を以急度上納仕候若不作之事御座候共定値段段之外御願申上間敷候大切之御用被仰付候上萬一鹿末之儀

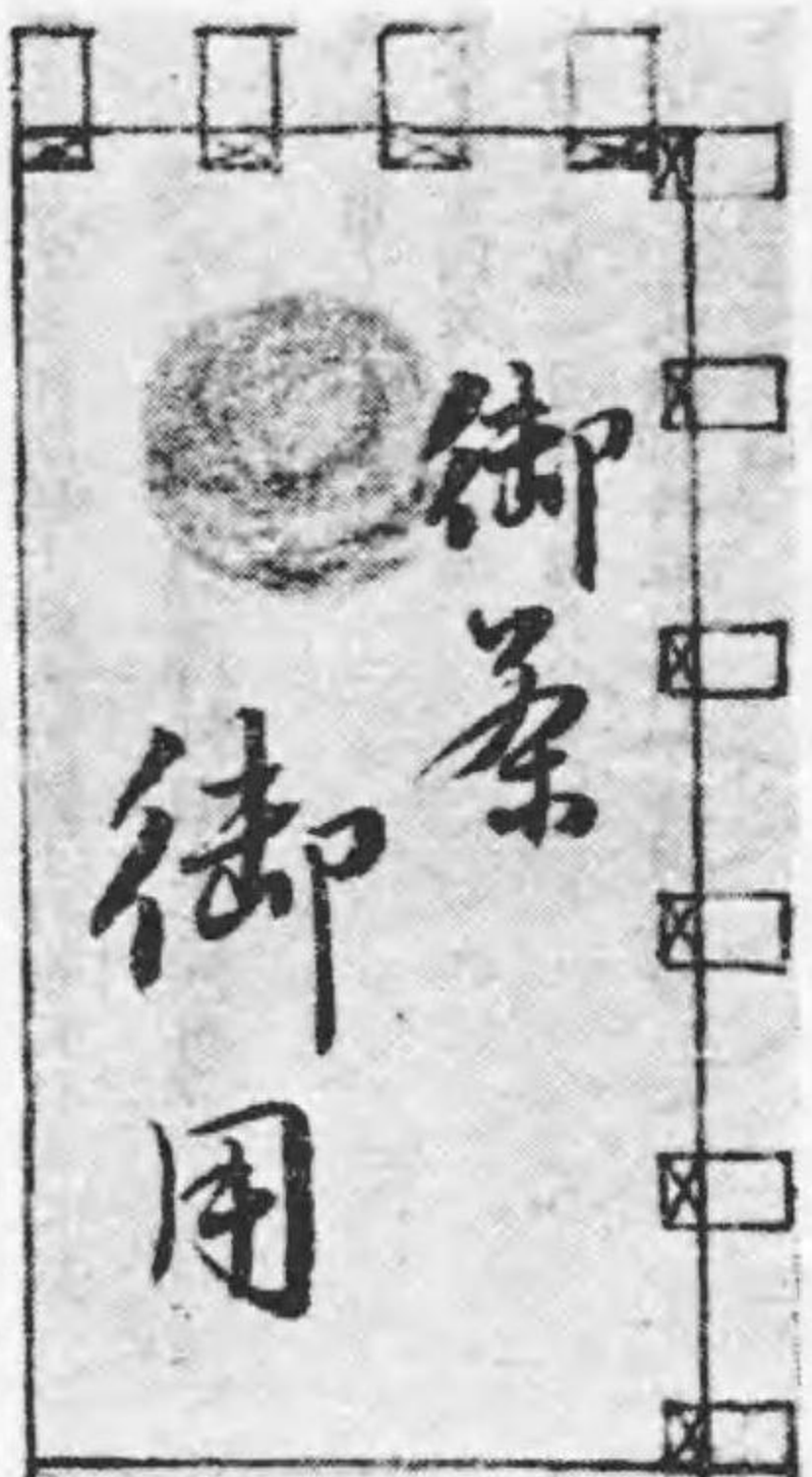
も御座候は、御用取放れ候者勿論急度御告可被下仰付旨被仰渡承知仕候隨分諸事大切に御用御手支無御座候様相勤可申候右爲御請證文差上申所仍如件

寶曆三年西五月

駿府安西二丁目

萩原屋	九	左	衛	門	印
野崎屋					
證人	彦	左	衛	門	印
甲州屋					
證人	只	次	郎		印

大屋 奎之助様 御役所



一、御茶納方儀者江戸表之諸掛段々差次第相納御差圖を以相納候様可仕候
 一、御茶船廻之節萬一難船等有之候共私引請御損毛御願不申上代り茶早速相廻無遅滞相納可申候
 一、御前御茶之儀若陸付被仰付候は、先達差上候積り書之通り御茶五本に付金貳兩壹分銀六匁之割を以被仰付可被下候駿府より府中宰領相添江戸差出之上御差圖之方に相納候様可仕候

右之通り御請仕候上者御茶之儀隨分入念大切に仕立差上年々六月中旬より七月中旬迄に清水港御錢差出御吟味之上書面之値段を以御茶御用定請ひ仰付候間先達而差上候手本茶之通少茂相違無之様隨分入念仕立差上げ可申旨被仰渡承知難有仕合奉畏候然る上者御茶之儀隨分入念仕立年々御差圖次第御茶廻船仕相納可申候

一、御茶員數之儀者年々被仰付次第書面之通一本當り値段を以代金御渡被下旨尤駄賃船賃等諸掛の御入用之分も一本當り之積りを以御渡被下旨是又奉畏候

一、御茶代金之義者御茶不殘相納候上御渡可被下旨被仰付奉畏候

御吟味に付以書付申上候覺

一、御前御茶五本 但し四十斤入

此代金六兩貳分銀十四匁二分五厘

但し一本に付金一匁一分銀五匁八分五厘

外銀八匁二分五厘 此度御吟味に付引下げ候分

一、御次茶三百本 但し右同斷

此代金貳百拾四兩壹分銀七匁五分

但し一本に付金貳分銀十二匁八分七厘五毛

外金四兩壹分銀七匁五分

此度御吟味に付引下げ候分

右者江戸表御用御茶直段御吟味に付先達而手本茶相添直段書付差上候に付御伺被仰上候所値段高値に付先達書上候値段之内一割通引下げ御請可仕旨被仰御吟味之趣承知仕候得共先達而御吟味之節も申上候通御茶御用を被仰付候儀者冥加至極に奉存候隨分出精仕直段書上候に付此上引下げ候ては請難出來奉存候間書上げ候値段を以つて仰付可被下様相願申候處猶又被仰聞候尤右御用相勤候儀者冥加成儀其上當年一箇年被仰付候儀には無之此以後定値段年々御用被仰付候へば畢竟御用御茶師と申者にて有之候間彼是篤と了管仕何分にも直段引下げ候様再應御吟味被仰聞候趣承知仕候右申上候通何卒御用相勤申度先達隨分直段切詰手付差上候殊更年々御用被仰付被下候儀は冥加至極に奉存候然共此度差上候直段の儀者初めて御用之儀に付一向徳用之儀に相不構隨分下値に積り立候所定直段に被仰付候ては此上凶年之無構年々差上候儀に付別けて右直段之内引下げ候て御請仕候ては難儀に奉存候へ共御吟味之儀に付御次茶之方先達而書上直段の内一分通引下げ御請可仕候旨申上候所一分にては餘り少分之儀にて御伺も難被仰上候其上御次茶計引下げ候と申候ては猶以難被仰上間不殘五分通引下げ候様に被仰聞承知仕候へ共商物と違大切之御用に付御茶之儀も隨分吟味仕候先達而差上候手本茶之通り少も相違不仕候様仕立可申候に付中々引下げ候ては御請仕難く候へ共再應御吟味之儀其上御茶御用相勤候者冥加至極に奉存候に付御前茶御次茶共一分通引下げ御請可仕旨申上候所一分にて者餘り少分之儀にて御伺も難被仰上候尙一分通りと申候ては何分にも御取用難儀候間左候は三分通引下げ候様猶又御吟味御座候併し前書にも申上候通り豊凶に寄年々仕入方には違御座候へ共定直に御請仕候得者豊凶に相構不申御用相勤申儀に付中々三分通引下げ候ては御請難仕奉存候然共再應御吟味に御座候所最初申上候外引下げ候儀難仕と計り難申上近頃以迷惑と奉存候へ共御前御茶次茶共二分通引下げ定直段に御請可仕候此上は何と御吟味御座候へ共直段引下げ候ては一向御請難仕候

右御茶代之外清水港迄持送り海上運賃等之内も二分通引下げ候様御吟味御座候へ共此儀は惣體商荷物清水迄附出候節も宰領相添勿論江戸着の上解下賃人足賃等相掛りの分積り立先達書付差上申候尤御大切御用に御座候得者持送り運賃積り方等迄隨分吟味仕入念申付候に付先積り之内引下げ候儀は何分にも難仕奉存候先達書上候通りに被仰付被下候様幾重にも奉願上候先御請證文一札差上申所少も相違無御座候 以上

西 五 月

駿府安西二丁目

萩原屋

九 左 衛 門

印

大屋 左之助様

御 役 所

覺

一、御前御茶 四十斤入五本

但し御手本茶より少宜敷仕立

此代金六兩也 但し一本に付金壹兩と銀十二匁

静岡縣茶業史

静岡縣茶業史

一、御次茶 四十斤入三百本
 但し右同斷
 内百五十本は御本丸御用
 百五十本は西御本丸御用
 此代金貳百六兩壹分
 但し一本に付金貳分銀十一匁二分五厘
 合三百五本 但し御手本茶より宜敷仕立
 此代金貳百拾貳兩壹分

外
 金壹分銀八匁七分五厘
 御前茶五本分清水港迄持届け諸掛り入用但し上作琉球包に仕立
 金五兩貳分銀七匁五分
 御次茶三百本分清水港持届け諸掛り入用但し上作蔴包仕立
 合金貳百拾八兩壹分銀一匁二分五厘
 右御前茶併御次茶前書之通り仕立清水港迄持届け候入用共に御請負

外
 金貳兩壹分銀六匁
 御前茶五本分陸付可致道中宰領付け江戸御臺所迄相納候御入用
 金拾六兩貳分
 御次茶三百本より船廻仕江戸御臺所迄付上げ共御入用
 合金貳百參拾六兩參分 一式御入用
 銀七匁二分五厘
 右御茶三百五本新茶に而隨分入念仕立來る六月中に不殘清水港迄持届け可申候 以上

萩原屋
 九左衛門 印

大屋 奎之助様
 御役所

覺

御用御茶に有之候
 一、差札十三本 但し角之分大之字御焼印有之
 御本丸御用登有之
 一、差札二本 但し右同斷
 右者御用御茶清水港迄馬付仕差遣候に付書面に御差札併道中御差札共に被成御渡奉請取候 以上
 酉六月十九日

御茶師 以上
 九左衛門
 彦左衛門
 只次 郎

大屋 奎之助様
 御役所

乍恐以書付御願申上候御事

一、御本丸 西御丸 御用之
 御前御茶御次茶共に出來仕候に付明二十七日より清水港に追々差出船積仕候に付傳馬町に駄賃馬申遣差出申候依而乍恐御斷申上候
 以上

寶曆三年酉六月

安西二丁目
 御茶師 九左衛門 印

御番所様

請取申御茶金之事

合金貳百四拾參兩貳分九匁二分五厘

金七兩壹分銀九匁二分五厘

御煎茶五本代竝に諸掛り御入用共御次茶三百本代竝運賃諸掛り御入用共

右者

御本丸西御本丸御用駿州安倍御煎茶三百五本定値段を以買上被仰付御春屋皆納仕候依つて右御茶代金併運送駄賃諸掛物一式御入用金書面之通受取申所實正に御座候仍而如件

寶曆三年酉九月

駿府安西二丁目

萩原屋

御茶師 九左衛門 印

平岡仁右衛門殿

渡邊才次郎殿

山田八左衛門殿

前書之通相違無御座候 以上

大屋奎之助 印

乍恐以書付奉窺候御事

大屋奎之助様御代官所之節御茶師御用被仰付差上申候御茶員數之儀年々被仰付候處當年者今以御茶員數等御書付不下置候最早茶仕入之節に差向候に付支度等仕度奉存候依而乍恐奉伺候 以上

寶曆七年丑四月二十八日

萩原屋

御茶師 九左衛門 印

小川新右衛門様

御役所

是より明治初年迄安倍茶の隆替に依りて茶荷物の増減ありしは勿論なるも、引續き清水港より諸國に船便を以て運送せり、此廻船は所謂和船なるが故に廻送に多くの日時を要するのみならず、茶の濕潤する事多かりしは已むを得ざる事なりき。

(2)、明治以後 明治初年頃清水港の廻漕問屋は芹澤文吉、北村仁三郎、伊勢屋仁平等十二、三戸ありて、出帆前荷主廻りをなして茶荷物を蒐集して船積となし、船主より口錢を徴せり。明治八年頃に至りては茶荷物漸く増加し、和船廻送を以てしては横濱其他に於ける商機を逸する事多きを以て、尾崎伊兵衛氏等有志は相圖りて、清水港に靜隆社と稱する廻漕業を開き、汽船靜岡丸を建造せり、靜岡丸は約百噸の小船なるも約三千個の茶荷物を積載し十二、三時間を以て横濱に直行する事を得たるを以て、荷主は皆至便として是に頼るもの多く、次で三保丸、清川丸等を以て廻送せり。三船は何れも百噸内外にして清川丸は速力遅く、横濱迄約十七時間を要せりと云へり、其後靜岡丸は航海中神奈川縣三浦三崎附近にて他船と衝突沈没し、靜隆社は尠なからざる損害を蒙れり。明治十二、三年頃の荷物は全部大袋詰として問屋に送り、問屋は是を十六貫入の櫃詰として清水より廻送せしものにして、靜岡、清水間は牛車、荷車等に依り、運賃、一個五錢内外なるが、汽船出帆前の火急に際しては時に人力車を用ひし事ありて、一個約壹圓の運賃を支拂へりと云ふ。

明治二十二年東海道鐵道の開通と共に、安全迅速の長ある爲凡百の物貨輸送は皆鐵道に依るもの相踵ぎ、一時殆んど海運を奪ひしが如き觀あり、清水港の如きも此打撃を蒙むりし事甚大にして、廻漕業は全く廢棄の状況となれり。

越えて明治二十三年帝國議會の開設せらるゝや、清水町有志は清水港を特別輸出港たらしめんとする議を起せり。特別輸出港とは開港場以外に、輸出入品目を限定して外國貿易を爲し得るものにして、限定品目は米、麥、麥粉、石炭、硫黃の五品に止まれり、然るに清水港は米麥の外製茶の輸出を第一となすを以て、特別輸出港の指定を請ふと共に、製茶を其品目に加へらるゝ事の許可を得るにあらざれば、利便極めて少なきが故に其達成は容易ならざりき。然れども清水町有志中井俊之助外十氏は請願書を作成して、貴衆兩院に提出せり、是れ清水町が開港に依りて同町の進展を圖らんとせる第一歩なりき。

(3) 清水開港 明治二十九年四月政府は法律第十八號を以て開港外貿易港の制を設く、開港外貿易港は特別輸出港と性質を異にし、輸出品目の限定無く、日本船を限りて出入貿易をなす事を許さるものなりしかば、清水町有志鈴木與平外十五氏は更に同港を開港外貿易港に指定せられん事を貴衆兩院に請願し、同年十月に至り勅令第三百十六號を以て、開港外貿易港に指定せられ、次いで明治三十二年八月勅令第三百四十二號を以て開港場に指定せられたり。

因みに全國樞要の港灣二十八箇所を開港場と定めらるゝ其指定地左の如し。

清水(静岡)	武豊(尾張)	名古屋(尾張)	四日市(伊勢)
糸崎(備後)	下ノ關(長門)	門司(豊前)	若松(筑前)
博多(筑前)	唐津(肥前)	住ノ江(肥前)	口ノ津(肥前)
三池(筑後)	三角(肥後)	嚴原(對馬)	佐須原(對馬)
鹿見(對馬)	那覇(琉球)	濱田(石見)	境(伯耆)
宮津(丹後)	敦賀(越前)	七尾(能登)	伏木(越中)
青森(陸奥)	小樽(後志)	釧路(釧路)	室蘭(樺太)

されども當時開港草創の際なるを以て其輸出入の額甚だ僅少にして遽かに其増加を見るに至らず。然るに開港を規定せる勅令正條に、滿二年毎の輸出入貨物の價額五萬圓に達せざる時は之を閉鎖するの明文あり、清水町有志者は大いに此に苦慮し、乃ち補充策として縣下茶業家と謀りて清水よりして横濱在港の船舶に茶貨の積移をなせしが如き其一例にして、要するに輸出入額の平準を謀りて同港の製茶を期したるも其間の苦衷今日より想像する能はざる程なりき。

元來清水港の外國貿易としては、當初より製茶を以て第一位に置くものなれば、開港以後は勿論製茶の輸出額第一なるを豫期したり。然るに製茶は再製を経て始めて輸出するものなるに、當時製茶再製所は悉く横濱にあり、本縣産出の製茶も一旦同再製所を経由せざるべからず、故を以て清水港より直輸出を豫期したる製茶も依然横濱に由りて輸出せられ清水港は殆んど開港の虚名を擁するの已む無きに至れり。是に於て乎開港發展策の第一は即ち横濱の獨占たる再製所を本縣に設置するに在るを看取し、茶業家海野孝三郎氏其他諸氏が唱道斡旋せし結果、明治三十八年を以て製茶再製所を静岡市に設置するに及び、本縣産製茶は勿論他府縣産のものも亦皆静岡再製所に集中するに至れり、清水町有志者は日本郵船會社に交渉を重ねるに、其直輸出船を清水港へ寄港せしむることを以てし、本縣茶業組合聯合會議所事務員海野孝三郎氏と日本郵船會社横濱支店長永井久一郎氏と折衝の結果明治三十九年五月十三日日本郵船會社は神奈川丸を清水港に寄港せしめ、此處に始めて製茶の直輸出を見るに至れり。之を端緒として翌四十年に至りては日本郵船會社は素より東洋汽船會社及外國諸汽船等亦寄港するに至り、一方静岡再製所の發展と縣下茶業の發達とは清水港輸出の一大原動力を與へ製茶の直輸出は自然に横濱を去り清水港に移り、始めて當初の目

的を確實に達成するを得たり。

製茶の海外輸出時期は輸入地の需要及價格等の關係よりして時々變動なきに非らずと雖も、普通五月に始まりて十一月に終り、六、七、八の三箇月を以て輸出最盛の時期となす。清水港へ運搬し來る製茶の内其江尻に着荷するものは、江尻海岸より直ちに本船へ積込をなすを便とするも、元來江尻海岸は少しく東風の吹くに際せば波浪高く、石炭の如き多少の濕潤を厭はざるものも沈没の虞れある爲荷役を中止し居る現況にあるが故に、高價なる茶貨を如此危険なる場所に於て荷役を爲すことは到底不可能に屬す、又同所は干潮に際して前後五、六時間は解舟の航通すら爲す能はざるに往々富士嵐の突如として至り怒濤を起し、解舟の沈没すること稀ならず、かゝる場所に於て一時間の遲速をも争ふ外國航路の船に對し、安んじて荷役をなし得べきに非らず、加之同所は税關構外なるを以て積込をなすことは到底不可能たり。されば大正六年官線鐵道の清水に延長さるゝに及び是等の不便は總て一掃せられ、貨車より降すや其附近は外國輸出入貨物積降し特許地なるを以て、直ちに手續を経て解舟に積込ことを得、三十車、五十車の貨物と雖も何等の支障なく短時間に積込を了するを得べく、江尻より更に清水に送る不便と、静岡より馬力車、小車等に由る不便とを除去し得たり、當時江尻、清水間引取賃銀を比較するに、輕便鐵道にては一噸二十三個貳拾五錢、馬力車、小車は一個壹錢五厘即ち一噸を二十二個とするも參拾參錢を要するに汽車としては一哩なるを以て、一噸貳錢五厘を出でず。斯くの如く清水港は明治三十二年開港以來、出入の船舶漸く増加し、貨物の積卸亦多きを加ふるに至れりと雖も港灣としての設備未だ全からず、僅かに解船法によりて荷役をなすに過ぎざりしかば、縣民當局相謀り清水港改良修築の議を起し、本縣知事龜井英三郎氏は

其調査を進め、次いで本縣知事李家隆介氏は之が完成を期し、明治四十一年縣會の決議を経て工費金四拾六萬五千貳百餘圓を六箇年間繼續支出とし、同四十二年五月を以て其工事に著手し、大正三年竣工せり。其修築の主なるものは清水並江尻に船入場を設け、港内を浚渫し、六萬二千餘坪を埋立て、四百餘間の護岸工事の施行にして、先是明治四十五年三保村岬端に清水燈臺の設置あり。此修築と相俟つて出入の船舶に便する所頗る多く、逐年繁榮を見るに至れり。

然るに海陸連絡の設備尙未だ充分ならずして、荷役方法の如き又甚だ不便不廉なるを免かれざるのみならず、近時内外輸出入貨物は急激の増加を示し、大正三年に於ては輸出入合計二十一萬噸、價額壹千貳百九拾五萬圓なりしもの、大正七年に至りては五十三萬噸、價額參千六百萬圓の多きに達し、噸數に於て二倍半、價格に於て約三倍の増加を示し、荷役改善の急務を絶叫せらるゝに至れり。

是に於て大正八年度より港灣の調査改修計畫の立案に手を染め、遂に國庫より工費二分の一の補助を受け、大正十年度より十五年度に至る六箇年繼續工費六百拾七萬七千圓を以て築港工事を施行することゝなれり。工事計畫の概要は清水港船溜り南隅より起り、巴川口に至る長さ百四十間の繫船岸壁を築造し、前面を二十四尺乃至三十尺に浚渫して、一萬噸級汽船一隻、八千噸級汽船一隻、三千噸級汽船二隻を同時に繫留せしめ得ることゝし、又浚渫土を利用して清水町地先二萬五千坪、不二見村地先八萬四千坪、三保村地先十五萬五千坪の埋築を行ひ、港灣陸上設備及工場用地等に充當せんとす。由來多くの港灣に缺くる所ものは商工業の發達に伴ふ、後方市區地域擴張の餘地乏しきなれども本港は接續地として清水、江尻、入江、辻の四町及二村を有し、平地面積一千七百餘町歩に亘り、且巴川沿岸の平野を以て静岡市に連なり、

後方地區の大なる多く其比を見ず、加ふるに鐵道及國道に近接し、交通の至便なること得易からざる地位に在るものと謂ふべし。

三、清水港製茶輸出統計

清水港の製茶輸出は明治三十二年開港以前にありては、其調査精確なるものを得難しと雖も、明治十年の輸出額一千三百四十個、一萬二千三百七十六貫、價額貳萬貳千五百八拾四圓なりしといふ。其後静岡茶商正野定次郎氏の報告に依るに、明治十四年の輸出額は三萬八千八百六十五個、四十二萬七千五百十五貫、價額百貳拾八萬貳千五百四拾五圓、同十五年は三萬七千七十八個、四十萬七千八百五十八貫、價額百六萬八千五百八拾八圓なりしと云へり。

而して製茶が清水港より直輸出せらるゝに至りしは、開港第一年なる明治三十三年にして、其數量僅かに二十一萬五千封度に過ぎざりしが、同三十五年には五十三萬二千封度に上り、同三十六年には七十一萬五千封度に達したり。然るに明治三十七、八兩年は日露戰役の爲船舶の寄港中止したるも、製茶貿易は此間に於て漸次其大産地たる静岡市を中心とするに至りたるを以て、三十九年戰役終了するや、日本郵船會社は米國直航の方針を採り、一躍五百二十二萬八千封度を輸出し、同四十年に至りては七百四十七萬六千封度、即ち開港第一年の明治三十三年に比し約三十倍以上に近き輸出額を示せり。爾來其輸出は年々長足の進歩を爲し明治四十二年は千四百六十三萬八千封度に達し、横濱の千三百六十一萬二千封度を凌駕するの盛況を呈し、同四十三年には千九百五十六萬二千封度となりて横濱、神戸、四日市等の諸港を併せて漸く清水一港に拮抗するを得るに至り、現今に於ては更に全國總輸出額の八、九割は清水港が占有するの盛況を致せり。今年次を追うて其輸出高を示せば次の如し。

清水港輸出製茶年額表 (清水税關支署調)

年次	入船數	個數	量 (斤)	同上換算 (封度)	價額 (圓)
明治三三	1	2,800	158,608	211,477	60,944
三四	1	2,700	154,435	205,913	60,611
三五	1	6,500	399,052	532,059	213,596
三六	1	10,000	536,421	715,228	388,064
三七	(同)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
三八	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
三九	22	61,037	3,921,699	5,228,932	1,663,401
四〇	28	98,816	5,607,610	7,476,813	2,662,397
四一	50	142,842	7,972,010	10,629,347	3,983,101
四二	54	193,206	10,979,246	14,638,995	5,221,667
四三	66	262,341	14,672,019	19,562,692	7,306,190
四四	73	317,077	18,161,140	24,214,853	8,644,359
四五	77	286,322	16,016,254	21,355,005	7,703,634
四六	77	255,020	13,875,850	18,501,133	7,736,145
四七	56	305,421	17,252,327	23,003,103	7,874,977
四八	48	365,164	20,798,322	27,731,096	9,501,419
四九	58	376,431	21,348,028	28,464,037	8,715,444
五〇	44	420,551	24,074,495	32,099,326	10,457,993
五一	42	444,551	25,699,133	34,265,511	11,217,979
五二	33	304,323	17,359,149	23,145,532	7,811,449

更に明治二十九年以降の横濱、清水、四日市、神戸各港の輸出統計は左の如し、是に依りて清水港の増加と他港の減少とを瞭かにするを得べし。(本統計は本縣再製茶業組合調査にして前記清水税關支署調査に比し、數字に僅少の相違あるも、姑く其儘を掲ぐ)

對北米合衆國綠茶重要四港輸出統計表 (静岡縣再製茶業組合調)

備考	年	度	西曆	横濱	清水	水	四日市	神戸	戶	通計	封度	價	額	百封度
米西戰爭ノタメ合衆國ニ於テ製茶課稅案議會ニ提出サレシモ七月上院ニ於テ撤回サル	同	三〇	一八九七	二六、八九〇、九五六	—	—	—	—	—	一六、七四五、四三〇	四三、六三六、三七六	九、一九八、五五八	二二、〇八	
七月ヨリ合衆國ニ於テ一封度ニツキ米貨十仙課稅サル	同	三一	一八九八	二五、九四六、〇三〇	—	—	—	—	—	一三、九八五、二九九	三九、九三二、二五九	九、一四四、一八五	二二、〇〇	
課稅中	同	三二	一九九九	二六、七〇六、二〇一	—	—	—	—	—	一四、二〇八、四三二	四〇、九四四、六三二	八、五〇六、一五二	二〇、七九	
課稅中	同	三三	一九〇〇	二五、二八四、二七	—	—	—	—	—	一三、五三三、八五四	三八、〇三六、七八〇	八、八七二、六四八	二二、三三	
課稅中	同	三四	一九〇一	二二、九〇八、五三〇	—	—	—	—	—	一二、〇六六、一七八	三六、二八、九八八	八、〇三三、三三二	二一、一八	
課稅中	同	三五	一九〇二	二四、五〇六、六七	—	—	—	—	—	一四、八四三、六三五	三九、九三三、〇七九	一〇、六四四、〇七八	二六、七八	
此年一月ヨリ合衆國ニ於テ課稅廢止サル	同	三六	一九〇三	二九、六三三、五一一	—	—	—	—	—	一五、五〇八、三九九	四四、八三四、〇三八	一四、八八、九七七	三三、三三	
日露戰爭清水寄港中止	同	三七	一九〇四	二七、五二一、九一一	—	—	—	—	—	一四、三三三、一九九	四二、五五〇、〇五	一三、六五〇、二二三	二九、七三	
日露戰爭同	同	三八	一九〇五	二二、六四三、六九九	—	—	—	—	—	九、四四三、三七八	一〇、八八二、三三七	三三、四〇六、二八四	一〇、三三三、五八五	
米國航路船清水寄港開始	同	三九	一九〇六	二七、四四七、七〇六	—	—	—	—	—	八、三三四、一八四	三三、七九六、九四七	一〇、二五三、二六〇	三三、〇七	
	同	四〇	一九〇七	一六、六九八、〇三七	—	—	—	—	—	九、四七二、〇六七	三四、二〇四、七二三	一一、二七六、〇七一	三五、八九	

本年ヨリ米國ニ於テ著色茶輸入禁止サル

課稅問題再燃ス

同 四一 一九〇八 二二、八四八、〇七六 一〇、五四五、三五 一、五二五、五七七 六、六三三、七八二 三、五七一、一五〇 二、九四四、四三三 三七、七七

同 四二 一九〇九 一三、六三三、五九九 一四、五三三、〇七 一、五五三、三二 六、二六一、四九九 三五、九四八、二〇六 二、九三三、三八〇 三五、九五

同 四三 一九一〇 一三、三六八、七 一九、四七七、七六 二、〇〇七、九三 五、一四二、三三 三八、八七三、八七 一四、六三三、一〇一 三七、六四

同 四四 一九一一 九、〇五三、三三 一三、三三三、六三 一、〇七五、九〇 五、三三三、二九八 三九、〇七七、〇七四 一四、四七〇、三二一 三七、〇三

同 四五 一九一二 八、五五三、三二 二〇、五六四、四八 一、五〇〇、五〇 四、八三八、九七〇 三五、五〇七、二八九 一三、一七三、二〇四 三七、一〇

大正 一九一三 六、〇六六、八八 一八、四四四、二二 一、八七二、五五 三、一七二、五五〇 二九、五四〇、九四五 九、二二二、八二〇 三二、一九

同 一九一四 五、六四四、二二 二二、六四四、三三 二、四三三、七〇 三、〇〇〇、八七四 三三、七四七、九九〇 二、六三三、六七八 三四、六五

同 一九一五 六、三三七、八八 二七、四四九、九三 二、三三九、三三 三、三〇七、九六八 三九、三三二、〇五九 一三、五三三、〇〇四 三四、四〇

同 一九一六 七、六六六、七三 二八、五〇六、五二 二、三三四、五四五 二、九六八、五三 四二、四六〇、四三一 一一、五五五、九三六 三〇、六

同 一九一七 五、三三三、六八 三三、三三六、六九 三、三三七、一八三 一、〇三八、四九二 四二、三三三、九七四 一三、八三三、四三〇 三三、六七

同 一九一八 五、一四四、八四 三三、九三九、九八 三、三〇九、八八二 一、四〇〇、五二四 四二、四〇〇、五二四 二〇、五五九、四九五 四九、六六

同 一九一九 一、八七七、六二 二二、八四四、五〇 二、〇七五、五七七 一、二七七、九七八 一六、九六八、九五三 六、〇〇四

同 一九二〇 一、七三三、六三 一九、七三三、八八二 一、三三八、四四〇 一、三三八、四四〇 一六、八六〇、二五 一五、〇九七、三五七 六六、一七

同 一九二一 二、〇四四、四〇八 一三、四四四、〇七 一、〇六四、五六 一、一六、五五二、九七一 八、一〇七、六四五 四八、九八

此年八月ヨリ歐洲大戰亂トナル

歐洲大戰亂中

同 上

同 上

十一月歐洲大戰亂終熄ス

紅茶ノ供給過多及財界ノ變調ハ本邦茶輸出不振ノ重大因ナリ

猶最近五箇年の本縣製茶輸出額と全國製茶輸出額とを比較すれば次の如し。

年次	全國製茶輸出額	本縣製茶輸出額	比
大正六年	六六、八九三、四九三	四二、三四五、九七四	〇、六三
同 七年	五一、四二七、七五六	四一、四〇〇、五一四	〇、八五
同 八年	三〇、九三四、三七五	二七、七九九、七二八	〇、八九
同 九年	二六、四三七、七二八	二二、八一六、〇一五	〇、八六
同 十年	一五、八六二、九三三	一三、四六四、六二〇	〇、八四

更に清水港と他の諸港との製茶輸出額を比較すれば次の如し。

年次	清水港輸出額	其他ノ港ヨリ輸出額	比 例
大正六年	三三、二一三、七六〇	二〇、八五二、七五七	一、五九
同 七年	三三、〇七〇、二六〇	一七、一六二、六六六	一、九二
同 八年	二四、一六〇、三六〇	七、七八八、六六八	三、一一
同 九年	二〇、一〇一、九五〇	五、二八五、六〇〇	三、八二
同 十年	一三、四六四、六二〇	三、二五七、六〇〇	四、一〇

四、製茶直輸出仕向地

明治九年沼津積信社の再製直輸出仕向地は三井物産會社に依りて紐育にて販賣し、有信社も同じく紐育へ輸出し、明治十八年丸尾文六、尾崎伊兵衛其他の諸氏の清水直輸製茶會社は、大倉組の手により紐育ビレー商會に輸出し、明治二十七年日本製茶會社は米國紐育、市俄古及桑港に輸出し、富士合資會社の前身謙光社は桑港に支店を置いて輸出し、明治三十三年東陽製茶株式會社は其販路を米國市俄古、紐育モントリヤールの三箇所に輸出したるが、其後販路年を逐うて擴張せり、最近の仕向地は次の如し。

年 度	仕向地別輸出茶統計 (静岡縣再製茶業組合調査)			
	紐育及東部	市 俄 古	太平洋沿岸	加 奈 陀
大正元年	一三、三五、六三三	一三、五九六、二八七	四、九二、九四一	三、七三、四〇八
同 二年	七、六一、四〇〇	一四、二九、七四〇	四、二四九、七五三	三、四九、九三三
同 三年	八、五五、四四〇	一五、九七五、四八三	四、七八五、四六五	四、四五、六三三
同 四年	九、四〇、一四九	一九、四八〇、七九八	四、七九二、五五〇	五、八九七、五六一
同 五年	七、六六、二七六	二二、五二、二四六	五、五二八、一四三	六、七三、七六六
同 六年	六、三三、五五二	二三、五四、九六三	五、七二六、〇〇四	七、一四三、四七七
(單位封度)				
			合 計	
			三五、〇七、二八九	
			二九、五四〇、九四五	
			三三、七四七、九九〇	
			三九、三一、〇五九	
			四一、四六〇、四三二	
			四二、三四五、九七四	

大正七年	九、七九六、七〇九	一九、九三四、七五五	五、八三〇、八七五	四一、四〇〇、五二四
同 八年	五、四四八、〇五五	一四、七二六、六二三	三、七八九、〇一八	二七、七九九、七八
同 九年	五、四四、五九九	一〇、七二五、四九五	三、一三三、二〇二	三三、八六〇、二五
同 十年	五、八八、二六〇	五、七〇四、五五五	三、九一、九七〇	一六、五三、九七一

五、製茶輸出業者

自ら再製を爲さず専ら再製茶を買入れて輸出する者の主なるは次の如し。

Hunt. Co. ハント商會 北番町

維新前長崎に於て製茶輸出業を始め、維新後横濱に移り明治四十五年静岡市に移轉し、製茶輸出業をなせり。

John. C. Siegfried. Co. シーグフリード商會 安西

最初フランケン、スタイン商會と合同經營したりしも後分離して神戸に創立し、明治三十五年静岡市に支店を設置し製茶輸出をなせり。

J. C. Whitney. Co. ホキットニー商會 安西

明治四十四年四月静岡市に出張所を設置す、其以前は直接米國ホキットニー商會より静岡に出張し來り製茶買入をなせり。

Gottlieb. Co. ゴットリーブ商會 安西一丁目

明治三十九年静岡市にゴットリーブ水谷商會出張所を設け、同四十一年同出張所を廢し、同四十二年安西一丁目ゴットリーブ商會静岡出張所を設け製茶輸出をなせり。

J. H. Peterson. Co. ピーターソン商會 安西

本店を市俄古に有し、明治四十年静岡市に出張所を設け製茶輸出をなせり。

Carter. Macy. Co. カーター、メイシー商會 安西一丁目

明治三十年横濱に創業し大正元年静岡市に支店を設置し製茶輸出をなせり。

Barkley. Co. Inc. バークレー商會 北番町

明治三十九年静岡市に製茶輸出業を開始せり。

Ofs. A. Poole プール商會 安西

明治四十年横濱スマイス、ペーカー商會を繼承し、同四十三年静岡市に出張し製茶輸出をなせり。

Siegrfried. Schmidt. Co. シーグフリードシュミット商會 鷹匠町二丁目

大正六年三月ジョン、シグフリード商會より分離して輸出をなせり。

Irwin. Harisons. Crosfield. Inc. アイウイン、ハリソン、アンド、クロツスフキルド商會 安西

大正三年五月静岡市に於て製茶輸出業をなせり。

W. I. Smith. Co. スミス商會 安西一丁目

明治四十二年ゴットリーブ商會より出で静岡に於て製茶輸出業をなせり。

J. A. Folger. Co. フォルジャー商會 北番町

明治四十四年静岡市に於て製茶輸出業をなせり。

明治貿易株式会社 北番町

大正六年古谷、西村商會と合同し、静岡に出張所を設け製茶輸出業を開始せり。

淺野貿易商會 安西

大正七年東京淺野、神戸鈴木及組育のグレース三氏の提携にして製茶輸出業をなせり。

太平洋米國貿易會社出張所 安西

大正七年出張所を新設せり、本店は桑港にあり。

六、各輸出業者の輸出統計

大正元年以來の各輸出業者の製茶輸出數量左の如し。

對北米合衆國 英領加奈陀 綠茶輸出統計表 (静岡縣再製茶業組合調)

(單位封度)

荷主	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度
(ホキットニー)	四、六四、八五	三、三三、五三	四、五五、二八	五、四三、七六	六、一九、五八	五、九一、九四	五、〇六、五四	四、〇五、四四	三、八八、五三	二、八三、二五
(ヘーリヤ)	五、三三、四三	四、八七、四九	四、八九、八〇	五、九四、三三	六、〇八、六四	五、七五、八三	四、八五、三〇	三、七七、五九	三、五七、七九	二、七九、八四
(アイウインハリソン)	—	—	一、七四、六〇	四、四三、四一	三、六〇、八二	四、九八、〇五	四、八〇、四五	三、六九、八〇	二、九六、九三	二、四六、五八
(富士製茶會社)	一、四七、〇八	一、七九、二二	二、一七、四八	二、六四、四九	二、〇四、六二	二、九八、〇九	二、四九、四五	一、四〇、三三	一、四〇、三三	九三、〇〇
(伊藤製茶部)	一、六五、三〇	二、一九、四五	二、四八、四七	二、三九、一七	二、三六、四五	三、三六、八三	二、五〇、六四	一、九四、一七	一、三〇、四九	一、七六、四〇
(シグフリード)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(シュミット)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(プランテン)	一、四九、四二	一、三九、七七	一、四六、二八	一、九三、七四	一、九三、九三	一、九六、八五	一、八〇、九七	一、〇八、五六	一、〇三、〇五	一、〇五、四二
(メーシュー)	五、二四、二七	四、三三、六七	四、四九、七八	四、九四、五八	五、三三、七六	三、五〇、三五	四、二四、六九	一、七九、七六	一、三二、四六	一、〇四、九四
(ゴットリーブ)	二、七九、九五	一、八七、四六	一、二五、三八	二、三九、八五	—	—	一、五三、九五	一、二七、七五	九五八、五八	四〇七、九三
(天野)	—	一、七八、五三	—	—	—	—	—	—	—	—
(ブール)	一、四三、七八	一、六六、四八	一、四四、二七	一、一九、五三	九四〇、二六	—	六八一、六一	—	五五八、〇九	二九七、八八
(スミ)	六〇、二九	五七、二五	六七、三九	九〇、一〇	九八、九七	八三、四一	一、〇四、二九	—	七五八、四三	三〇〇、二六
(岩上)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(古屋)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(ヤシ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(ウール)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(スライ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(村井貿易會社)	一、四四、四六	一、〇三、七〇	一、〇三、七二	一、二〇、四三	一、〇一、五六	一、三三、八三	一、三二、六六	—	—	—
(英一)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—